

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）に関する意見募集の結果について

1 本文及び別添（安全管理措置）

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>個人情報が漏洩した場合や漏洩した恐れのある場合における「公表規定」と「賠償責任規定」を設定していただきたい。</p>	<p>特定個人情報の漏えい等個別の事案の取扱いについては、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定めることとしています。 本ガイドラインは、番号法に基づいて当委員会が特定個人情報の取扱いに関して監視・監督権限を行使するに当たり、その基準を示しているものであり、事業者と本人等との間の民事責任についてまで本ガイドラインに記載することは適当ではありません。</p>
2	<p>◆意見1 【該当箇所】P10-11「第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置」（3）罰則の強化 【意見】原則として故意の場合の適用であり、たまたま漏れた場合などについては過敏な反応はしないということを明記すべきである。 【理由】「罰則の強化」という表現は、事業者を過度に萎縮させる懸念があるので、何らかの緩衝材的な説明が必要である。</p>	<p>御指摘の点については、立法過程において議論されており、また、内閣官房とも連携しながら、番号制度の広報等を通じて、混乱が生じないよう対応していく予定です。</p>
3	<p>番号法に関して違反行為があり懲役の適用や罰金刑が科される場合について、p. 10 の委員会による監視や罰則の規程に明記されていますが、その懲役刑・罰金刑に至るまでの流れ・手順が明記されていないのでガイドランスに細かく記載する必要があるのではないのでしょうか。数十人による構成の委員会による告発が基本となるのであれば、国民すべてを把握することになるとと思いますが、現実的に個人や会社（特に個人事業・中小企業）での番号法の違反行為をくまなく把握するのは無理と思われる。なにか現実的な手段があるのかどうかを資料に明記してほしい。</p>	<p>当委員会は罰則の適用に関して犯則調査権限等の権限を有するものではないので、罰則の適用手続を本ガイドライン上に示すことは適当ではありません。</p>
4	<p>4. 「関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める」の「別に定める」は今後どのような形で定められる予定でしょうか。</p>	<p>今後検討の上、公表します。</p>
5	<p>5. (1)グループ会社におけるマイナンバーの取り扱い (2)本人なりすましによるマイナンバーの情報漏えい (1)グループ会社において、マイナンバーの不適切な利用により法令違反になる事象が生じた場合、親会社も何らかの罰則や監督官庁からの指導・命令（グループ会社の管理・監督状況等）を受けることがあるのでしょうか。(2)マイナンバーの適切な管理を実施していたにもかかわらず、不正な本人へのなりすましを見抜けず、マイナンバーの漏えい事象を防ぎきれなかった場合、企業として罰則を課されるのでしょうか。また、適切な業務実施をしていたことを証明するための報告（企業が採用している安全管理措置）が課されるのでしょうか。</p>	<p>グループ会社において、委託関係による監督義務があれば、その責任を果たす必要があります。罰則の適用については、当委員会は権限を有するものではありません。</p>
6	<p>（該当箇所） 第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 （3）罰則の強化 本文の11～12ページ表 （御意見） 番号法においては、罰則を新設する等罰則が強化されており、その罰則内容には差異がみられる。それぞれの行為による差異の基準が不明確であるため、明確にすべきである。</p>	<p>正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供する行為は処罰の対象（番号法第67条）となりますが、これは行為の悪質性、想定される被害の大きさ等に照らし、番号法の中で最も重い法定刑となっています。その他罰則の考え方については、内閣府大臣官房番号制度担当室が公表している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」を参照してください。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>(理由)</p> <p>番号法においては、個人情報保護法の類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている。その罰則は、行為により差異を設けているが、同種法律における類似既定の罰則にタダ上限を引き上げただけのように見える。何故このような差異を設けたのか、その基準が不明確であるため、その基準を明確にする必要がある。</p>	
7	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】12 【番号】3-8 【ご質問・意見】</p> <p>本ガイドラインについては必要に応じ見直しを行うとあるが、閣議決定された日本再興戦略では、「公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民の普及に向けた取組についての検討は2016年1月までに、マイナンバーの利用範囲拡大は2015年3月末までに、方向性を明らかにする予定」とある。特定個人情報保護委員会としてもこのスケジュールに沿って見直しの検討を進める予定であるか確認したい。</p>	<p>個人番号の利用を拡大するため制度が改正されれば、必要に応じて本ガイドラインを見直します。</p>
8	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】10 【番号】3-4(3) 【ご質問・意見】悪意や故意ではない過失による紛失（「社有車内に特定個人番号の記載された書類を入れたカバンを置き忘れて紛失した」「マイナンバーが記載された書類を社内紛失した」等）については、第3-4(3)の罰則規定表内に特段の規定がありません。この場合は、第3-6に規定のとおり、別途規定に定められることとなりますか。その場合、この別途規定はいずれを確認すればよろしいでしょうか。</p>	<p>「第3-6 特定個人情報の漏えい事案の発生等した場合の対応等」は、特定個人情報の漏えいがあった場合の関係省庁との連携方法を今後定める旨を記載したものであり、罰則を規定するものではありません。</p>
9	<p>【該当箇所】P14 【意見】年金業務におけるガイドラインは示されておらず、今回の事業者編のガイドラインからもその内容について読み取ることが出来ないが、P14「A」の「b」、1行目にある、「従業員等を有する全ての事業者が・・・」にある「従業員等」の等には、企業年金の加入者が含まれるのか？また、「事業者」という言葉に、「企業年金基金（確定給付及び確定拠出企業年金等）」は含まれるのか？ 今回のガイドラインでは、その部分を読み取れない、年金業務におけるガイドラインを早急かつ詳細に作成願いたい。 企業年金で作成する主な法定調書には、次のようなものが挙げられる。 ①退職所得の源泉徴収票 ②公的年金等源泉徴収票 ③退職手当等受給者別支払調書 ④非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書、生命保険契約等の一時金の支払調書 これらについて追加記載願いたい。 【理由】 企業年金基金（確定給付及び確定拠出企業年金等）も関係事務実施者としての業務が発生するため、詳細なガイドラインが必須である。（税務） 主な該当業務（国税・地方税納付等） ①加入者退職時又は死亡時に支払う給付金に係る税務関連調書 ②年金受給者（既存及び加入者退職後）の、年金給付、一時金給付等の税務関連調書。</p>	<p>本ガイドラインは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人等を除く全ての事業者を対象としたものですので、企業年金基金は本ガイドラインの対象となります。なお、御質問の「従業員等を有する全ての事業者が・・・」にある「従業員等」の等には企業年金の加入者が含まれ、また、「事業者」に「企業年金基金」は含まれます。年金業務に関するガイドラインの作成についての御要望は、厚生労働省に情報提供させていただきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>なお、既存の受給者数は、大きな規模では、5～6万人、企業年金連合会においては、600万人超といった規模となり、受給者の住居地も全国に拡散しているため、対面しての番号の取得及び本人確認は極めて困難な状況であり、適切な取扱いに関するガイドラインが必要不可欠である。</p> <p>是非、実状を再認識いただき年金業務におけるガイドラインの作成をお願いします。</p>	
10	<p>国税の法定調書は、支払金額により提出範囲（提出義務の範囲）が定められています。現在、支払額が定められたの金額に満たず、提出範囲ではない（提出義務のない）支払調書を税務署長に提出した場合でも税務署長から受付を拒否されることはありません。今後、支払調書に個人番号を記入することとなりますが、支払額が定められたの金額に満たず、提出範囲ではない（提出義務のない）支払調書を税務署長に提出した場合、目的外利用となるのか、それとも、目的外利用とはならないか、明確に記載していただきたい。システム改修に必要な重要な項目です。よろしくをお願いします。</p>	<p>支払金額が一定の金額に満たないことから、その提出を要しないこととされている支払調書についても、提出することまで禁止されておらず、支払調書であることに変わりはないと考えられることから、支払調書作成事務のために個人番号の提供を受けている場合には、それを税務署長に提出したとしても目的外利用になりません。</p>
11	<p>14頁A-bの補足（*印）の2つ目によると、従業員が扶養家族の個人番号を扶養控除等申告書に記載することも個人番号関係事務に相当するとある。これは即ち、扶養家族を持つ従業員は全員、個人番号関係事務実施者になることを意味するが、企業としてこの従業員を個人番号関係事務実施者として指定するという意味ではないと解してよいか。23頁のBを見ると、従業員は扶養控除申告書を提出する法的義務を負っているのが個人番号事務実施者と位置付けられるとあり、あえて企業として指定しなくても、法的義務により自動的に個人番号事務実施者と見なされるかのように記載されている。会社からの指示ということで、従業員が扶養家族の個人番号を集めて会社に提出するまでの行為が、当該企業としての個人番号関係事務に当たるとすれば、企業として全社員を個人番号関係事務実施者として監督せねばならず、扶養家族の個人番号を会社に提出するまでに漏洩した場合の責任も会社が負うことになるが、それは違うように思われる。扶養家族の個人番号を扱う上で、従業員が個人番号関係事務実施者に相当し、法的な制約を受ける旨は会社として社員に注意喚起することは必要だと思われるが、会社に提出されるまでの個人番号関係事務が企業の責任範囲外であることをガイドラインに明記して頂きたい。逆に、もしも企業の人事部門担当者と同様に、企業として個人番号事務実施者として定義する必要があるなら、どのように対処すべきなのかを示して頂きたい。</p>	<p>扶養控除等申告書は、事業者が従業員等を「個人番号関係事務実施者」と指定して提出を受けるものではありません。また、扶養控除等申告書の提出を受ける場合の事業者（個人番号関係事務実施者）と従業員等（個人番号関係事務実施者）との関係は、委託に基づくものではないため、番号法における委託先に対する監督義務が生ずることはありません。したがって、従業員等が事業者に扶養控除等申告書を提出するまでの間に、その扶養控除等申告書に記載されている扶養親族等の個人番号が漏えいした場合においても、事業者が責任を負うことはありません。</p>
12	<p>14頁B-aで、利用目的の同意は、利用が一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があるとなっている。</p> <p>その意味で、その例にある「源泉徴収票作成事務」という粒度は妥当だと思われるが、この粒度では列挙する事務数がかなり多くなり、事務によっては従業員が普段意識しないものもあり、かえって合理的に社員が予想できない場合もある。</p> <p>このため、「社会保障、税および災害対策に関わる事務で、その届出に際して個人番号の記載が義務付けられているものにのみ利用する」といった提示の方が合理的であり、社員も理解しやすく、同意も求めやすいように思われる。</p> <p>もしもこのような方法が妥当なのであれば、企業の従業員に対する目的同意方法の具体的事例として記載してはどうか。</p>	<p>利用目的の特定は、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があります。</p> <p>本ガイドラインの例示は、そのような観点からの記載例です。</p>
13	<p>・本文 p.16 の上部の説明に「通知等の方法としては... 利用目的を記載した書類の提示...」とありますが、書類のサンプル（具体例・雛形）の公開予定はあるでしょうか。中小事業者の事務負担軽減のためガイドラインに雛形の公開をお願いしたい。</p>	<p>通知等の方法は、事業者ごとに異なると考えられることから、当委員会において雛形等を示す予定はありません。</p>
14	<p>・本文 p.16 の上部の説明に「通知等の方法としては... 就業規則への明記等の方法...」とありますが、就業規則への明記があれば一人ひとりの社員個別に「利用目的を記載した書類の提示」は不要と読み取れます。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	す。このような認識でよいでしょうか。もし認識が異なる場合はガイドラインへの明記をお願いします。	
15	<p>第3-4(1)イにおいて、個人番号は生存する個人のものだけでなく死者のものも含むとされています。一方、個人情報とは生存する個人に関する情報とされています。このため、死者については、個人番号の利用目的や安全管理措置について番号法の規定に拘束されるものの、死者の個人番号を含む死亡した個人に関する情報は特定個人情報には該当しないことから、番号法の利用目的の範囲内であれば、番号法に規定する特定個人情報の利用の制限にかかわらず使用や提供が可能と考えます。</p> <p>したがって、災害対策と同様、死亡した者に関する情報を他の個人番号関係事務実施者と共有することで、遺族の手間を省略することが可能と考えられますが、この考え方で間違いがないでしょうか。間違いがない場合、このような利用が認められることを明記していただきたいと思います。</p>	<p>御理解のとおり、死者の個人番号を含む個人に関する情報は、特定個人情報に該当しないこととなります。したがって、死者の個人番号については、番号法における特定個人情報に関する規定の適用はありません（番号法第19条等）。</p> <p>一方、番号法第9条に規定する「利用範囲」は、「個人番号」の利用範囲となります。個人番号には死者の個人番号を含むことから、当該個人番号の本人が生存しているか否かにかかわらず、番号法第9条の規定の範囲内で個人番号を利用することとなります。</p>
16	<p>第4-1-(1)Bの（利用が認められる場合）に、様々なケースを例示いただいています。個人番号の提供を受け、本人確認を行う事務が膨大になるのではないかと危惧しておりましたが、まずは一安心です。そこで確認ですが、これらの取り扱い、法律、施行令、施行規則の何条をどのように解釈すればよいか御教示願います。解釈に基づき安全管理措置などを適用したいと考えていますので、ぜひ、ガイドラインに記載をお願いします。</p>	<p>番号法第9条及び各行政手続の所管法令を根拠としています。</p>
17	<p>第4-1-(1)Bの（利用が認められる場合）において、一つ目の源泉徴収票作成事務については同一の雇用契約が継続している社員の給与に関するものであることから、本人から一度個人番号の提供を受ければおいと理解できますが、2つ目以降の例では雇用関係がいったん終了し、新たな雇用関係が発生するなど同一の契約ではありません。各契約ごとに個人番号を廃棄すべきものと考えていましたが、契約終了後も保管の上、後続の契約で利用できることを知り、安心したところです。</p> <p>ところで、そうすると、継続して個人番号を保有する根拠条文がどれで、保管に当たってどのような点に注意すべきか、また、本文では改めて利用目的の特定と本人への通知を行わなければならないとされているにもかかわらず、上記の例が認められる理由を明記願います。</p> <p>この例のような取り扱いが認められるような利用目的を特定する文案について、具体的に記載いただければ、法令を遵守できますので、例文を複数掲載願います。</p>	<p>行政手続の所管法令において、書類等を一定期間保存することを義務付けている場合があります。</p> <p>御指摘の例示は、同一の利用目的内であることから個人番号の利用が認められるものです。</p> <p>御指摘の文案については、本ガイドラインで具体的に記載することは困難です。</p>
18	<p>■本文の14ページ 利用目的を超えた個人番号の利用禁止に関する3行目</p> <p>【意見】 国の施策により新たに個人番号を利用するケースが増えた場合においては、取得する工数を緩和するため、容易な手続きで済むような運用を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 個人番号の利用に関して同意を取得することは、従業員本人及び会社にとっても多大な工数が必要となり、負担であるため。</p>	<p>御要望を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
19	<p>(2) マイナンバーが記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるので、退職後すぐに当該書類等を廃棄又は削除する必要がないことから、例えば、派遣期間満了で終了し雇用関係のない登録派遣労働者も当然に同様の取り扱いと考えます。さらにマイナンバーの適切な管理のもと、当該登録派遣労働者が、再度新たな労働契約を結ぶ際には、すでに派遣会社は保存義務の範囲内でマイナンバーを取得しているので、利用目的に変更がない限り、ガイドラインの例示に沿えば、マイナンバーを再利用することができるようにすべきです。</p>	<p>御理解のとおり、個人番号を利用目的の範囲内で利用することは可能です。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
20	<p>(該当箇所) 本文の14ページ 26行目～28行目</p> <p>(意見) ○従業員等による行為について記載されているが、趣旨が不明確である。 当該従業員は当該行為に関連してマイナンバー法に基づく安全管理措置を講じる必要があるとも思えるが、どのような措置を講じる必要があるのか、また、事業者としてこれに関与しなければならないのか、関与しなければならないとすると、事業者はどのような点に注意すればよいのか、具体的に追記いただきたい。</p> <p>(理由) ○本ガイドラインの対象は事業者であるところ、突如として従業員が義務主体となる行為に関する記載がなされ、混乱を招くおそれがある。</p>	<p>所得税法上、従業員等は、扶養親族から個人番号の提供を受け、扶養控除等申告書に記載し、事業者に提出する義務があり、その点が個人番号関係事務に当たることを説明しています。</p> <p>この場合、従業員等は自ら個人番号関係事務実施者として扶養親族の個人番号の提供を受け、扶養控除等申告書を事業者に提出するものであることから、事業者が番号法上の監督義務を負うものではありません。</p>
21	<p>(該当箇所) P15「*〈不動産の賃貸借契約を追加して締結した場合〉前の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために取得した個人番号を適法に保管している場合、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、後の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために利用することができると解される。」(意見) ガイドラインに上記の記載があるが、契約の変更を伴わず、既存の契約や承諾に基づき賃借料等の支払のみ行うような場合は、利用目的の変更も無く、本人への通知も不要と考えるが相違ないか。</p>	御理解のとおりです。
22	<p>■利用目的の特定について 個人番号の利用目的が、税、社会保障、災害対策に限られている現状では、民間企業における個人番号の利用目的は、基本的に全ての民間企業共通であると思われます。したがって、個人番号取得の際に、従業員に対して行う利用目的の特定についても、基本的に全ての民間企業共通であると思います。以上のことから、民間企業が、従業員の個人番号を取得する際に、幅広く利用することができるフォーマットの明示をお願いします。</p>	<p>利用目的は、個人番号を取り扱う事業者が、番号法であらかじめ限定的に定められた事務の範囲の中から特定するものであり、本ガイドラインにおいては「源泉徴収票作成事務」などのように利用目的の特定の程度を例示してあります。なお、本ガイドラインで全ての事業者共通のフォーマットを明示することは困難です。</p>
23	<p>11.【利用目的の通知】 該当箇所： P27 第4-6 個人情報保護法の主な規定 意見： 個人番号の提供を受けるに当たり、あらかじめ利用目的を通知することが義務付けられているが、本人からの同意は不要との認識でよいか。</p>	御理解のとおりです。
24	<p>1.【給与等の支払を受ける者へ交付する源泉徴収票】 該当箇所： 本文P13 第4-1-(1) 個人情報の利用制限 意見： 源泉徴収票に従業員等の個人番号を記載するのは行政機関等に源泉徴収票を提出する場合であるとの認識だが、給与等の支払を受ける者へ交付する源泉徴収票には個人番号の印字をしないもしくはマスキングするなどの処置が必要か。</p>	従業員等本人に交付する源泉徴収票について個人番号をマスキングする等の措置は必要ありません。
25	<p>2.【給与等の支払を受ける者へ交付する源泉徴収票】 該当箇所： 本文P13 第4-1-(1) 個人情報の利用制限 意見： 雇用契約の時点で源泉徴収票作成対象者と見込める場合は個人番号収集が認められているが、税務</p>	本来、個人番号関係事務が発生した時点で個人番号の提供を受けるのが原則ですが、事業者の事務の効率化等の見地から、個人番号関係事務の発生が予想できる場合には、事前に個人番号の提供を受けることが可能

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>署への提出対象は年末調整の有無や給与支払額等により限定されており、これは税制に応じて変動すると認識している。</p> <p>この場合「個人番号の利用が見込める」ということを事業者としてどのように捉え、判断するべきか。</p>	<p>です。</p>
26	<p>1. 個人番号の利用制限について（1）（本文 14 頁「第 4-1-(1) 1 A-a, b」）</p> <p>個人番号を利用することができる事務の範囲は、「個人番号利用事務」と「個人番号関係事務」に限定されているが、その中で個人番号の記載が必要な書類の具体例として、「給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等」とある。個人番号を利用することができる事務の範囲が限定され、その一方で利用目的を超えた利用が禁止されている以上、個人番号の記載が必要な書類の範囲は明確に限定し、事務に混乱が起らないようにしていただきたい。なお、事業者の事務の独自性や効率性に配慮して「等」としているのであれば、「安全管理措置を講じた上で事業者の事務において必要となる書類で、例えば、…、…、…」と例示していただくとともに、事業者が一定の合理性をもって個人番号の利用を必要と判断して行った事務処理については、その判断を尊重することとし、直ちに法律違反を問うことがないようにしていただきたい。</p>	<p>所得税法等の法律によって定められるものであり、本ガイドライン上に全てを記載することは困難です。</p>
27	<p>2. 個人番号の利用制限について（2）（本文 15 頁「第 4-1-(1) 1 B」、本文 31 頁「第 4-3-(3) B」）</p> <p>雇用契約が一度終了した後に、同一の従業員等についての新しい雇用契約が締結され、個人番号を継続して利用するような場合も考えられる。このような場合においては、当該事業者における個人番号の保管の状況や労働契約法等の関連する他の法令の規定とのバランスに十分配慮して、ある程度柔軟に利用することができるようにしていただきたい。</p>	<p>御質問のような場合には、同じ利用目的の範囲内であれば、当該個人番号を利用することができます。</p>
28	<p>14 頁「B a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止」</p> <p>★意見</p> <p>源泉徴収票作成事務について</p> <p>1. 退職所得についても例示を明記すべきである。</p> <p>2. 源泉徴収票作成事務は、受給者交付用を作成する事務の他、一定の要件に該当する場合には法定調書として税務署長へ提出するために作成する事務の二つが考えられる。交付先が異なるが、本人の同意を受ける際には、単に「源泉徴収票作成事務」と伝えることで、両方の目的を果たすことを明記すべきである。</p> <p>3. 「源泉徴収票作成事務」には、市区町村への給与支払報告書作成事務も含むものとして取り扱うべきである。同様に、退職所得の市区町村への特別徴収票の作成事務も含むものとして取り扱うべきである。</p> <p>★理由</p> <p>1. 源泉徴収票には、給与所得の源泉徴収票と退職所得の源泉徴収票の 2 種類がある。それぞれ作成する内容が異なると考えるが、ガイドラインが明記しているのは給与所得のみであるように読み取れるため。</p> <p>2. これらの作成事務は一方を行うことで、同時に完成できる内容であるため。</p> <p>3. 給与所得および退職所得の源泉徴収票作成事務を行うことで、同時に、市区町村提出用の給与支払報告書および特別徴収票の作成もできるため。</p> <p>* なお、源泉徴収票と給与支払報告書または特別徴収票は別のものであると考えるのであれば、そのことを周知させるため参考としてガイドラインに銘記すべきである。</p>	<p>本ガイドラインの事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではありません。</p> <p>なお、御質問の点については、給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収票とともに統一的な書式で作成することとなることから、「源泉徴収票作成事務」という現状の記載で読み取れるものと考えます。</p>
29	<p>事業者向けガイドライン 15 頁において、「〈退職者について再雇用契約が締結された場合〉前の雇用契約を締</p>	<p>退職者についても、その者が提出した扶養控除等申告書等は、所得税法</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>結した際に給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の雇用契約に基づき給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用することができる」とされています。しかしながら、特定個人情報とは退職後、速やかに削除する必要のあるものと理解しております。したがって、上記の具体例の適用場面は、退職後直ちに再雇用される場合に限定され、退職後、暫く立ってから（例えば5年経過後）再雇用する場合は既に従前の特定個人情報は保存されていないはずですので、新たに個人番号の提供を求める必要があると考えられます。その旨、上記の具体例の修正をお願いします。</p>	<p>等を根拠として、保存義務が課されていますので、必ずしも退職後速やかに削除するわけではないと考えられます。したがって、退職後、再雇用するに当たり、適法に個人番号を保管している場合も考えられますので、そのような場合には、当初の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。一方、保存期間が経過し、個人番号が既に廃棄されている場合には、再度提供を求めることとなります。なお、本ガイドラインの記載は、適法に個人番号を保管していることを前提としています。</p>
30	<p>【該当箇所】本文P13、P15  【意見】「第4-1-(1)個人番号の利用制限 □1個人番号の原則的な取扱い」の1～2行目には、「個人番号は、(中略)具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。」とあり、P15の上から1～2行目には「* (中略)「健康保険・厚生年金保険加入等事務」ように特定することが考えられる」とあることから、ここに記載されている「健康保険・厚生年金保険加入等事務」等をもって利用目的を具体的に記述したものと理解できるがそれで良いのか。それであれば、利用できる事務は全て法律で定められているので、このレベルに該当する個人番号関係事務を列挙しガイドラインに記述することが望ましい。なお、P15の記載には「健康保険・厚生年金保険加入等事務」、「健康保険・厚生年金保険届出等事務」のように異なる表現が使われているが、これらは同じ特定目的の事務を指していると考えられるので同じ表現とするべきではないか。また表現中にある「等」は、利用目的を特定する上で差し障りがないと考えてよいか。  【理由】事業者が個人番号関係事務として個人番号を利用しなければならない事務が列挙されていれば、中小規模事業者をはじめこうした事務に慣れていない事業者が利用目的の特定を容易かつ適正に行うことができる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「健康保険・厚生年金保険届出事務」に表現を改めました。  利用目的の特定の程度としては、本人が一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があります。個人番号を利用する事務は法律で定められますが、その中で実際に事業者が行う事務はそれぞれの事業者によって異なりますので、個人番号を利用する事務を列挙することは困難です。「等」の示す範囲によりますが、本人が一般的かつ合理的に予想できる程度であれば「等」という表現は可能であると考えられます。</p>
31	<p>【該当箇所】本文P5、P11、P14、P48、P49等  【意見】「個人番号関係事務」やそれに従事する「事務取扱担当者」というのは、個人番号の取扱いの局面（取得から利用・保管・廃棄まで）の一連のことを「個人番号関係事務」と言い、その各局面を担当する者は全て「事務取扱担当者」であることを明記しておくことが望ましい。  【理由】例えば、委員などの外部への報酬支払いの場合、個人番号を取得する担当者（部門）と実際に支払調書を作成する担当者（部門）とが異なる場合がある。そうした場合、支払調書作成事務に関わる担当者とは、両者とも指すことを認識しておく必要がある。</p>	<p>「個人番号関係事務」は、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいい、当然、個人番号の収集、保管、利用という一連の行為を含みます。そして、事業者が法人であれば、個人番号関係事務の主体は法人自身であり、具体的に個人番号関係事務に従事する従業者はその法人と一体の者として個人番号関係事務実施者となり、事業者が個人であっても、具体的に個人番号関係事務に従事する従業者は、その個人の代理人として、その個人と一体の者として個人番号関係事務実施者となります。この点については、収集制限の事例（P30、二つ目の*）では、「個人番号が記載された書類等を受け取る担当者も個人番号関係事務に従事している」旨を記載し、当然の前提としています。</p>
32	<p>【頁数】15  【項番】第4-1-(1)□1-B-a  【意見内容】「したがって、個人番号についても・・・(中略)・・・利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、…(中略)・・・改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない」とあるが、提供を受けた個人番号は利用目的別の管理が必要になるのか確認したい。</p>	<p>必ずしも個人番号の利用目的ごとに管理する必要はありませんが、当初特定した利用目的を超えて個人番号を利用することがないように管理する必要があります。</p>
33	<p>【頁数】16</p>	<p>個別の事象によって判断が必要になると考えられますので、具体例を挙</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【項番】第4-1-(1)-□2-b  【意見内容】「人の生命、身体又は財産の保護のため」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか確認したい。  【理由等】個人番号の利用に係る例外的な取扱いについて確認したいため。</p>	<p>げることは困難です。</p>
34	<p>【該当箇所】  第4-1-(1)  【意見】  ・従業員が、所得税法第203条第1項の規定に従って、自身の個人番号を退職所得の受給に関する申告書に記載して、事業者（委託先を含む）に提出することについて、扶養控除等申告書と同様、個人番号関係事務に当たり、事業者（委託先を含む）が番号法第16条に規定する本人確認を行う必要はないという理解で良いか、確認させていただきたい。  【理由等】  根拠法のある商品（確定給付企業年金、確定拠出年金、厚年基金）では左記申告書を取扱うため、番号法における取扱いを確認したい。</p>	<p>扶養控除等申告書は、従業員等が扶養親族の個人番号を収集し、これを書式に記載し、事業者に提出する点で個人番号関係事務とされ、従業員等が扶養親族の個人番号について自ら本人確認する義務が課されているものです。一方、従業員等本人の個人番号については、本人が個人番号関係事務実施者たる事業者に提出するものであり、事業者において本人確認をする義務があります。退職所得の受給に関する申告書は、所得税法（昭和40年法律第33号）により本人の個人番号を記載して提出することとなっていますが、扶養控除等申告書と異なり、扶養親族等の他人の個人番号を記載することとはなっていないので、従業員等本人にとって個人番号関係事務に当たりません。したがって、本人から提出を受ける事業者が個人番号関係事務実施者として従業員等の本人確認を実施する必要があります。</p>
35	<p>【該当箇所】第4-1-(1) 1 B a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止  【意見】・個人番号の利用目的の特定の方法として、「源泉徴収票作成事務」が例示されていることから、利用目的については、「給与所得の源泉徴収票」や「退職所得の源泉徴収票」という法定調書の種類まで特定したうえで、本人に通知等を行う必要はないとの理解で良いか、確認させていただきたい。【理由等】個人番号の利用目的の特定の程度について明確化を図るため。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
36	<p>【該当箇所】  第4-1-(1) 1 B a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止  第4-3-(3) B 保管制限と廃棄  【意見】  ・個人番号の利用目的については、個人番号の利用開始時点において、事業者が、例えば、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入事務」等のように特定したうえで、従業員等本人に通知等を行うことが可能とされている。  ・事業者が上記利用目的について従業員等本人に通知等を行った場合においても、当該従業員等が傷病や労働組合の専従者となることにより休職するときには、当該休職期間中は、上記利用目的のために、個人番号を一時的に利用する必要がなくなるが、その後、復職した場合には、個人番号を利用する必要が再び生じることとなる。  ・このようなケースについては、事業者と従業員等との当初の雇用契約が継続していることから、復職が未定であっても当該従業員等の特定個人情報を継続的に保管できるとされているが、復職時に改めて従業員等の個人番号の提供を求め直す必要や利用目的の通知等を行う必要はないとの理解で良いか、確認させていただきたい。  【理由等】  休職中の従業員が復職した場合の個人番号の利用について、明確化を図るため。</p>	<p>御理解のとおり、復職時に改めて従業員等の個人番号の提供を求めること、利用目的の通知等を行うことは必要ありません。</p>
37	<p>【該当箇所】第4-1-(1) 1 B a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p>	<p>事業者と従業員等との間の法律関係等に基づき個人番号関係事務の発生</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【意見】・事業者と従業員等との間の同一の雇用契約のもとで、昇格等に伴って、当該従業員等が事業所得者から給与所得者になる場合がある。この場合、いずれの従業員等も昇格する可能性があることを踏まえ、事業者は従業員等に対し、雇用契約の締結時に、例えば、「源泉徴収票作成事務」「報酬・料金の支払調書作成事務」等を利用目的として通知等したうえで、当該従業員等の個人番号を取得することができるとの理解で良いか、確認させていただきたい。</p> <p>【理由等】個人番号の利用目的の変更に関する実務について明確化を図るため。</p>	<p>が予想される場合には、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定し、通知等を行った上で、個人番号の提供を受けることができます。</p>
38	<p>【該当箇所】 第4-1-(1)1Ba 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障分野に関する個人番号関係事務として、例えば、「健康保険・厚生年金保険加入事務」「雇用保険加入事務（雇用保険被保険者資格取得届の提出事務）」等の事務において、事業者が従業員等の個人番号を利用することが想定される。</li> <li>・事業者は、例えば、（厚生年金や雇用保険の適用基準外である）短時間労働者として受け入れた従業員等について、「健康保険・厚生年金保険加入事務」「雇用保険加入事務」のために当該従業員等の個人番号を利用することはないが、その後、当該従業員等が厚生年金や雇用保険の資格要件を満たした場合には、これらの事務のために当該従業員等の個人番号を利用する必要性が生じることとなる。</li> <li>・従業員は、事業者が番号法および関連政省令に基づいて自らの個人番号を社会保障・税分野の手続において利用することは通常予想できることであり、個別の事務に細分化して事業者が利用目的を特定する義務を課さないこととしていただきたい。</li> <li>・また、従業員等が自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを合理的に予想できるように、事業者が従業員等に対する個人番号の利用目的の通知等の方法として、例えば、社内LANにおいて、正社員、短時間労働者、有期雇用労働者等ごとの個人番号の利用目的を掲示している場合については、短期間での雇用形態の変更（雇用契約と委任契約との間の変更を含む）に伴って改めて従業員等の個人番号の提供を求め直す必要や利用目的の通知等を行う必要はないこととしていただきたい。</li> </ul> <p>【理由等】 個人番号の利用目的の変更に関する実務について明確化を図るため。</p>	<p>個人番号の利用目的の特定の程度は、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要があります。また、事業者と従業員等との間の法律関係等に基づき個人番号関係事務の発生が予想される場合には、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定し、通知等を行った上で、個人番号の提供を受けることができます。</p>
39	<p>【該当箇所】第4-1-(1)1Ba（別冊）1-(1)1Ba 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>【意見】・番号法第29条第3項による個人情報保護法第16条第1項の読替えの趣旨は、「特定個人情報は、社会保障・税・災害対策の分野における行政効率化を目的として情報連携が行われるため、利用目的による制限を厳格化する必要がある、データマッチングの可否を本人の意思に委ねれば、番号制度全体の信用の失墜を招くことになりかねないし、詐欺・脅迫により瑕疵ある同意がなされるおそれもある。そこで、事前の本人同意による（利用目的制限の）例外を認めないこととするための読替えをしている」とされている（宇賀克也『番号法の逐条解説』（有斐閣、平成26年）138頁～）。すなわち、番号法第29条第3項による個人情報保護法第16条第1項の読替えは、「本人の同意があったとしても、番号法で定められた個人番号を利用できる事務の範囲を超えた利用はできない」という限りにおいて意味を有するものであり、本人の同意に基づき、番号法で定められた個人番号を利用できる事務の範囲内で利用目的を変更することまで禁止されているわけではないと解される。ガイドライン案においては、「利用目的を超えて個人番号を利用する必要性が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、改めて利用目的の特定及び本人への通</p>	<p>番号法は個人番号の利用範囲を厳格に定め（番号法第9条）、それ以外の利用を禁止しています。つまり、本人の同意があったとしても、番号法で定められている範囲を超えて、信用管理や社員管理に利用することはできません。個人情報保護法では目的外利用の制限が規定されていますが、番号法はそれを読み替えることで、目的外利用の範囲を更に制限しています。以上から、当初特定した利用目的の範囲を超える場合には、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的の変更及び本人への通知等を行うこととなります。</p> <p>また、事業者と従業員等との間の法律関係等に基づき個人番号関係事務の発生が予想される場合には、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定し、通知等を行うことにより、利用目的の変更をすることなく個人番号を利用することができます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない。」とされているが、事業者が既に個人番号を保管しているにも関わらず、改めて本人に個人番号を提供してもらい、かつ、改めて事業者が番号法上の本人確認を実施することは本人および事業者双方に多大な負担を課すことになる。</p> <p>・番号制度の円滑な普及、推進に支障をきたさないよう、番号法で定められた個人番号を利用できる事務の範囲内で特定された新たな目的での利用については、現実的に改めて個人番号の提供を受ける方法だけでなく、本人の同意を得る方法による利用も認められることとしていただきたい。</p> <p>【理由等】 個人番号の利用目的の変更に関する実務について明確化を図るため。</p>	<p>なお、利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、「個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない。」としていた記述を、「当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的の変更及び本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる。」という記述に修正しました。</p>
40	<p>【意見】・個人番号を一定の法則で変換した番号も特定個人情報に含まれるとあるが、例えば、個人番号を、登録順に、単に1,2,3・・・と連番を付与するなど、個人番号と付与した番号に一定の法則がなく、個人番号を推測することができない番号について、当該個人番号を登録した特定個人情報ファイルと別ファイルで管理する場合、個人番号および、特定個人情報には該当しないという理解で良いか確認させていただきたい。</p> <p>【理由等】個人番号の厳格な管理を担保しつつ、名寄せなど効率的な情報管理に資する利用可否を確認したい。</p>	<p>個人番号の管理のためだけではなく、ひろく顧客管理の一環として独自の番号を付番する趣旨であれば、個人番号には該当しません。</p> <p>例えば、①独自の番号、顧客の氏名、顧客情報を記載したファイル、②独自の番号、顧客の氏名、個人番号を記載したファイルを作成する場合、①は特定個人情報には該当しないと解され、②は特定個人情報に該当すると解されます。</p>
41	<p>【ご質問・意見】 「本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない」と規定されているが、2019年以降、民間利用拡大にあたっては、この規定が見直される予定か確認させていただきたい（民間利用拡大にあたっては当該規定の緩和、改定が不可欠なため、方向性を確認させていただきたい趣旨）。</p>	<p>当委員会の所管ではないため、お答えできませんが、内閣府に情報提供させていただきます。</p>
42	<p>【該当箇所】P7 【意見】 「給与所得の源泉徴収票」の記載はあるが、「退職所得の源泉徴収票」の記載がない。「退職所得の源泉徴収票」も大切な法定調書なので、追加記載していただきたい。</p> <p>【理由】 おそらく「退職所得の源泉徴収票」も「等」の中に含まれると思いますが、従業員の退職時に発生する、大切な法定調書なため、追加記載をお願いするものです。</p>	<p>御理解のとおり、「等」に含まれる事務となりますが、網羅的に記載することは困難です。</p>
43	<p>【該当箇所】P15～P17 【意見】会社（事業者）において、複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合、想定できる目的について予め包括的に特定・通知することで、利用できるという理解で良いか？ 利用出来るという前提において、想定できる目的は、次のような手続きが考えられます。 給与の源泉徴収票、退職時の退職所得の源泉徴収票、退職時に合わせて、本人に代わって会社が手続きする「企業年金」に提出する源泉徴収票及び退職所得申告書等 この中で、企業年金の給付については、労働協約及び退職手当支給規則等に明記された、従業員の退職時の一時金又は退職後の年金給付であり、その支払に伴う法定調書の作成に関する事務に利用するためのものである。 【理由】現状において、会社（事業者）が従業員に代わって提出している法定調書関連事務である。意見に記載した「想定できる目的」に記した業務について、現状維持とさせていただきたい。</p>	<p>事業者と従業員等の中で発生が予想される個人番号を利用する事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定し、通知等を行うことができます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
44	<p>3. 特定個人情報ファイルの作成の制限について（本文 18 頁「第 4-1-1(2)」） 個人番号関係事務等を処理するために必要な範囲において特定個人情報ファイルを作成することができるかとされているが、ガイドラインの記述ではその可否が分かりにくく、どのような資料や電子ファイル等を作成することができるのか、具体的に分かりやすく例示していただきたい。</p>	<p>特定個人情報ファイルの在り方については、番号法上特段の方式が定められておらず、また、事業者のシステムごとに異なるものと考えられるので、具体例を示すことは困難です。</p>
45	<p>P20に「委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい」とありますが、委託者と委託先が1対1の関係ではなく、複数の相手から委託を受けることは普通にありえます。委託先にて、委託者からの実地調査を受け入れることは、他の委託者の情報まで参照される危険が生じると考えられます。また、それを避けるために委託者ごとに部屋などを分けるといった対処は現実的ではありません。これ以外にも、データセンターに情報を保存する場合も、データセンターの場所自体が安全性のために非公表であることが普通にありえることを考えると、実地調査はできないことが起こりえます。実地調査を規定に盛り込むのを推奨することは、逆に情報漏えい等の危険性を高めることがありえることから、推奨すべきではないと考えます。</p>	<p>個人番号関係事務を委託する以上、委託者は委託先において特定個人情報適切に取り扱われているかどうかを監督する義務があります。複数の事業者から委託を受けている場合において、委託を受けた者は、通常、それぞれの委託者ごとに情報を管理していると考えられます。また、委託契約においては、委託者の情報を他に漏らすことのないように秘密保持義務等が規定されているものと考えられます。実地の調査については、契約内容に盛り込むことが「望ましい」としているものであり、実際に契約内容に盛り込むかどうかは、それぞれの状況に応じて判断していただくこととなります。</p>
46	<p>P20～21の再委託に関して          給与ソフトを使用する場合、不慮の事故等により、データが破損することが起こりえます。          その際、ソフトベンダーのサポートを利用して、データを送り、修復をしてもらう必要があります。          ・公認会計士、税理士、社労士などへ業務委託          かつ          ・公認会計士、税理士、社労士などは、給与ソフトを使用          といった場合、破損データを修復のためにソフトベンダーへ送ることが、再委託になってしまいます。          こういった案件は普通に起こりえることで、規定、契約などにあらかじめ盛り込む必要があると考えます。          普通に起こりえることとして、ガイドラインに、こういった規定、契約などにするのがいいか、事例が記載されるべきと考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、ソフトベンダーに特定個人情報等の修復のためにデータを送る場合も再委託として取り扱われることとなります。          このような委託の場合も、その業務委託の内容、範囲等はそれぞれの委託契約ごとに異なるものであると考えられ、本ガイドラインでそれを示すことは適当ではありません。</p>
47	<p>■本文の 19 ページ 第 4-2-1(1)委託の取扱い【意見】再委託の条件として委託元の許諾は不要としていただきたい。また、実地の調査を行うことができる規定を盛り込むことが望ましいとされているが、SaaS の場合には除外していただきたい（人事・給与システムをクラウドサービスとして提供している場合等の扱いを想定）          【理由】SaaS を提供するサービス事業者は顧客に対して事務処理をするコンピュータ環境を提供しているものであり、事務処理を自ら行っていないため。なお、SaaS サービス事業者としては、特定顧客の特定サービスのみに限定して再委託しているものではなく、他顧客や他の SaaS サービスも含めてコンピュータ環境の提供をしており、特定顧客から再委託を拒絶された場合には、全 SaaS サービスの提供が困難となるため。また、SaaS サービスはデータセンターを利用して提供しているが、当該データセンターでは他顧客のデータも管理しており、実地調査のための立ち入りを認めると、他顧客から守秘義務違反と指摘されかねないため。</p>	<p>再委託の許諾は番号法上の義務であり、これを不要とすることはできません。ただし、一定の場合には、契約締結時点において事前許諾を得ておくことも可能と解されます。          クラウドサービスが、番号法上の委託に該当するかどうかは、クラウドサービス事業者がその契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかが基準となります。仮にクラウドサービスが委託に該当するとしても、実地の調査については、契約内容に盛り込むことが「望ましい」としているものであり、実際に契約内容に盛り込むかどうかは、それぞれの状況に応じて当事者において判断していただくこととなります。なお、クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、委託先の監督義務は課されませんが、クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、クラウドサービス内にあるデータについて、適切な安全管理措置を講ずる必要があります。</p>
48	<p>■本文の 20 ページ 第 4-2-(1)1「委託先の監督 B 必要かつ適切な監督」の 13 行目</p>	<p>委託契約は、契約ごとに内容も異なり、監督の在り方も異なり得ること</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【意見】 「・・・契約内容として、・・・報告を求める規定等を盛り込まなければならない。」の「等」を削除し、契約内容を限定列挙としていただきたい。</p> <p>【理由】 実務上、契約に盛り込むべき規定の範囲を明確に限定することが望ましいため。</p>	<p>から、本ガイドラインに限定的に列挙することは適切ではありません。</p>
49	<p>3.【委託に係る契約】該当箇所： P19 第4-2-(1) 委託の取扱い意見： 個人番号関係事務に該当する事務の一部（社会保険関連申請書等の作成および提出等）を外委託しており、今後、個人番号の収集・利用も委託対象になると想定している。この場合、現行の委託契約内に個人番号の収集・利用も含まれるという扱いでよいのか。個人番号関係事務に係る委託として、別途契約書等の締結は必要か。</p>	<p>別途の契約をするか、既存の契約の一部変更をするかは各事業者の御判断ですが、番号法上の安全管理措置に則した内容になっているかを確認する必要があります。また、既存の契約内容で、番号法上の安全管理措置が十分にカバーできているのであれば、必ずしも別途の契約や既存の契約の一部変更の必要がない場合もあり得ます。</p>
50	<p>【該当箇所】本文P19、P22</p> <p>【意見】第4-2-(1)委託の取扱いと、第4-2-(2)安全管理措置とを逆にして、先ず安全管理措置を(1)として記述した方が分かり易いのではないのか。</p> <p>【理由】安全管理措置は、事業者自らが講じた上で、委託先にもその措置と同等あるいは同等以上の措置を求めるというのが自然な考え方である。</p>	<p>委託の取扱い（番号法第10条・第11条）と安全管理措置（同法第12条）は、番号法の条文の順番に合わせて記載しています。</p>
51	<p>【該当箇所】 第4-2-(1) 委託の取扱い</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号関係事務を委託する場合、委託者に「必要かつ適切な監督」が求められているが、その中の「委託者の委託先に対する実地の調査」については、「望ましい」と規定されており、必ずしも必要とはされていない。</li> <li>・そのため、委託先が金融機関の場合、監督官庁から個人情報に係る管理・指導を受けていることに加え、本ガイドライン別冊でも別途規定があることを踏まえれば、適切な安全管理措置を講じていると一定評価できることから、例えば、委託先が、特定個人情報の取扱状況等を記載した書面や、外部監査法人による監査結果を、委託者に定期的に報告する取扱いも認められるという理解で良いか確認させていただきたい。</li> </ul> <p>【理由等】 根拠法のある商品（確定給付企業年金、確定拠出年金、厚年基金）については、事業主・基金からの委託により個人番号関係事務を行う想定であり、全ての事業主・基金（委託者）から実査を受けることは現実的ではない。</p>	<p>委託先の「必要かつ適切な監督」には、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれます。その方法として、「委託先に対する実地の調査」が望ましいとしていますが、事業者において適切な方法を御判断ください。</p>
52	<p>【該当箇所】第4-2-(1)委託の取扱い</p> <p>【意見】・個人番号関係事務の再委託の要件である「委託者の許諾」の方法について、法令上、特段の制限はないものの、法の趣旨を踏まえれば、委託者に再委託先の安全管理措置が適切か確認いただいたうえで、書面等の記録が残る形式で許諾いただくことが望ましいとも考えられる。・この点、委託先が金融機関の場合、監督官庁より委託先（委託者からみれば再委託先）に係る管理・指導を受けており、再委託先の安全管理措置は一定担保できていることから、例えば、許諾すべき内容および、許諾しない場合の申出期限を記載した文書を郵送し、期限内に申出がないことをもって許諾いただいたとする、といった方法も可能であることを確認させていただきたい。</p>	<p>再委託につき許諾を要求する規定は、最初の委託者において、再委託先が十分な安全管理措置を行うことのできる適切な業者かどうかを確認させるため設けられたものです。したがって、委託者が再委託の許諾をするに当たっては、再委託を行おうとする時点でその許諾を求めるのが原則です。その際、再委託先が特定個人情報を保護するための十分な措置を講じているかを確認する必要があります。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【理由等】根拠法のある商品（確定給付企業年金、確定拠出年金、厚年基金）については、事業主・基金からの委託により個人番号関係事務を行うとともに、再委託も想定されるなかで、全事業主から再委託の許諾が必要となることから、事務負担軽減の観点で、柔軟な取扱いを認めていただきたい。</p>	
53	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】19 【番号】4-2(1)1A 【ご質問・意見】 委託先における安全管理措置について、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同様の措置が必要とあるが、中小規模事業者である保険代理店に委託する場合の安全管理措置は、保険会社に求められる水準ではなく、中小規模事業者に求められる水準でよいか確認したい。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、中小規模事業者の定義から「委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者」は除かれています。</p>
54	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】20 【番号】4-2(1)1B 【ご質問・意見】 委託契約について、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことがのぞましいとあるが、契約に記載するしないに関わらず、受託者は特定個人情報等の取扱等を明確化する義務があり、委託者は実地調査できる前提で委託することが必要との理解で正しいか確認したい。</p>	<p>番号法第11条は、委託をした者に委託先に対する監督義務を課しているため、監督義務を果たすためには、委託契約を締結するに当たり、委託先との間で、特定個人情報の取扱いの安全に係る事項を定める必要があります。番号法第11条は委託先に特段の義務を課しているものではないので、当事者間で特定個人情報の取扱いの安全に関して決めておかないと、委託した者が十分な監督義務を果たすことはできません。もちろん、これらの事項が契約書に記載されていなくとも、当事者間に合意が存在するのであれば、その合意は有効ですが、後日、その点に関して当事者間で争いになることを避けるため、契約書に記載することが望ましいと考えられます。</p>
55	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】19 【番号】4-2(1)1 【ご質問・意見】 委託先等の「モニタリング」について、明確な記載はありませんが、モニタリングは明示的には求められていないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>委託元は委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。「必要かつ適切な監督」には、委託先における特定個人情報の取扱い状況の把握が含まれます。取扱状況の把握について、どの程度の頻度で行うかは委託契約の内容によることとなります。御指摘の「モニタリング」がどの程度の作業であるのか必ずしも明らかではありませんが、契約内容の例示には「契約内容の遵守状況について報告を求める規定」が含まれています。</p>
56	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】20 【番号】4-2(1)2 【ご質問・意見】 委託先との業務委託契約にあたっては、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の他、特定個人情報に係る各種規定を盛り込むことが規定されています。 再委託先との業務委託契約にあっても、委託先と同様に「業務委託契約書」等に、特定個人情報の取り扱いを委託する旨の特段の記載が必要となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
57	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】21 【番号】4-2(1)2</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【ご質問・意見】「乙に対する甲の監督義務の内容には、再委託の適否だけでなく、乙が丙、丁に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することも含まれる」とあり、同様に「間接的に監督義務を負うこととなる」とありますが、ここでいう間接的に監督義務を負うこととなるとは、乙が丙、丁に対して【第4-2-(1)①委託先の監督】において甲に課せられている内容と同等のを行っていることを確認すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。</p>	
58	<p>【ご質問・意見】「必要かつ適切な監督」につき、②必要な契約の締結とあるが、特定個人情報固有の委託契約の締結が必ずしも求められるものではなく、ガイドラインに記載の必要な契約内容が織り込まれることを前提に、締結済みの代理店委託契約書の追加覚書や解釈通知等も許容されることをガイドラインにて明示いただきたい。なお、新たな委託契約の締結は、印紙等のコスト、保険会社・代理店のロードなど負担が著大である。</p>	<p>委託者、委託先双方が安全管理措置の内容につき合意をすれば法的効果が発生しますので、当該措置の内容に関する委託者、委託先間の合意内容を客観的に明確化できる手段であれば、書式の類型を問いません。</p>
59	<p>【ご質問・意見】安全管理措置の「必要かつ適切な監督」の確認事項として、設備や技術水準等が挙げられている。上記事項の確認に際して求められる具体的な方法、水準について、どのような内容（あるいは程度）を想定しているか、ご教示いただきたい。 ※安全管理措置に関する具体的な内容及び委託先の同等の措置に関する具体的な方法、程度について確認する。</p>	<p>委託契約の内容に応じて、事業者において御判断ください。</p>
60	<p>クラウドサービスに対するガイドライン、Q&amp;Aを早急に公開していただきたい。以下のような事例は、安全管理措置の対象となるのでしょうか？1. 単なるクラウドサービスは、個人番号をクラウドのサーバーに保存していても安全管理措置の対象外。2. ソフトウェアベンダーが提供するクラウドサービスは、ソフトウェアにより個人番号をクラウドのサーバーに保存してしまうと、ソフトウェアベンダーに個人番号を見るためのソフトウェアがあるから安全管理措置の対象。とされるそうですが、個人番号を暗号化する場合、ソフトウェアの利用者側が決める暗号鍵（パスワード等）により暗号化をおこなう場合、ソフトウェアベンダー側では、暗号鍵を知りえないことにより復号化ができず、個人番号を見られるソフトウェアとしての利用はできません。実質的には「1.」の事例と同じ状態となるため、安全管理措置の対象とはならないと認識していますが、正しいでしょうか？</p>	<p>御要望の事例について個別の回答をすることは困難ですが、基本的には以下の考え方となります。 クラウドサービスが番号法上の委託に該当するかどうかは、クラウドサービス事業者がその契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうか基準となります。委託に該当する場合には、クラウドサービス事業者は委託先として安全管理措置を講ずることとなります。 なお、上記における個人番号をその内容に含む電子データは、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものとして、個人番号として取り扱われます。</p>
61	<p>【該当箇所】第4-2-(1)1A(別冊)2-(1)1A委託先における安全管理措置(別添)2講ずべき安全管理措置の内容 【意見】・「委託者は、『委託を受けた者』において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。」とされているが、委託者が大規模事業者、「委託を受けた者」が中小規模事業者である場合には、「委託を受けた者」においては、中小規模事業者として求められる安全管理措置が講じられていれば足りるとの理解で良いか、確認させていただきたい。 【理由等】委託に関する実務について明確化を図るため。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、中小規模事業者の定義から「委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者」は除かれています。</p>
62	<p>特定個人情報に関する安全管理措置について(別添47頁以降) 社会保障・税番号制度が事業者にとって求めている義務や負荷の大きさに比して、安全管理措置に関する記述は全く不十分であり、実務に活用できるものとはいえない。さまざまな規模の全ての事業者が容易に取り組むことができるよう、より具体的かつ実務に沿った「手法」等について速やかに例示していただきたい。</p>	<p>事業者等により規模、特定個人情報等を取り扱う事務の特性が異なることから、当委員会として統一的手法を提示することは望ましくないと考えられます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
63	<p>(該当箇所) (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置2 講ずべき安全管理措置の内容別添の50~57ページ</p> <p>(御意見) 安全管理措置を講ずる必要はあるが、事業者によくの負担を負わすべきではない。このように多くの負担を負わせなければ安全が保たれないシステムなのであれば、システムとして問題であるため、システムを再構築すべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法が適用の対象を一定の範囲の者に限定しているのに対し、番号法は全ての事業者を適用の対象としている。中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法を示している。しかし、委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者は中小規模事業者から除かれている。A 基本方針の策定 B 取扱規程等の策定 C 組織的の安全管理措置 D 人的の安全管理措置 E 物理的の安全管理措置 F 技術的の安全管理措置 と多くの安全管理措置を講じなければならない事業者の負担は大きく、これだけの安全管理措置を講じなければ安全が保たれないのであればシステムとして問題であるため、事業者の負担を極力少なくして済むようなシステムを再構築する必要がある。そうでなければ多額のコストをかける意味がない。</p>	<p>本ガイドラインに示す手法の採用が難しい場合には、その他の手段による合理的な代替手段を御検討ください。</p>
64	<p>【該当箇所】 本文P48</p> <p>【意見】 P48の要点の「○講ずべき安全管理措置の内容」の中に、「特定個人情報を適切かつ有効に保護、利用するために、JISQ15001やJISQ27001等の個人情報保護や情報セキュリティに関する規格を参考にしつつ、特定個人情報の取扱いに関し継続的改善を図ることを可能とする個人情報保護マネジメントシステムを構築し運用することが望ましい。」主旨の文言を入れてはどうか。</p> <p>【理由】 経済産業分野における個人情報保護に関するガイドラインでも推奨されているように、マネジメントシステムの考え方を導入することで、継続的・組織的に特定個人情報の適正な取扱いが確保できる。</p>	<p>御意見の文言を、本ガイドラインの対象となる全ての事業者等に対して規定することは、望ましくないと考えられます。</p>
65	<p>【該当箇所】 別添P48 要点の最後</p> <p>【意見】 中小規模事業者の対応について、以下の記述を追記すべきと考えます。番号制度は行政の効率化のために、民間事業者等に個人番号適正な取り扱いを求めるものである。民間事業者等は制度の公益性を十分に理解するとともに、個人番号の不適切な取り扱いが国民の権利を侵害することに留意し、本ガイドラインの主旨を生かした適切な取り扱いを行うことが求められる。本ガイドラインの中において、経営資源に限られる中小規模事業者については、その取り扱い個人情報の規模に対応した取り扱いの方向を示している。なお、民間において開発される中小規模事業者の安全管理措置を支援する良質なシステムやサービス等については、中</p>	<p>安全管理措置を支援するシステムやサービスの利用については、各事業者の判断となり、本ガイドラインに記載することは望ましくないと考えられます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>小規模事業者が積極的に活用することが望ましい。</p> <p><b>【理由】</b>          中小規模事業者が安全管理措置を確実に実施するためには、相当程度の努力が必要であり、ガイドラインに記載された内容のみでは、十分な安全管理措置に至らないおそれがあります。政府としては、民間において中小規模事業者の安全管理措置を支援するシステムやサービスの開発を促進し、良質なサービスを明確にする認定等の制度整備を図る必要があると考えます。本ガイドラインでは、そのことを念頭に、中小規模事業者の負担を軽減するためのシステムやサービスの利用を示唆する記述をすることが望ましいと考えます。</p>	
66	<p>P49の「個人番号と関連付けて管理される個人情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にする」ですが、例えば、給与ソフトによって個人番号を管理する場合、ある意味、表面上出てこないデータも含めて、給与ソフト内のすべてのデータが関連付けて管理されていると言えるかと思えます。それらをすべて1つ1つ明確にすることは現実的ではありません。このために給与ソフトの内部的な仕様を公開することは、給与ソフトの安全性を引き下げることにも繋がりがありません。明確化の際、例えば、「給与ソフト（ソフト名は明記）で扱われるデータ」といったぼやかした表現は認められるのでしょうか？</p>	<p>特定個人情報等の取扱いに当たっては、情報漏えい等の防止及び事案発生時等の被害の最小限化のために、それぞれの事務において取り扱う特定個人情報等の範囲を最小限とするとともに、明確化することが重要と考えられます。</p> <p>明確化を行うに当たっては、安全管理の対象となる個人番号と紐づく個人情報の範囲がどこまでかを確定すれば足り、ソフトの内部的な仕様まで明らかにする必要はありません。また、対外的に明らかにする必要ありません。</p> <p>給与データを取扱い、管理する主体がそれぞれの事務において、特定個人情報等の範囲（誰のどのような特定個人情報等を取り扱うのか）を明確にし、安全管理措置を講ずることとしているものです。</p>
67	<p>安全管理措置の検討手順で、事業者は、Aで明確化した事務に従事する事務取扱担当者を明確にしておかなければならないとありますが、「担当者の明確化」とは、従事する組織・部門・部署単位で明確にすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>部署名（〇〇課、〇〇係等）、事務名（〇〇事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名すること等を行う必要があると考えられます。</p>
68	<p><b>【頁数】</b>（事業者編）（別添）56 <b>【項番】</b>F - a</p> <p><b>【意見内容】</b>          特定個人情報（含む個人番号）を取扱う業務がある場合、特定個人情報を取り扱う事務に従事する従業者としてどの範囲まで指定すべきか。業務ローテーションを勘案し当該チーム・係内の全員を指定しておくことは可能か確認したい。</p> <p><b>【理由等】</b>          「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」の「技術的安全措置 a アクセス制御」において、「事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定する」というアクセス制限の目的が示されている。          この事業者ガイドライン上、事務取扱担当者とは「特定個人情報等を取り扱う従業者」（48頁）とされており、その取扱いに関しては「事務取扱担当者を明確にしておかなければならない」（49頁）としか定められていない。</p>	<p>部署名（〇〇課、〇〇係等）、事務名（〇〇事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名すること等を行う必要があると考えられます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	このため、これに該当するかどうかの判断は事業者の責任で行わざるを得ないものと思われる。	
69	<p>【ガイドライン】事業者【頁】49【番号】(別添) 1</p> <p>【ご質問・意見】 「事務取扱担当者を明確にしておかなければならない」というのは、担当者の個人名までを列挙するわけではなく、例えば、「源泉徴収票の作成業務を担う者」といった「どのような業務を担当する者が特定個人情報を取扱うことができる」という担当業務を記載することにより利用できる者を特定することでもよいという理解でよいでしょうか。企業において、個人単位での担当変更は、その時々担当者の繁忙度・企業のおかれている状況等により不定期に起こりうるものであり、個人単位で担当者を明確化することは、急な担当変更時等に遅滞なく税務関係書類等の作成に支障が出るものと考えているため、照会しております。</p>	部署名(〇〇課、〇〇係等)、事務名(〇〇事務担当者)等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名すること等を行う必要があると考えられます。
70	<p>(該当箇所) 別添 の 49 ページ 4 行目</p> <p>(意見) 個人番号を取り扱う事務の範囲および当該事務に従事する事務担当者を明確にすることが求められているが、個人番号の収集にあたっては、直接書類等を受け取る事務を行なう担当者、支払調書作成事務を行なう担当者が存在するため、両担当者の事務を当該事務の範囲とし、両担当者を当該事務に従事する事務担当者とする事で問題はないか。 また、事務担当者の明確化に関して、個人名でなくても部署名や担当事務名のみを規定することで、結果として個人に紐付くものであれば問題ないか。</p> <p>(理由) 個人番号に係る事務を行なうにあたっては、当該事務を行なう担当者が部署を跨ってしまうことが想定されるため。また、人事異動等により事務担当者が相当程度の頻度により変更となることが想定されることから、個人名で事務担当者を明確にすることは実務上不可能又は著しく困難であるため。</p>	部署名(〇〇課、〇〇係等)、事務名(〇〇事務担当者)等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名すること等を行う必要があると考えられます。
71	<p>【ガイドライン】事業者【頁】49【番号】(別添) 1</p> <p>【ご質問・意見】 基本方針並びに取扱規程等は、特に重要な規程として、取締役会等決議を要するのでしょうか。あるいは、通常の社内規程と同様に制定改廃権限を定めてよくて、特別扱いする必要はないのでしょうか。</p>	それぞれの事業者において規定の内容に応じて御判断ください。
72	<p>【該当箇所】本文 P 4 8、P 4 9</p> <p>【意見】 P 4 8、P 4 9の「□1 安全管理措置の検討手順」に、重要な手順の一つとして、「リスクなどの認識、分析及び対策」という項目及び「明確になった特定個人情報の範囲を踏まえ、その取扱い上のリスクを認識、分析し、必要なリスク対応策を検討することが重要である。」主旨の記述を挿入すべきである。</p> <p>【理由】 安全管理措置は、事業者によって特定個人情報を取扱う環境や条件が異なることから、それぞれの状況に応</p>	御意見の手順は、E取扱規程等の策定において実施されるものと考えられます。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	じてリスクを認識した上で構築することが重要である。	
73	・(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)p.50以降の講ずべき安全管理装置の内容に「中小規模事業者」の対応方法が記されています。これらの方法は具体的ではないため、どの程度のことを対応すれば違法にあたらないのか理解できません(例:p.55「...安全な方を講じる。」p.56「...確認する。」)。システム化はしなくてもよいとも受け取れますので、具体的な対応方法をガイドラインに提示してほしい。	御指摘を踏まえ、具体的に修正しました。 中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。
74	・(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)の記載(p.50-)において、中小規模事業者における対応方法が明記されています。これは、手法の例示に記載した手法を採用することはないという特例的な対応方法ということですが、大まかな記載のためかえって手法の例示をすべて包括した内容と読み取れます。中小規模事業者における対応方法を明確に、分かりやすくガイドラインに提示していただきたい。	御指摘を踏まえ、具体的に修正しました。 中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。
75	○(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)の記載において、中小規模事業者における対応方法が明記されています。p.50の説明を確認すると特例的な対応方法を示すもので、手法の例示に記載した手法を採用するのが望ましいとあります。これは「手法の例示に記載した手法」ととらなくてもいいと解釈できますが、例えば、p.56には“特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認する。”とあり、結局前述の手法を取らないと対応できないようにも読み取れ、非常にあいまいな記載の印象を受けます。早急に細やかなシステム化が難しい中小企業・個人事業者に向けては、より具体的で明確な対応を明示する必要があるように感じます。	中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。
76	【指摘箇所】P52, P53, P55, 及びP56上段の【中小規模事業者における対応方法】の内容  【意見】 具体的な例示を行うべきである  【理由】 中小規模事業者は独自で対応を考えるための人材などに乏しく、むしろ例示によって具体的な選択肢を示唆する必要があると考えるため。実際、技術的安全管理措置においては、ある程度具体的な記述になっているので、少なくとも同程度の粒度にそろえるべきである。	御指摘を踏まえ、具体的に修正しました。 中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。 なお、中小規模事業者における手法の例を、該当する意見等の回答として記載しましたので、あわせて御確認ください(No.48, 49参照)。
77	・(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)p.50の講ずべき安全管理装置の内容に「中小規模事業者」の定義として従業員数が100人以下とあります。これはパート、アルバイトを入れての数でしょうか。また、年度初めには110人いたが、年度末には80人だった場合は適用されるのかされないのかなど、もう少し具体的な説明をガイドラインでお願いします。	従業員とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における従業員をいい、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定により解雇の予告を必要とする労働者と解されます。なお、同法第21条の規定により第20条の適用が除外されている者は「従業員」から除かれます。具体的には、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が除かれます。 中小規模事業者の判定における従業員数は、事業年度末(事業年度が無い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行っていただく必要があります。
78	【指摘箇所】P50 講ずべき安全管理措置の内容:中小規模事業者(注)における対応方法	注の3行目以降に示している以下の事項が、一定数以上の個人番号を扱

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p><b>【意見】</b>  (注)の除外条件に一定数(目安が必要)以上の個人番号を扱う事業者を含めるべきである</p> <p><b>【理由】</b>  「中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく・・・」とあるが、すべての中小規模事業者がこれに該当するものではないと考えるため。</p>	<p>う事業者に当たると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号利用事務実施者</li> <li>・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者</li> <li>・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者</li> <li>・ 個人情報取扱事業者</li> </ul>
79	<p>(該当箇所)別添の50ページ 16行目</p> <p>(意見)  中小規模事業者の定義について、中小企業基本法に規定されている300名としていただきたい。</p> <p>(理由)  中小規模事業者の定義について、設定された100名以下の基準についての法的根拠が不明である。一般的に中小企業経営者は中小企業基本法や租税措置法、労働基準法などに規定する従業員数・資本金額を元に、従業員の調達から育成、組織配置の最適化をはかっている。新しい基準が設けられた場合、これが制約条件となり、企業経営の判断に大きな支障をきたす恐れがある。従前の存続法を元に中小規模事業者の定義を設定することが望ましいと考える。</p>	<p>以下の事項を考慮し、制度の円滑な導入、事業者の負担、個人番号の数量等による影響等を総合的に勘案し、原則として、中小規模事業者を従業員数100人以下としました。</p> <p>(1)番号法においては、小規模事業者にも同様の安全管理措置を課しているが、事業者については、個人番号関係事務がほとんどであり、扱う個人情報の量は主として従業員数に比例するものであること。</p> <p>(2)中小企業基本法では、業種分類により従業員数の基準を変えているが、当委員会のガイドラインにおいては、業種によって従業員数の基準を変える合理性はないこと。</p>
80	<p><b>【該当箇所】</b>P51(別添)安全管理措置 B 取扱規程等の策定【中小規模事業者における対応方法】</p> <p><b>【意見】</b>  「中小規模事業者における対応方法」に「特定個人情報等の取扱等を明確化」とあるが、中小規模事業者が参照することのできる「モデル規定」を示していただきたい。</p> <p><b>【理由】</b>  中小規模事業者においては、一般的に、独自の取扱規定等を策定することは困難である。</p>	<p>基本方針及び取扱規程等については、組織により規模、特性が異なること、実際に特定個人情報等の取扱規程を作成するためには、各組織の具体的な事務の流れを整理する必要があることから、当委員会として統一的なモデルを作ることは望ましくないと考えられます。</p>
81	<p><b>【ガイドライン】</b>事業者【頁】50【番号】(別添)2</p> <p><b>【ご質問・意見】</b>  下線部に「特定個人情報等の具体的な取り扱いを定める取扱規定等を策定しなければならない」と規定されています。  個人情報保護法等、他の情報セキュリティ関連の既に存在する社内規定に追加し包含する形式で策定することも可と考えてよろしいでしょうか。それとも、特定個人情報専用の規定を別途策定することが必要となりますでしょうか。</p>	<p>個人情報の保護に係る規程等がある場合には、既存の規程等に特定個人情報の取扱いを盛り込むことも可能と考えられます。</p>
82	<p><b>【該当箇所】</b>P51</p>	<p>取扱規程等については、組織により規模、特性が異なること、実際に特定個人情報等の取扱規程を作成するためには、各組織の具体的な事務の</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【意見】            &lt;手法の例示&gt;            源泉徴収票を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続きを明確にしておくことが重要とありますが、①～⑧まで箇条書きとされている部分の、更に具体的な例、サンプルを示していただきたい。</p> <p>【理由】            罰則規定が適用される重要な業務であることから、モデル例を示していただきたい。</p>	<p>流れを整理する必要があることから、当委員会として統一的なモデルを作ることは望ましくないと考えられます。</p>
83	<p>P51 の6の源泉徴収票等の本人への交付方法について、郵送する場合に現在は普通郵便で送付しています。ここで、方法を定めるということは、配達記録、書留郵便や本人確認郵便で送付することを定めるということでしょうか。</p> <p>普通郵便でもよいとして、郵便局が誤って他人に送付し、源泉徴収票の内容が漏洩した場合は、罰則があるのでしょうか。また、責任の所在はどこになりますか。</p> <p>現実的に、普通郵便以外で送付するのはコスト面で不可能です。</p>	<p>電子媒体又は書類等を持ち出す際の安全な方策の例として、追跡可能な移送手段を挙げています。移送する特定個人情報の特性等に応じて適切な移送手段を選択してください。</p>
84	<p>【ガイドライン】事業者【頁】51【番号】(別添) 2</p> <p>【ご質問・意見】            「安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する」と規定されています。特定個人情報の安全管理を統括する責任部門については、個人情報保護法等、他の情報セキュリティ関連の既に存在する社内組織に、当該統括業務を追加し包含する形式で策定することも可と考えてよろしいでしょうか。それとも、特定個人情報専用の組織を別途編成することが必要となりますでしょうか。(上記と同趣旨の質問となります。)</p>	<p>事業者において御判断いただく事項です。</p>
85	<p>(該当箇所) 本文・別添・別冊 の 52 ページ 11 行目</p> <p>(御意見) 当該ガイドラインの主たる目的である「特定個人情報の適切な取り扱い」を確保するために、これまでの事件・事故の教訓を加味した手法の例示の追加を提案いたします。</p> <p>P52 11 行目「b 取扱規定等に基づく運用」《手法の例示》に以下の項目を追加            ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、情報システム管理者によるシステム管理状況（ロゲイン実績、操作内容等）の記録</p> <p>(理由) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の識別と情報へのアクセス範囲を限定する目的でアプリケーションにアクセスするためのユーザーID とパスワードを付与し、特定個人情報ファイルの操作記録を保存することが肝要である旨、ガイドライン(案)「C 組織的安全管理措置」及び「F 技術的安全管理措置」に記載されています。一方で、情報システムを管理するためにアプリケーションやOS、データベースが持つアクセス制御機構を越えてアクセスできる“システム管理特権”を有する従業者による大規模情報漏洩事件・事故が多発している背景があります。当該ガイドライン(案)では、「C 組織的安全管理措置」の取扱規定等に基づく運用の項(《手法の例示》)に事務取扱担当者の情報システム利用状況</p>	<p>手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用することが重要と考えています。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	(ログイン実績、アクセス等)を把握するための手法は例示されていますが、情報システム管理者によるシステム管理特権を用いた管理状況を把握・記録する必要性には触れていません。	
86	<p>【指摘箇所】 P52 b 取扱規程等に基づく運用</p> <p>【意見】 「システムログ又は利用実績を記録し、規定違反がないかを定期的にチェックする」とすべきである。</p> <p>【理由】 記録しているだけでは、重大な事案が発生した場合でも長期間気づかない可能性があり、発見・対応が遅れる可能性が高いため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「F c 外部からの不正アクセス等の防止」の手法の例示に以下の項目を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。</li> </ul> <p>なお、「C b 取扱規程等に基づく運用」における記録は、「C e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」において、事業者の規模や特定個人情報等を取り扱う事務の特性等に応じて、点検することを想定しています。</p>
87	<p>【該当箇所】 P52 (別添)安全管理措置 C 組織的安全管理措置 b 取扱規程等に基づく運用 【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>【意見】 中小規模事業者(特に小規模事業者)における対応方法について、《手法の例示》のように、より具体的に記載することを検討されたい。</p> <p>【理由】 具体的にどのようなことを行えばよいのかわかりにくい。</p>	<p>中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。</p> <p>本項については、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。</li> <li>・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</li> </ul>
88	<p>【該当箇所】 P53 (別添)安全管理措置 C 組織的安全管理措置 c 取扱状況を確認する手段の整備 【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>【意見】 中小規模事業者(特に小規模事業者)における対応方法について、《手法の例示》のように、より具体的に記載することを検討されたい。</p> <p>【理由】 具体的にどのようなことを行えばよいのかわかりにくい。</p>	<p>中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。</p> <p>本項については、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。</li> <li>・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</li> </ul>
89	<p>情報漏えい時の公表 組織的安全管理措置の「情報漏えい等事案に対応する体制の整備」の項目の手法の例示のうち、「事実関係及び再発防止策の公表」とありますが、特定個人情報が漏えいした場合は、必ずプレス発表等の方法により世間へ公表する必要があるという理解になるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の情報を漏えいされた方が少数で特定されており、その方以外に影響を及ぼす可能性がない場合の取扱いはどうなりますでしょうか。</li> </ul>	<p>御指摘の事項は、「公表することが重要である。」としており、公表することを義務付けるものではありません。事案に応じて適切に御判断ください。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の情報を漏えいされた方が公表を固辞した場合の取扱いはどうなりますでしょうか。</li> <li>・特定個人情報を第三者に見られることなく速やかに回収できた場合の取扱いはどうなりますでしょうか。</li> <li>・特定個人情報に高度な暗号化等秘匿化が施されており、紛失しても容易に解読ができない場合の取扱いはどうなりますでしょうか。</li> </ul>	
90	別添の P53 の下から 8 行目「外部の主体による他の監査活動と合わせて、監査を実施することも考えられる。」について、事例を示すなどして、明確に標記してほしい。(理由) 誤解による誤った業務運用設計を行う恐れがあるため。	例えば、情報セキュリティに関する外部監査、個人情報保護に関する外部監査等にあって特定個人情報の適正な取扱いに関する監査を行うことが考えられます。
91	<p>【該当箇所】 P54 (別添) 安全管理措置 D 人的安全管理措置 b 事務取扱担当者の教育 &lt;手法の例示&gt;</p> <p>【意見】 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業員に定期的な研修等を行う。」とある点について、税理士会としても顧問先に対して、番号制度の周知徹底に協力していくが、その際に使用することができるような資料等について、行政サイドからも積極的に公表していただきたい。また、中小規模事業者については、社内研修をできる人材が不足していることから、日常的に接点がある顧問税理士などの外部専門家による研修を活用するように記載すべきである。</p> <p>【理由】 制度導入の当初は、自社において必要な研修を実施できる企業は限られており、中小規模事業者の場合はなおさら困難である。</p>	当委員会においては、本ガイドライン、本ガイドラインに係る Q & A 及び研修用資料を整備する予定です。また、本ガイドラインについて各種団体向けの説明会を検討しています。
92	<p>教育の実施</p> <p>人的安全管理措置の「事務取扱担当者の教育」の項目には「事務取扱担当者」に特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うとありますが、手法の例示としては「従業員」に定期的な研修等を行うとあります。教育を実施すべき対象者は「事務取扱担当者」のみで良いのか、「事務取扱担当者以外の社内の全従業員」を含むのか、明示していただきたい。</p>	それぞれの事業者において、事業者の規模や特定個人情報等を取り扱う事務の特性等に応じて、適切に御判断ください。
93	<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) P54 E 物理的安全管理措置 a</p> <p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の個人番号を扱う管理区域について 個人情報取扱事業者(金融機関)であり、顧客情報を扱う部署がセキュリティエリア内にある事業者(金融機関)においては、特定個人情報もそのセキュリティエリア内で扱うということによいか。 それともセキュリティエリア内に更に特定個人情報を扱うためのセキュリティエリアを設ける必要があるのか。</li> </ul> <p>理由</p> <p>セキュリティエリアには、ICカードにより入退室管理ができるようになっており、新たに特定個人情報を扱うエリアを更に設ける必要性はないと思われる。</p>	ICカードによる入退室管理の設備が整っているセキュリティエリアは、特定個人情報等の取扱いに当たり、必要な措置が採られていると考えられますが、それぞれの事業者において、事業者の規模や特定個人情報等を取り扱う事務の特性等に応じて、適切に御判断ください。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	また、もしセキュリティエリアを設けなければならない場合は、工事等が必要となる。	
94	<p>入退室管理 物理的安全管理措置として、ＩＣカードやナンバーキー等による入退館システムの設置があげられていますが、建物警備のための警備員による執務室への立ち入りもこれらの入退館管理が必要になりますか。 それとも、警備員は建物警備上必ず立ち入りが必要であるため、入退館管理までは求められないのでしょうか。</p>	それぞれの事業者において、建物の構造、セキュリティシステム等に応じて、適切に御判断ください。
95	<p>収集・保管制限 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるとあり、物理的安全管理措置として、ＩＣカードやナンバーキー等による入退館システムの設置があげられています。 個人番号が記載された書類等（例：扶養控除等申告書 等）を当該書類の主管部署（以下、主管部署という。）から受け取り、本人に配布したり、本人が当該書類を記載した後に回収し、記載不備がないかを確認し、主管部署へ返送したりするだけの担当者が所属する執務室についても、上記の物理的安全管理措置（入退室管理）を講じる必要があるのでしょうか。 なお、上記担当者が個人番号を見て確認すること自体は問題がない旨、特定個人情報保護委員会事務局作成の「ガイドライン（事業者向け）素案に対する意見等に係る考え方」No.105に記載されています。</p>	入退室管理は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）に関する物理的安全管理措置としての例示であり、御指摘の執務室は管理区域ではありません。
96	<p>【該当箇所】P55（別添）安全管理措置 E 物理的安全管理措置 c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>【意見】 中小規模事業者（特に小規模事業者）における対応方法について、《手法の例示》のように、より具体的に記載することを検討されたい。</p> <p>【理由】 具体的にどのようなことを行えばよいのかわかりにくい。</p>	御指摘を踏まえ、具体的に修正しました。 中小規模事業者が採用する手法については、各事業者において採ることができる適切な手法により【中小規模事業者における対応方法】を満たすよう、御検討ください。
97	<p>「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」に「特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。」とある（55頁）。 民間企業としては、焼却又は溶解の手段をとるとなると、焼却や溶解までに一定の保管期間が発生するし、焼却や溶解を委託する場合、委託先での漏洩リスクがあるので、廃棄するものは委託せずに自社で即時に廃棄したい。即時廃棄の手段としてシュレッダーが考えられるが、 （１）シュレッダーを使用することは違法となりうるのか （２）シュレッダーの規格によっては適法になるのであればその規格を記載すべきである。 ガイドラインであるからには、廃棄手段について、できるだけ詳細に基準を示すべきである。</p>	<p>本ガイドラインにおいて記載した《手法の例示》については、これに限定する趣旨で記載したものではありません。</p> <p>個人番号が復元できない程度に裁断されるものであれば、シュレッダーにより廃棄することもできると考えられます。特定個人情報等の情報漏えい等の防止のために、復元できない手段で適切に廃棄していただくこととなります。</p>
98	「個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。」とありますが、例えば、個人番号が記載された書面の廃棄にあたっては書面ごと	例えば、ある年度に作成した書類を一括して廃棄する手続きが確立しており、その廃棄記録によって当該書類が廃棄されたことが証明できるの

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	に記録が必要ということでしょうか。	であれば、個々の書類ごとに廃棄記録を作成する必要まではないと考えられます。個々の書類ごとに廃棄しているのであれば、個々の書類ごとの廃棄記録が必要になる場合もあると考えられます。
99	<p>【ガイドライン】事業者【頁】54【番号】(別添) 2</p> <p>【ご質問・意見】 特定個人情報ファイルの消去・廃棄記録の保存年限に規定はありますでしょうか。</p>	保存期限を規定する予定はありません。 点検・監査や事案発生への対処等のために必要と考えられる合理的な保存期限を御判断ください。
100	<p>【該当箇所】P57(別添)安全管理措置 F 技術的安全管理措置 d 情報漏えい等の防止</p> <p>【意見】 【中小規模事業者における対応方法】を設け、中小規模事業者が実現可能な手法を明示すべきである。</p> <p>【理由】 中小規模事業者にあつては、《手法の例示》に掲げられたような対応をすることは、相当に困難である。</p>	中小規模事業者であっても、《手法の例示》を参照し、事業者において採ることができる適切な手法により、安全管理措置を講じてください。 手法の例示に示す手法の採用が難しい場合には、その他の手段による合理的な代替手段を御検討ください。
101	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」24ページに「従業員等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給与所得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合は、扶養控除等申告書のように毎年個人番号と共にその提供を受ける必要がある場合を除き、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能であると解される。」とある。雇用契約の時点で提供が可能なのであれば、平成27年10月頃に通知カードが配布された時点で雇用契約の関係にあり、平成28年1月以降もその雇用契約が継続すると認められる場合は、平成27年10月の通知カードが配布された時点で個人番号の提供が可能であるということになる。この点をガイドラインにも記載し、民間企業が迷わないよう、また、行政機関への問い合わせをしなくてもよいように明確にしておくべきである。	番号法は、附則第1条各号において、番号法の各規定に関する施行期日を規定しています。個人番号の通知は平成27年10月以降を予定(附則第1条本文)していますが、個人番号の利用については平成28年1月以降を予定(附則第1条第4号)しています。したがって、現行の番号法では、平成27年10月に本人に対し個人番号が通知されたとしても、平成28年1月まで事業者においてその提供を受け利用することはできません。なお、この点については、現在、内閣府において、準備行為などとして個人番号通知時点から提供を受けることができるよう手当てを検討しています。
102	24頁の本文および事例によると、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることが可能であると解される、とあるが、多くの企業では、入社式で雇用契約を締結し、同時に保険証を本人に渡すという手続きが行われている。しかし、保険証を入社式で渡すには、事前に保険証発行の申請が必要であり、発行申請には個人番号が必要になり、雇用契約の前倒し契約が必要になる。雇用契約が前倒しできなければ、保険証を本人に渡すのが遅れることになり、その間に医者に掛ければ後請求が発生し、保険組合にも企業にも負荷となる。この点を考慮し、例えば「雇用契約が正式に締結される前であっても、雇用契約の締結が確実であることを前提に、保険証等の事前申請手続きという利用目的を本人に示した上で個人番号の提供を求めることができる」と解される」などの事例を追加して頂きたい。	いわゆる内定者については、その立場や状況が個々に異なることから一律に取り扱うことはできませんが、例えば、内定者が確実に雇用されることが予想される場合(正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等)には、その時点で個人番号の提供を求めることができると考えられます。
103	第4-3-(1)2について、社員研修を行うに当たり、専門家に講師を依頼し、その成果によって継続して講師を依頼するか否かを判断する予定ですが、継続して依頼する場合には法定調書の作成が必要となることから、「個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる」とはいえないので、最初の依頼時点で個人番号の提供を求めることが認められると解釈してよいか。	御理解のとおりです。
104	第4-1-(1)Bの(利用が認められる場合)の各ケースにおいて、最初の事務のために本人から提供を受けた個人番号を2回目以降の事務のために使用する場合、2回目以降の事務では、番号法第16条の本人から個人番号の提供を受けるときに該当せず、したがって、本人確認の措置を行う必要がないと理解して間違いな	御理解のとおりです。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>いでしょうか。          なお、最初の事務のために本人から個人番号の提供を受ける際には、適切に本人確認の措置を行う予定です。</p>	
105	<p>P23に「当該従業員等の扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書の提出を求める」とありますが、国税庁のWebサイトにて公表された、ホーム&gt;調達・その他の情報&gt;お知らせ&gt;社会保障・税番号制度について&gt;社会保障・税番号制度の関連法令集&gt;所得税法施行規則の一部を改正する省令(抄)によると、扶養控除等申告書の記載で求めているのは、申告書を提出する者の個人番号だけで、扶養親族の個人番号の記載を求めています。          ガイドライン案と、国税庁の公表資料と、どちらが正しいのでしょうか？          国税庁の公表資料が正しい場合は、ガイドラインの修正が必要と考えます。</p>	<p>整備法において、所得税法等の各規定が改正されており、所得税法第194条（給与所得者の扶養控除等申告書）においても、控除対象配偶者などの個人番号を記載することとする改正が行われています（整備法第14条参照）。          御指摘の国税庁Webサイトにおいては、「社会保障・税番号制度の関連法令集」の⑥が整備法になります。</p>
106	<p>◆意見2【該当箇所】P23-24「第4-3-(1)個人番号の提供の要求」2 提供を求める時期「事業者が行う個人番号関係事務においては～」【意見】税理士若しくは弁護士等の報酬又は原稿料の支払等の報酬の源泉徴収事務についても、「契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点」及び「契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合」の具体例を示すべきである。【理由】「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」については、それぞれ合計支払額により提出の要否が規定されているので、支払金額が少額の場合には、源泉徴収事務は要するが支払調書の作成は不要となることがある。このような場合における個人番号の提供の取扱いについても具体例を示しつつ説明すべきである。</p>	<p>「契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合」とは、地主に対する地代等の支払のように契約内容等により年間の支払金額が明らかで、支払調書の提出基準に満たない場合等が考えられます。</p>
107	<p>(3)「契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合には、個人番号の提供を求めはならない」とありますが、例えば、派遣元に新規登録した雇用関係のない登録派遣労働者は、雇用関係を締結するまでの期間が労働者によって異なりますが、雇用関係にない場合においても、派遣元が、いつでも就労機会が得られるよう必要に応じてキャリアカウンセリングや教育研修等を行っていることから、状態としては「明らかに発生しない」場合とはいえないため、場合によっては、マイナンバーの提供を求めもよいとすべきです。</p>	<p>人材派遣会社に登録したのみでは、雇用されるかどうかは未定で個人番号関係事務の発生が予想されず、いまだ給与の源泉徴収事務等の個人番号関係事務を処理する必要性が認められるとはいえないため、原則として登録者の個人番号の提供を求めることはできません。          ただし、登録時にしか本人確認をした上で個人番号の提供を求める機会がなく、実際に雇用する際の給与支給条件等を定める等、近い将来雇用契約が成立する蓋然性が高いと認められる場合には、雇用契約が成立した場合に準じて、個人番号の提供を求めることができると解されます。</p>
108	<p>(該当箇所) 本文 P.23 (意見) 支払調書提出にあたり、法令の趣旨等を説明するも、マイナンバー(個人番号)の提供に反対する意思を示され、提出期限までに取得できなかった場合には、番号欄を空欄で提出する取扱を認めて頂きたい。</p>	<p>個人番号の提供を求める相手先に対しては、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるようにしてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください(内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問(FAQ)」(Q4-2-5))。</p>
109	<p>・該当箇所          本文 24P 3行目～5行目          ・意見          登録型派遣事業を実施しており、就業の意思(雇用契約)がある前提にて登録を行うため、個人番号事務の発生が予想される。そのために、登録行為の際に利用の目的・範囲の説明や一定期間の時期を経過した際の破棄等の規定に則る旨を明示する、運用規定を遵守の上で個人番号の収集を実施したい</p>	<p>人材派遣会社に登録したのみでは、雇用されるかどうかは未定で個人番号関係事務の発生が予想されず、いまだ給与の源泉徴収事務等の個人番号関係事務を処理する必要性が認められるとはいえないため、原則として登録者の個人番号の提供を求めることはできません。          ただし、登録時にしか本人確認をした上で個人番号の提供を求める機会がなく、実際に雇用する際の給与支給条件等を定める等、近い将来雇用</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>・理由 数万人の派遣労働者を雇用しておりその、個人番号事務を扱う事務拠点は個人情報管理の観点より1箇所程度に集約をする必要がある。 しかし、全国での派遣事業を実施しており、派遣契約締結後に個人々人への個人番号を収集する際に、書類の送付、不備確認、差し戻し等の時間軸と、雇用保険、健康保険、年末にかけては給与支払い報告書等への番号確認等の個人番号が必要となる時期に、記載が期日に間に合わない可能性が非常に高い。 その為、登録時の面談の際に本人確認と個人番号確認をする必要がある。</p>	<p>契約が成立する蓋然性が高いと認められる場合には、雇用契約が成立した場合に準じて、個人番号の提供を求められることができると解されます。</p>
110	<p>(該当箇所) 本文 の 23 ページ</p> <p>(意見) 支払調書作成事務において、複数年契約などの既契約者数が大量にいることから個人番号を取得するのに時間を要することが考えられる、このため基本的には「支払調書の支払を受ける者」の個人番号については努力義務としてもらいたい。もし、義務化する場合には移行期間を設けてもらいたい。</p>	<p>御要望を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
111	<p>4.【退職者からの個人番号の収集】 該当箇所： P23 第4-3-1(1) 個人番号の提供の要求 意見： 退職者に対し企業年金の支払を実施しており、支払調書作成のための個人番号収集が必要になると認識している。本対応においては、対象者が膨大な数に及び、またその多くが高齢者であることから、個人番号収集が困難になると想定している。 提出期限までに個人番号が収集できなかった場合、支払調書への個人番号未記載による対応は許容されるのか、もしくは経過措置等は設けられるのか。</p>	<p>書類の提出先の機関の指示に従ってください。</p>
112	<p>5.【アルバイト・契約社員等からの個人番号の収集】 該当箇所： P24 第4-3-1(1) 個人番号の提供の要求 意見： 事業者が行う個人番号関係事務においては、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるとされているが、アルバイトや契約社員等に対しても、一律個人番号を収集することは可能か。 一律収集が認められない場合は、雇用契約における勤務時間等を基に独自の条件を設け、源泉徴収票の作成対象となり得ることが想定される従業員については雇用契約時に収集することは可能か。</p>	<p>アルバイトや契約社員に対しても、契約を締結した時点等の個人番号関係事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができます。</p>
113	<p>4. 個人番号の提供の要求について(本文23頁「第4-3-1(1)」) 「要点」に個人番号関係事務等を処理するために必要がある場合に限って、本人等に対して個人番号の提供を求めることができるとされているが、本人等には提供する義務が課せられていないために、実務において非効率や混乱を招くおそれがある。このような混乱をきたすことのないように、社会保障・税番号制度等の趣旨・仕組み等については国を挙げて周知徹底を図っていただきたい。</p>	<p>御要望を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
114	<p>23頁(個人番号の)「提供を求める時期」★意見個人番号関係事務の「発生が予想できた時点」と「明らかに</p>	<p>1.</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>発生しないと認められる場合」との間にグレーな部分が存在する。「発生が予想できた時点」とは、発生の可能性が生じた時点であり、可能性が生じた段階で個人番号の提供を求めてよいと解してよいのか？以下、具体的に確認する。1. 支払調書の作成については、支払いをしたことで当該事務が発生するが、支払期限が契約時点より先であっても契約段階で個人番号の提供を求めてよいことになる。契約はしたけれども何らかの理由で支払いをしないことになった場合は、提供を受けた個人番号の返却あるいは破棄について明記すべきである。</p> <p>2. 支払調書の作成については、提出義務について金額の要件がある。地代等については例示として「契約時点で支払調書の作成が不要であることが明らかである場合を除き、契約時点で個人番号の提供を求めることが可能である」と明記されている。地代等は契約時点で支払調書の作成が必要か不要か判断しやすいが、一定額の支払いが継続される内容ではない場合、結果として、提出要件に達せず作成が不要になることもあり得る。「地代等の支払事務及びこれに伴う支払調書の作成事務」には、全ての支払調書の作成事務が想定されていることを明記されたい。</p>	<p>個人番号の提供を受けたが利用しないこととなった場合には、できるだけ速やかに廃棄してください。この点についてはガイドライン第4-3-1(3)を御覧ください。</p> <p>2. 御理解のとおり、一定額の支払いが継続される内容ではない場合であっても支払先との法律関係に基づいて個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約の締結時点で個人番号の提供を受けることができると解され、その後、個人番号関係事務が発生しないことが明らかになった場合には、できるだけ速やかに個人番号を廃棄又は削除する必要があります。なお、本ガイドラインの事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものです。</p>
115	<p>（該当箇所）本文の24ページ 11行目（意見）「扶養控除等申告書のように毎年個人番号と共にその提供を受ける必要がある場合を除き、」を削除し、「可能であると解される。」の後に「ただし、扶養控除等申告書などは毎年個人番号とともに提供を受けるように法令で定められているので留意が必要である。」と追記していただきたい。（理由）従業員となる者は雇用契約の締結後に入社手続きの一環として、扶養控除等申告書を給与支払者となる事業者へ提出する。本案の表現では、雇用契約の締結時点で扶養控除等申告書の提出を求められない、と読み取れるので事業者の実務上で支障があるため。</p>	<p>扶養控除等申告書についても、雇用契約の締結時点で提出を求めることができると解されます。</p> <p>御指摘を踏まえ、取扱いの明確化のため、「扶養控除等申告書のように毎年個人番号と共にその提供を受ける必要がある場合を除き」という文言を削除しました。</p> <p>なお、修正前の本ガイドライン（案）に記載されていたように、扶養控除等申告書は、所得税法に基づき、毎年提出していただくこととなります。</p>
116	<p>【ガイドライン】事業者【頁】23【番号】4-3(1)1A 【ご質問・意見】特定個人情報関連事業者は個人番号を記載した法定調書を税務署へ提出することが義務付けられているが、当該個人番号提供者の特定個人情報関連事業者に対する提出義務は、何法に基づいて規定されていると理解すればよいか。</p>	<p>所得税法等を御参照ください。</p>
117	<p>【該当箇所】P23～P29 【意見】 個人番号の入手、提供について、給与所得者を想定したものであるが、年金受給者の実態も想定していただきたい。（在職者とは違う） 企業年金基金等の受給者数は膨大（最大で600万人超）で、日本全国に拡散している（国の年金制度の受給者同様）等の理由で、個人番号収集及び本人確認の対面式での実施は困難である。 【理由】 現状のままでは、企業年金の年金受給者は、個人の直接対応で、各企業年金等へ個人番号の連絡をしなければならないが、転職を繰り返した受給者は、何件もの企業年金に対し連絡をしなければならないこととなる。「住民票」+「免許証等」（写真付身分証明）での確認が想定されるが、免許証を返上している可能性も高い中で、年金受給者にとって、この事務負担は過大ではないか？</p>	<p>本人確認の措置について、番号法第16条のほか番号法施行令、番号法施行規則に従って適切に実施していただく必要があり、このうち「書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置」については、番号法施行規則第11条に規定がありますので御確認ください。</p>
118	<p>前略 下名、企業年金基金業務に携わっており、企業年金基金も個人番号関係事務実施者と認識をしております。については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」について、意見を述べさせていただきます。</p>	<p>番号法においては、同法第19条各号で定められている場合以外の場合は、特定個人情報の提供をすることができないこととなっています。同条第7号において情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供が規定されていますが、同号は、同法別表第二に掲げる情報照</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>第4-3-(1) 個人番号の提供の要求、および第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限に関して次の事項を要望します。</p> <p>要望  企業年金では事業所従業員である加入者と、事業所を退職している受給待期者と受給者がいるが、加入者においては事業所から個人番号の提供を受けることが可能であるが、事業所をすでに退職している受給待期者と受給者からは、独自で個人番号を得ることになる。  しかし、特に受給者は80歳を超える高齢者もおり、個別に折衝して個人番号を得ることは（本人確認も含め）、困難を極めることが予想でき、個人番号が提供されない一部受給者においては年金給付を停止せざるを得ない状況となり得る可能性は否定できない。  そこで、特にマイナンバー運用開始にあたっては、数百、数千という人数の受給者の個人番号を得る必要があるため、情報提供ネットワークシステム、またはマイポータル、あるいは住基ネットを通じ、個人番号を一括して提供受けができるような内容（環境整備も含め）としていただきたい。  草々</p>	<p>会者及び情報提供者の間で、同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報を提供することを規定しています。  したがって、同表に掲げる者以外は、情報提供ネットワークシステムを使用することはできません。  なお、住民基本台帳ネットワークシステムの使用は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて行われますが、その場合であっても、特定個人情報を提供できる場合は番号法第19条各号に規定されている場合に限られます。</p>
119	<p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限  2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）  B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第14号まで）  b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）  個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するために、法令に基づき、行政機関等、健康保険組合等又はその他の者に特定個人情報を提供することとなる。</p> <hr/> <p>こちらにおいて、「その他の者」に本人が含まれるか。  *に「従業員等の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付することとなる。」とあるが、本人への交付分に本人のマイナンバーが記載されていて良いのか。それとも隠したほうが良いのか。  記載されていて良い場合、本人が源泉徴収票を利用する用途も、利用目的として明示して収集しなくてはならないか。  本人がマイナンバーが記載された源泉徴収票を利用する必要があるケースはなにか。逆に記載されていないほうが良いケースはなにか。</p> <p>このあたりがもう少し具体的にわかる記載になっているとありがたい。</p>	<p>「その他の者」に本人は含まれます。  本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、所得税法施行規則第93条に基づいて、その支払を受ける者の氏名、住所等を記載することとなりますが、番号法附則第1条第4号による番号法施行日（平成28年1月予定）以後は、その支払を受ける者の個人番号も記載することになります。  利用目的については、「源泉徴収票作成事務」などの程度に特定していれば、利用目的に含まれると解されます。  本人がその本人の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用するケースとしては、所得税の確定申告で使用することが想定されますが、その際の本人確認に関する資料として、その源泉徴収票が利用される予定です（本人確認に関する手続は、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページを参照してください。）。  また、本人の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）などで使用することが想定されますが、そのような場合は、番号法第19条各号において認められている特定個人情報の提供に該当しないことから、本人の個人番号部分を黒塗りにする等の工夫が必要となります。</p>
120	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」の27ページに、「*特市区町村長（個人番号利用事務実施者）は、住民税を徴収（個人番号利用事務）するために、事業者に対し、その従業員等の個人番号と共に特別徴収税額を通知することができる。」との記述があります。法律のうえからは、この記述には問題がないのですが、現実これを実行した場合、個人番号の漏洩が頻発することを危惧いたします。なぜなら、特別徴収税額の通知を電子的に受け取るのではなく、紙媒体で受け取り、紙媒体で管理する事業者は多いと思われます。また、特別徴収税額の通知自体が大量な数です。そうすると、下記のような場面で漏洩が頻発し得ます。（1）特別徴収税額の通知を紙媒体で自治体から事業者へ送付する間の漏洩事故（2）事業主で紙媒体で保管、利用する際の漏洩事故（3）事業主が給与計算等の委託先に特別徴収税</p>	<p>従来から、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に基づいて、事業者及び従業員等に対して、従業員等に関する特別徴収税額が通知されており、その際の安全性の確保については、市区町村、配送業者、事業者等の各段階において求められているものと考えられます。ただし、個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインに示した安全管理措置を講じていただく必要があります。なお、市区町村長が個人住民税の特別徴収のために、個人番号及び特定個人情報を利用することができるのは、内閣府大臣官房番号制度担当室が公表してい</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>額の通知を送付する間の漏洩事故（４）事業主や委託先から廃棄業者へ輸送する管の漏洩事故（５）廃棄業者の保管ミスによる漏洩事故（６）廃棄業者の廃棄漏れによる漏洩事故特定個人情報をおの例のように、送付先が多数あり、また量的にも膨大なものを発生させること自体が危険であると考えます。従いまして、ガイドラインに記載する例としては、あまりよくないと考えますので、他の例との差し替えを希望いたします。（この例を判断の根拠にして一部自治体が従業員等の個人番号と共に特別徴収税額を通知することがないようにしたい。）なお、住民税に関しては、年初に事業者から個人番号が記された給与支払報告書が自治体宛に送付されます。その中に個人番号とは別に「受給者番号」等がありますので、給与支払報告書以外の書類については「受給者番号」等をキーにして届出や通知を行うのが安全な方法であると考えています。行政機関と事業者間の通知や届出の書類に個人番号を記入するのは必要最小限の書類にとどめるべきと考えます。私はマイナンバー制度に基本的に賛成です。マイナンバー制度が順調に定着することを希望しており、漏洩事故の頻発により、マイナンバー制度が中途半端な状態になることを最も恐れています。</p>	<p>る「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」においても明らかにされており、今後、地方税法施行規則が改正され、納税義務者の個人番号欄を設ける方向で検討されていると総務省から聞いています。</p>
121	<p>◆意見 3  【該当箇所】P25「第4-3-（2）個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限」  1 提供の求めの制限（注）他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり～  【意見】「自己と同一の世帯に属する者」の範囲を明らかにするとともに、この範囲外であって「生計を一にしている者」への対応方法についても明記するべきである。  【理由】所得税の扶養控除の控除対象扶養親族の範囲と「自己と同一の世帯に属する者」の範囲に齟齬があるので、実務上の混乱を防ぐために、両者の範囲とその関係を明確にするるとともに、所得税の控除対象扶養親族であるが提供制限に抵触する場合の取扱いも特に明記すべきと考えられる。できれば、この取扱いは柔軟な対応をしていただきたい。</p>	<p>「自己と同一の世帯に属する者」については、番号法第15条（提供の求めの制限）及び第20条（収集等の制限）における「他人」から除かれることとなり、その他の規定は同様に適用されます。</p>
122	<p>◆意見 4  【該当箇所】P27「第4-3-（2）個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限」 2 Bb 個人番号関係事務実施者からの提供  「* 事業者（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って～」  【意見】本ガイドラインにおいて、源泉徴収票が番号法第19条各号に該当しない提供行為で使用される場合には、個人番号部分を黒塗りするなどの加工が必要である旨の記述を加えるべきである。  また、実務上の混乱を考えると、財務省と協議していただき、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号を記載しないように、省令改正するように働きかけていただきたい。  【理由】受給者交付用の源泉徴収票に本人の個人番号が記載されることは、改正所得税法施行規則において承知しているが、実務上、受給者がその源泉徴収票を住宅ローン審査等で銀行等に提出する機会が多く、番号法第19条各号に該当しない提供行為で使用されることが多い。</p>	<p>個人番号部分の提供を受けてはならないことは、現状の記載でも読み取れるものと考えます。御要望については、国税当局に情報提供させていただきます。</p>
123	<p>特定個人情報保護委員会事務局から平成26年10月10日付けで公表されました「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（以下「ガイドライン案」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。</p> <p>平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、平成28年1月以降、社会保障、税及び防災分野のうち、可能な範囲から個人番号（いわゆるマイナンバー）の利用等を開始する予定とされている。</p>	<p>会社法第436条第2項第1号等に基づき、会計監査人として法定監査を行う場合には、法令等の規定に基づき特定個人情報を取り扱うことが可能と解されます。</p> <p>一方、金融商品取引法第193条の2に基づく法定監査等及び任意の監査の場合には、個人番号関係事務の一部の委託を受けた者として番号法第19条第5号により、特定個人情報の提供を受けることが可能と解されます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>個人番号の利用等が開始されると、例えば、会社等は番号法第2条第11項の規定に基づく「個人番号関係事務」のために、年金事務所・健康保険組合への厚生年金・健康保険の被保険者の資格取得に関する届出や、税務当局への給与の支払調書の提出などの際に、従業員から提供を受けた個人番号を記載することが想定されている。</p> <p>これに伴い、公認会計士法第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）を行う公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）が監査手続を実施するに際し、当該被監査会社が番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」を監査人に提供することは、同法第19条及び第20条の提供、収集又は保管の制限（監査人が被監査会社に対して特定個人情報の提供を求める場合における、同法第15条の提供の求めの制限も含む。）を受けるか否か疑義が生じている。</p> <p>当協会はこれまでに特定個人情報保護委員会事務局から、監査業務において被監査会社が監査人に対して当該被監査会社の「特定個人情報を提供すること」は、番号法においては第19条第5号の「委託」に該当することとされていることから、当該特定個人情報の提供を受ける者である当該監査人は同条の提供の制限には該当しないという説明を受けているが、ガイドライン案においてこのことが明確化されていないため、第19条第5号の「委託」に監査業務が含まれることを明確にされたい。</p> <p>以上</p>	
124	<p>【該当箇所】33,34ページ</p> <p>【意見】 従業員が会社に対して個人番号を提供する場合、従業員が社内システムに直接入力することにより、個人番号を提供する方法は認められるという認識でよいか確認させていただきたい（別途、番号の真正性確認・身元確認は実施するという前提。）。</p> <p>【理由】 実務上の方法として実施する可能性があり、ガイドライン上からは読み解けなかったため。</p>	<p>個人番号の提供方法は、特段定められた方法はありませんが、通常は、扶養控除等申告書などの各行政手続の書類等に記載して提供することになると考えられます。</p> <p>なお、個人番号の提供を受けたときに行う本人確認については、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の他、個人番号利用事務実施者が認める方法があり、その一覧表が、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）に記載されていますので、併せて御確認ください。</p>
125	<p>第4-3関係「特定個人情報の提供制限等」について</p> <p>（1）マイナンバー法施行に伴い、労働者派遣事業における派遣労働者から、マイナンバーを取得する規模は、約245万人に上ります。派遣労働者は、一般の従業員と違って、就業場所が派遣元ではなく、数多く点在する派遣先（約76万件）であることから、本人から個人番号関係事務（給与所得の源泉徴収票作成等）の目的でマイナンバーを直接取得するためには、本人の就業場所又は外出先等に、派遣元担当者（例えば、個人番号事務を行わない営業担当やコーディネーター等）が個々に赴き、提供を求めることが考えられます。そのため、マイナンバーの提供を求める者（以下、営業担当等）と個人番号関係事務を行う者（以下、庶務担当等）が異なること及び派遣元事業所外でマイナンバーの提供を求める場合がありますが、ガイドラインの例示に沿えば、営業担当等がマイナンバーをできるだけ速やかに庶務担当等に受け渡し、営業担当等の手元にマイナンバーを残さないのであれば、適切とすべきです。併せて、その営業担当等と庶務担当等の受け渡し手法については、直接手渡し他に、データの暗号化によるメール送信等を可能とすること、あるいは、派遣労働者が、数多く点在する派遣先で就業するといった実態を考慮して、派遣労働者と庶務担当等が直接できる手法として、派遣元が本人確認をした上で用意した、いわゆる本人が特定された（派遣労働者本人しか知り得ないIDとパスワードにより保護された又は電子認証された）マイページからの送信等といったことも、可能とすべきです。いずれも一般的な安全管理措置を講じていれば、事業者ごとに異なる運用であっても適切とすべきです。</p>	<p>本ガイドラインの事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的するものではなく、事業者ごとの特性に合わせた手続を否定するものではありません。個人番号の提供方法は、特段定められた方法はなく、通常は、扶養控除等申告書などの各行政手続の書類等に記載して提供することになると考えられますが、安全管理措置の趣旨を踏まえ、各事業者において適切な方法を構築してください。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
126	<p>6. 【特定個人情報の提供制限】該当箇所： P25 第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制意見： 社会保険関連事務の一部を事務受託会社および社労事務所に委託している。また、従業員は雇用と同時に健保組合に加入しており、従業員本人が健保組合宛に行う手続きもある。この状況において、社会保険関連事務の委託先および健保組合に代わり、事業者が自身の行う税務事務（支払調書作成事務等）と社労事務所等委託先と健保組合が行う社会保障関連事務を個人番号の取得目的として通知した上で、個人番号をまとめて収集し、委託先等へ提供することは可能か（関連事務委託先である社労事務所や健保組合から事業者への個人番号の収集作業の委託は可能か）。委託契約に基づく個人情報関係事務実施のための特定個人情報の提供は提供制限である「法的な人格を超えた特定個人情報の移動」には該当しないとの認識でよいか。</p>	<p>社会保険関連事務を委託している場合、事業者が従業員等から個人番号の提供を受け、これを委託先の社会保険労務士に提供し、その社会保険労務士が当該個人番号を利用して社会保険手続を行う場合など、委託者・委託先間においては、特定個人情報の提供を行うことができます（番号法第19条第5号）。また、事業者は、個人番号関係事務（番号法第9条第3項）として、従業員等から個人番号の提供を受け、これを健保組合に提供することになります。従業員等本人が健保組合に直接手続するものについて、健保組合から事業者に収集作業の委託をして、事業者が従業員等から特定個人情報の提供を受けることもできます。</p>
127	<p>5. 特定個人情報の提供制限について（本文26頁「第4-3-(2)2A」） 「同じ系列の会社間等での特定個人情報の移動であっても、別の法人である以上、提供に当たり、提供制限に従うこととなる」とされているが、企業統治は多様であり従業員等の移動も流動的であるため、さまざまな場面が想定される。厳格に提供制限を行うばかりでは却って個人番号を有する本人（従業員等）に手間を求めたり、無用な混乱を招くことになってしまうため、利用目的が特定され予め本人の同意があるような場合等においては、提供のあり方について実務の実態に即して柔軟に運用するようにしていただきたい。</p>	<p>グループ会社等の特定個人情報の提供の例示を本ガイドラインに記載しています（第4-3-(2)参照）。</p>
128	<p>25頁（提供の求めの制限の）「他人(注)」 ★意見 「自己と同一の世帯に属する者」の範囲を明記すべきである。 ★理由 所得税の扶養控除対象となる扶養親族の範囲と「自己と同一の世帯に属する者」の範囲は一致しないと思われる。給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等から個人番号の提出を求めることとなる事業者は、実務上、取扱判断に迷うため。</p>	<p>「自己と同一の世帯に属する者」については、番号法第15条（提供の求めの制限）及び第20条（収集等の制限）における「他人」から除かれることとなり、その他の規定は同様に適用されます。</p>
129	<p>（該当箇所） 本文の27ページ 4行目、11行目 （意見） 会社設立の健康保険組合が、会社の業務システムに保管された健康保険被保険者である従業員の個人情報ファイルを会社と共用（個人情報保護法第23条第4項第3号）している。この場合に、個人番号が追加されて特定個人情報ファイルとなっても同様の運用を継続できることを認めていただきたい。 （理由） 認められない場合、健康保険組合においてシステム整備や業務運用で負担増大が強く懸念されるため。</p>	<p>事業者と健康保険組合との間で委託の形式をとれば可能であると解されます。ただし、安全管理措置を適正に講じていただくこととなります。なお、番号法第29条第3項によって、個人情報保護法第23条第4項第3号の適用は除外されています。</p>
130	<p>【意見内容】税務署提出用のDVD作成を外部業者に委託し、行内システムで作成した支払調書データをMTで外部業者に引き渡している場合において、当該データに個人番号が記録して引き渡すときは、個人番号/特定個人情報の「提供」に該当すると認識で間違っていないか確認したい。「提供」に該当する場合であっても、DVD作成をこれまでどおり外部業者に委託することは可能との理解でよいか確認したい。</p>	<p>別の法人に特定個人情報が移動する場合は「提供」に当たります。税務署提出用のDVD作成も個人番号関係事務の一部と考えられ、その事務を外部業者に委託することは可能であり、その事務に必要な範囲で委託先に特定個人情報を提供することも可能です（番号法第19条第5号）。</p>
131	<p>【該当頁等】本文29頁 【意見・質問・確認事項等】個人情報保護法第25条に基づく開示の求めに関しては、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合に該当するとのことであるが、法定調書の写しを本人宛に送付する</p>	<p>個人情報保護法第25条に基づいて開示の求めを行った本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をしていただく必要がある</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>際、本人以外の個人番号が含まれている場合(*)はマスキング等の対応が必要になるのか。(*)例えば、遺族の支払調書(退職手当金等受給者別支払調書)には、遺族以外にも死亡した受給者の個人番号も記載されることとなる。遺族より当該支払調書の写しを請求された場合、死亡した受給者の個人番号部分についてまで、マスキング等の対応が必要になるのか。</p> <p>【理由】個人情報保護法等の法の解釈により、本人の特定個人情報については、本人宛開示することは可能とのことだが、本人以外の特定個人情報が含まれている場合の取り扱いについて確認させていただくもの。</p>	<p>ります。なお、死者の個人番号については、特定個人情報に該当しないので、提供制限は適用されず、特段マスキングをする必要はありません。</p>
132	<p>【該当頁等】本文 29 頁 【意見・質問・確認事項等】 個人情報保護法第 25 条に基づく開示の求め等によらず、本人宛に法定調書等の写しを送付することはできないのか。</p> <p>【理由】 支払調書に関しては、本人からの請求の有無によらず確定申告書の作成等のために本人宛に写しを提供している場合があるため、当該事務の可否について確認させていただくもの。</p>	<p>支払調書等の写しに個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングする措置等を行うことにより、本人に送付することはできません。</p>
133	<p>【該当頁等】本文 31 頁第 2 パラグラフ下線後別冊 15 頁別冊 16 頁 3-(3)A、3 つ目の*</p> <p>【意見・質問・確認事項等】「本文・第 4-3-(3)B 保管制限と廃棄」および「別冊・3-(3)B 保管制限と廃棄」にて『その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。』とあり、「別冊・3-(3)A 収集制限」にて『・・・個人番号が記載された書類の提出を受けた場合、番号法第 19 条各号のいずれにも該当しないため、そのまま当該書類を受け取ることはできないが、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば受け取ることは可能である。』とある。これは、復元できない程度にマスキングした個人番号の表示がある帳票・データ等は、特定個人情報ではないことを意味しているとの理解でよいか。また、マスキングの上で受領することが想定される源泉徴収票等(=「支払を受ける者に渡される」法定調書)については、支払いをする者が作成する時点で、特定個人情報ではない帳票とすることを許容(*)していただきたい。(*)具体的には「個人番号欄は空白で可」とする、または、前述の理解が正しければ「個人番号部分を復元できない程度にマスキングすることも可」とする方法が考えられる。</p> <p>【理由】特定個人情報ではない帳票とすべき理由の具体例としては、次のようなものが考えられる。所得税法第 22 条 6 条(源泉徴収票)第 3 項において、「公的年金等の支払いをする者は、支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、一通を税務署長に提出し、他の一通を支払を受ける者に交付しなければならない。」とされており、この源泉徴収票については、平成 26 年 7 月 9 日公布の官報号外第 154 号「所得税法施行規則の一部を改正する省令」にて、本人および扶養親族の個人番号の記載が必要となった。支払を受ける者に渡される源泉徴収票は確定所得申告書の添付書類として必要であるために交付しているが、この確定所得申告書にも平成 26 年 7 月 9 日公布の官報号外第 154 号「所得税法施行規則の一部を改正する省令」にて、本人および扶養親族の個人番号の記載が必要となったことにより、税務署では確定申告の書類で個人番号の確認が可能となったため、申告書の添付書類である、支払を受ける者に渡される法定調書への個人番号の記載は実務上不要と思われる。支払を受ける者にとっては、実務上は個人番号の表示が必須ではないと考えられるにもかかわらず、個人番号が表示されてしまっている法定調書が複数作成・郵送されてくることになり、これら法定調書を、支払を受ける者は、自ら個人番号が流出しないように確りと管理しなければならないようになってしまう。以上の事情等を勘案し、支払を受ける者に渡される法定調書には、個人番号の表示を不要とするようにしていただきたい。</p>	<p>「復元できない程度にマスキングした個人番号の表示がある」の意味が定かではありませんが、特定個人情報の個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除すれば、特定個人情報ではなく、一般法における個人情報となります。また、給与所得の源泉徴収票については、所得税法施行規則により、本人に交付する分についても本人及び扶養親族の個人番号を記載することが義務付けられています。なお、御要望は国税当局に情報提供させていただきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
134	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】27 【番号】4-3(2)2 【ご質問・意見】 委員会より特定個人情報の提出が求められた場合には、この求めに応じ委員会に対し特定個人情報の提出が義務づけられています。 この提出に際して、定められた形式等がありますでしょうか。</p>	現時点で特に定められた形式はありません。
135	<p>【ご質問・意見】 同じグループ系列の複数会社間で人事異動が行われる可能性がある場合は、複数会社が従業員から特定個人情報を、予め取得することでよいか確認したい。</p>	同じグループ系列の複数会社間における特定個人情報の取扱いについては、本ガイドライン4-3-2②Aに事例を記述しています。
136	<p>最近、ガソリンスタンドの店員が顧客から提示を受けたクレジットカードの番号をボイスレコーダーに吹き込んで悪用したという報道を読みました。 したがって、本件ガイドライン案事業者編第4-3-(3)の「収集」の例として、「個人番号をボイスレコーダー等に吹き込むこと」を加えるべきだと思います。</p>	<p>収集とは、「集める意思を持って自己の占有に置くこと」を意味し、個人番号をボイスレコーダーに吹き込んだ場合も「収集」に当たると考えられます。 本ガイドラインの事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではありません。</p>
137	<p>パブリックコメント案件番号 095140560「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案に対する意見募集結果」の「(別添1)パブリックコメント結果」の9ページ（連番40）の「【該当箇所】第1条、第3条、第8条・保険会社がお客さまへ年金の支払いを行う場合に」云々を類推すれば、従業員の家族の個人番号に関して、従業員の扶養となることで取得した家族の個人番号は、その家族が再度扶養となる場合に必要となることがあり得ることから、従業員の扶養から外れた後も事業者（民間企業）が保持し続けることが認められるはず。このことをガイドラインに記載し、明確にしておいてほしい。民間企業の事務負担軽減という意味で、非常に重要です。</p>	<p>御指摘の内閣府大臣官房番号制度担当室の「パブリックコメント結果」における意見及びそれに対する考え方については、保険会社と保険加入者との間における保険契約において、年金支払いに代えて、年金現価の一括受給ができる場合等を想定していると考えられ、そのような場合には、その契約に基づく支払調書の作成が見込まれることから、個人番号の提供を受け、その後も保管し続けることができると解釈しているものと考えられます。一方、御指摘の従業員等の場合については、従業員等がその従業員等の扶養親族等を所得税法等における扶養親族等とするかは、事業者と従業員等との間の雇用契約等によって定まるものではないことから、上記保険契約の場合と前提が異なることとなります。従業員等が、その扶養親族等を所得税法等における扶養親族等とする場合には、事業者に対してその扶養親族等の個人番号を扶養控除等申告書等の必要書類に記載して提供することとなります。事業者においては、その従業員等から提供を受けた扶養親族等の個人番号について、その従業員等の給与所得の源泉徴収票等に記載して税務署長等に提出することとなり、提供を受けた扶養親族等の個人番号については、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合に、できるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。御質問の場合には、将来、再度扶養親族にするかどうかは合理的に予測できるものではなく、個人番号関係事務を処理する必要がある場合と見ることは困難であり、扶養親族等についての個人番号の保管を継続するのは適当ではないと考えられるため、所管法令において定め</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>られている保存期間を経過した場合には、個人番号を廃棄又は削除していただくことになります。</p>
138	<p>・本文 p. 30 収集・保管の制限に関してA収集制限のコメントで「事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはならない。」とあります。目的であれば書き写して問題ないと読み取れます。ノートに書き写した時点で、関係事務以外の目的に使用される可能性が発生されると思いますので、このような具体的な例を記載する場合には、ノートは目的が終了すれば速やかに破棄するとか、具体的な対応方法も記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>個人番号関係事務を処理するために本人から個人番号の提供を受ける場合は、その個人番号をノートに書き写す等することはできると考えられます。</p> <p>個人番号を書き写したノートについて、その後どのように取り扱うかは、安全管理措置の問題であり、事業者の取扱規程等に従っていただくことを前提としています。</p>
139	<p>・ガイドラインを確認した範囲(p. 30 収集・保管の制限に関してA収集制限のコメント)では、個人番号関係事務の目的であれば、個人番号を書き写したりプリントしたり、従業員のほかの個人情報とあわせて画面に表示したりすることができるかと解釈できます。このため安全管理装置の対策を適切に行い、利用目的を規則に明示すれば、個人番号を印刷したり画面に表示することに特に制限をかける必要はないと読み取れますが、そういった解釈でよいのか法令やガイドラインからは明確に読み取れません。ガイドラインに明記すべき内容と考えます。</p>	<p>利用目的を通知等して、法令の範囲内で個人番号を利用する場合は、印刷したり画面に表示したりすることができます。</p>
140	<p>・本文 p. 31 の下から 10 行目から、扶養控除申告書の廃棄の説明があります。これは 1 月 10 日に 8 年前の社員の扶養控除申告書をすべて破棄するということかと思えます。しかし給与所得の源泉徴収票やその他の支払調書等は保存期間が異なり、経過するタイミングも提出時期によって異なると思われれます。7、8 年前の書類や該当する社員の確認を 1 年中行わなければいけないことになり、相当の事務負担になることが予想されます。また、それだけの期間が過ぎれば担当者も変わり、コンピュータなどの仕組みや管理装置の扱いも劇的に変化していると思われ、過去の内容を確認するのが困難となることも予想されます。国民も以前提出した書類のコピーを残しているような場合、その資料を厳密に削除する必要が発生すると思われれます。今回の番号法により、個人番号は国や自治体側で厳格的に管理できるシステムが構築されると思えます。このため、国から企業に該当する社員の個人番号、登録された書類を把握し削除する通知が企業や個人のマイポータルなどに発信されるようにしていただきたい。</p>	<p>各書類等の保存期間については、その書類等の所管法令において定められており、それに適切に従っていただくこととなります。</p> <p>なお、廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において御判断ください。マイポータルに関する御要望については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
141	<p>・本文 p. 32 の上から 1 行目、「所管法令で定められている保存期間を経過した場合」とありますが、個人番号が付加される書類に対して保存期間と経過したかどうかを確認するのは個人事業や中小企業にとって相当の事務負担になります。このような制度となる場合には、個人番号が付加される書類（給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書、扶養控除等申告書、退職時の支払調書、報酬の支払調書、社会保険関係の手続きに関する書類等）すべてに対し保存期間を明記したリストや資料を公開すべきと考えます。何年後まで保存義務があるとわかるようにすべきです。</p>	<p>御意見を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
142	<p>・個人番号の保存制限と廃棄は事業者だけでなく、個人が扶養親族の個人番号を管理する際にも適用されると思われれます。個人が家族の扶養控除等申告書のコピーなどを保管していた場合もその年分から 7 年後に書類を削除あるいは個人番号部分をマスキングする義務は発生するのかどうかガイドラインに明記してほしい。</p>	<p>扶養控除等申告書の保存義務を負うのは給与支払者であり、従業員等は保存義務を負うものではありません。</p>
143	<p>◆意見5【該当箇所】P30「第4-3-(3)収集・保管制限」 A 収集制限【意見】個人番号が記載されることとなる個人番号カードの裏面のコピー等の取扱いについても明記すべきである。【理由】個人番号カードは、従来の運転免許証等に替わる身分証明書としての利用が期待されているが、個人番号が記載される裏面のコピーは、特定個人情報に該当するので、その取扱いは厳しく制限されることとなる。したがって、このコピーの具体的な取扱方法について、明記すべきである。</p>	<p>今後、内閣官房とも連携しながら、番号制度の広報等を通じて、混乱が生じないよう対応していく予定です。</p>
144	<p>・p. 31 保存制限と廃棄に“個人番号は... それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し</p>	<p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務の処理を行う必要がある</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>続けることができる。”とあります。つまり個人情報の確認をする必要がある場合は、廃棄せずに保存してよいと解釈できます。例えば、消えた年金問題では、過去に勤務していた記録がない、年金保険料を支払った記録が無いということで、該当する国民は大変な思いをされています。ある時期が来て削除されたり、事業所が必要が無いという判断で削除された場合は、同じ問題が発生すると思いますので、この不安を解消するために情報を確認する期間は相当の年月が必要ということで、保管をしてよいと考えられるでしょうか。</p>	<p>場合に限り特定個人情報を保管し続けることができます。したがって、単に、個人情報の確認をする必要があるというだけでは、特定個人情報を保管し続けることはできません。なお、個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上でその他の情報の保管を継続することは可能です。</p>
145	<p>・個人番号の保存制限と廃棄は事業者だけでなく、個人が扶養親族の個人番号を管理する際にも適用されると思われます。個人が家族の扶養控除等申告書のコピーなどを保管していた場合もその年分から7年後に書類を削除あるいは個人番号部分をマスキングする義務は発生するのかガイドラインに明記してほしい。</p>	<p>扶養控除等申告書の保存義務を負うのは給与支払者であり、従業者は保存義務を負うものではありません。</p>
146	<p>Op. 31、B 保存制限と廃棄 に“それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない”とあります。保存義務は法令において商法と会社法では帳簿書類の保存期間は10年とされています。税法では7年ですが、こういった場合、どの法令に従えばよいのがガイドラインに明記してほしい。</p>	<p>保存期間については、原則として、個人番号を記載することとしている書類等を定めている法令（例えば、扶養控除等申告書であれば所得税法）に基づいて判断されることとなります。ただし、他の法律で、個人番号を記載することとしている書類等の保存が義務付けられているのであれば、それに従っていただくこととなります。</p>
147	<p>Op. 31、B 保存制限と廃棄 に“それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない”とあります。保存義務は法令において10年や7年と決まっていますが、会計事務所では申告書などの重要な書類は永久に保管しておくよう指導している場合があります。これは税務調査の対応や、年金保険料を支払っていたかどうかなどの確認が死ぬまで取れるように配慮しているからのようです。このようなケースを想定していると個人番号のみであっても、廃棄することには抵抗を感じます。この段の前半に“個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。”とありますが、この解釈から、税務調査や年金保険料支払いの確認のため法令期間を過ぎても残しておくことは可能と解釈できます。このような解釈でよいのか、ガイドラインに明記してほしい。</p>	<p>御指摘の「個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。」というのは、「番号法で限定的に明記された事務」を行う必要がある場合に限り保管し続けることができるということを意味しているものであり、税務調査や年金保険料支払の確認という事務を行う場合を意味しているわけではありません。なお、廃棄又は削除すべきは個人番号部分であり、申告書等の書類に記載されている個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能です。</p>
148	<p>5. 他の個人番号関係事務実施者や、個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供の要求を行えるのは、ガイドラインのようなケース（事業者が従業員を通じて扶養親族の番号を収集する場合）のみに限られるという理解でよいでしょうか。仮に、その他のケースで想定されているものがありましたらご教示ください。</p>	<p>他の個人番号関係事務実施者や個人番号利用事務実施者に対する個人番号の提供の要求については、御指摘の場合（事業者が従業員を通じて扶養親族の番号を収集する場合）に限定してはなりません。例えば、株式等振替制度において、株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人（信託銀行等）（個人番号関係事務実施者）は、振替機関（他の個人番号関係事務実施者）に対して、株主の個人番号の提供を求めることができます。なお、個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者における個人番号の提供の要求は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要がある場合に行うことができます。</p>
149	<p>30 頁「収集制限」 ★意見</p>	<p>今後、内閣官房とも連携しながら、番号制度の広報等を通じて、混乱が生じないよう対応していく予定です。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>郵便局などの民間企業等が本人確認の際に、個人番号カードで本人確認を行った場合、個人番号を書き写す行為は「収集」にあたり制限される行為であることを具体例として明記すべきである。</p> <p>★理由 現在、郵便局などの民間企業等が本人確認の際に、健康保険証や運転免許証の提示を求め、その番号を書き写すことがある。これは民間企業等が本人であることを確認したことの証拠を残すための手段として使用しているものであるが、これは番号法第 20 条に定める特定個人情報の収集に該当するため。</p>	
150	<p>【意見内容】 個人番号事務において個人番号を取得する場合、専用書類に個人番号の記入を受け、行内システムに登録を行い、専用書類の個人番号をマスキングせずにスキャンングデータ化し、個人番号の取得を要する取引が解約となった時点で、行内システムに登録された個人番号およびスキャンングデータを消去するフローは問題ないという理解でよいか。</p> <p>また、個人番号を記載した専用書類は、行内システムに登録した番号を確認する必要があることも考えられるため、行内システムに登録した時点で専用書類の個人番号をマスキングする対応や専用書類の廃棄する対応を行う必要はないか確認したい。</p> <p>【理由等】 行内システムに個人番号を登録した時点で、専用書類の個人番号をマスキングのうえスキャンングを行い、専用書類を廃棄した場合、将来万一、専用書類に記載された個人番号を確認する必要性が生じた場合に支障を来すため、マスキングせずにスキャンングデータ化するフローを想定しているため。</p>	<p>個人番号の取得から廃棄までの具体的な取扱いについては、それぞれの事業者・金融機関で御判断いただくこととなりますが、お示しのフローについては各段階で適切な安全管理措置が講じられていれば、妥当と考えられます。また、個人番号関係事務を処理するために必要な場合は、個人番号を記載した専用書類の保管を継続することはできます。</p>
151	<p>【意見内容】 個人番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で所管法令において定められた保存期間を経過した場合の廃棄に関する記載の中で、「できるだけ速やかに」とは、各金融機関の事務体制を踏まえた合理的な期間に廃棄を完了すればよいか確認したい。</p> <p>【理由等】 本件は法令違反とされる重要事項であると思料。そのため、明確な指針を示していただきたい。また、事務能力を超えた対応を求められる場合、金融機関として抜本的な事務見直しが必要。</p>	<p>廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において御判断ください。</p>
152	<p>【該当頁等】 本文 31 頁第 2 パラグラフ下線後 別冊 15 頁別冊 16 頁 3-(3)A、3 つ目の*</p> <p>【意見・質問・確認事項等】 ガイドライン等で、例えば、「このマスキングとは上位 6 桁目以上を数値の代わりに「*」などに置き換える、もしくは上位 6 桁目以上を切り取り、下位 6 桁未満の番号のみ表示することを意味します。」などの具体的な基準を記載していただきたい。</p> <p>【理由】 複数の個人番号利用事務等実施者が異なる位置のマスキングを行った場合、複数の帳票を組み合わせることにより、個人番号が復元されてしまう虞があるため、ガイドライン等での具体的な基準の記載は重要と考えている。このマスキングの意味および基準が明確になれば、システム構築に反映したく、早急にお示しいただきたい。</p> <p>なお、「6 桁」は、個人番号の秘匿性の保持の観点と、個人番号の突合確認の際の必要性の観点から、概ね目</p>	<p>個人番号のマスキングは復元できない程度に行う必要があり、通常 12 桁全てをマスキングすることになると考えられます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	安となる数値として記載したもの。	
153	<p>【該当箇所】 第4-3-(3) 保管制限と廃棄</p> <p>【意見】 ・保険金・給付金の請求書は、法人税法施行規則第59条に基づき、7年間保管している。この点、請求書に個人番号を記載した場合は、法定の保存年限に従い、当該個人番号は保管可能であるとされているが、番号の届出書を保険金・給付金の請求書と別個のものとした場合で、かつ、同じ事務処理のフローの中で、セットで書類を移動させる場合にも、法定の保存年限に従い、保管可能であるとの理解で良いか、確認させていただきたい。</p> <p>【理由等】 事務処理上、支払請求書と、番号の届出書とをセットで移動させる場合、番号の届出書だけを抜き出して廃棄する事務負荷が高いことから、セットで法定保存年限に従い、保存して良いか、確認させていただきたい。</p>	御理解のとおりです。
154	<p>【該当箇所】第4-3-(3) B保管制限と廃棄（別冊）3-(3) B保管制限と廃棄</p> <p>【意見】 ・事業者は所得税法等に基づいて法定調書に個人番号を記載して税務署等に提出することが義務付けられているが、個人番号をこのような個人番号関係事務において処理する必要がある場合、または、個人番号が記載された書類等について所管法令によって保存が義務付けられている場合には当該期間は事業者が個人番号を保管し続けることができるとされている。また、ガイドライン案においては、「それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない」とされている。・帳簿書類については、法人税法施行規則第59条、第67条に基づき、保存期間が7年間と定められているが、事業者が税務署等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等については、法令上、明示的に保存する義務が課せられていないものがある。・他方、課税当局は事業者による法定調書の提出義務が適正に履行されていることを確保するために、国税通則法第74条の2第1項に基づき、法定調書の提出義務者に対して質問をし、帳簿書類その他の物件（法定調書の控えを含む）を検査することができる。さらに、国税庁等の職員による質問・検査を妨げた者には国税通則法第127条第2号に基づき、罰則が課されることとされている。</p> <p>・また、国税通則法第70条第1項、第73条第3項において、国税の徴収権の消滅時効は7年間とされているほか、国税通則法第70条第5項において、「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正決定等」に関する除外期間は7年間と定められている。</p> <p>・さらに、仮に、提出した法定調書に記載の誤りを発見した場合、先に提出した法定調書と同内容のものを作成するか、控えの写しを提出して訂正する必要がある旨、国税庁の質疑応答事例に掲載されているが、法定調書を提出した後に個人番号を保存することが認められない場合、訂正の事務処理に支障が生ずる虞がある。</p> <p>・個人番号が記載された法定調書を事業者が税務署等に提出した場合には、当該法定調書に記載された個人</p>	法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められる場合は、個人番号の保管を継続することができます。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>番号については、このように個人番号関係事務の一環として引き続き利用する必要があることから、事業者が課税当局の税務調査に適切に対応できるよう、かつ、法定調書の作成実務に支障をきたさないよう、帳簿書類と同等年数保存することも認めていただきたい。</p> <p>【理由等】 個人番号の保管期間について明確化を図るため。</p>	
155	<p>・該当箇所 『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』 第4-3-(3) 収集・保管制限 ●収集・保管の制限 B 保管制限と廃棄</p> <p>・意見内容 「・・・所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。」とされているが、実務上、帳票類ごとに都度廃棄することは困難であるため、年度単位の管理（廃棄すべき年度末に処分）とすることで、問題はないか。</p>	<p>廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において御判断ください。</p>
156	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】29 【番号】4-3(2)2Bh 【ご質問・意見】 落とし物を拾得した場合の届出ケースが例示されているが、マイナンバー申告側の錯誤等により、マイナンバー取扱部署（事務取扱担当者）以外の部署に申告書類が到着した場合は、警察への届け出を要さず、マイナンバー取扱部署（事務取扱担当者）に速やかに転送することで問題ないことを、念のため確認したい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
157	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】27 【番号】4-3(2)2 【ご質問・意見】個人番号利用事務実施者が、個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合があると規定されています。この際提供された特定個人情報の保管に関する規定は、第4-3-(2)-イの規定と同様になりますでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。なお、特定個人情報の保管に関する規定は、第4-3-(3)を参照してください。</p>
158	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】30 【番号】4-3(3) 【ご質問・意見】 「例えば、事業者が講師に対して講演料を支払う場合において～」の例示の中で、「書類を受け取る担当者は、支払調書作成事務を行う担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元にその書類の控え等を残してはならない」と記載されておりますが、書類を受け取る担当者を経由する特定個人情報が記載された書類について、当該特定個人情報をマスキングするといった「書類を受け取る担当者が当該特定個人情報を見ることができなくなるような措置」までは求められていないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
159	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】31 【番号】4-3(3) 【ご質問・意見】下線部「個人番号を記載する書類等については、所管法令において定められた～廃棄または削除しなければならない」と規定されています。法令で保存期間が定められた書類については、「番号法で限定的に明記された事務処理が不要になったら廃棄しなければならない」ではなく、「個人番号が記載された書類の保存年限までは保管が可能で、法定保存年限を超過したらできるだけ速やかに廃棄しなければならない」という理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
160	<p>【ご質問・意見】 保存期間を経過した場合、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除しなければならないとあるが、個人番号の廃棄・削除についての記録簿作成は、結果として個人番号の廃棄・削除にならないので廃棄・削除の記録は不要と考えてよいか（あるいは具体的にはどのような記録を想定しているのか）。また、金融機関が個人番号を含む業務データを定期的に電子保存している場合に、廃棄すべきことになった個人番号を、バックデータの中から抽出して抹消することは、金融機関に極めて甚大な負荷をかけることになるのでバックデータからの削除は省略できるか確認したい。 また、完全に廃棄・削除した場合には、廃棄・削除したかの事後モニタリングも不可能になるし、廃棄・削除した個人番号については過去にデータを保有したかどうかもわからないことでよいのか確認したい。</p>	<p>廃棄記録には、書類やデータの名称、顧客の氏名等、誰のどのような特定個人情報が廃棄されたのかを事後的に検証できる程度の特定がなされれば十分であることから、個人番号を含めないようにしてください。なお、これらの記録に個人番号ではなく例えば顧客番号を記載し管理している場合には問題ありませんので、どのような記録を残すかについては各事業者において検討してください。</p> <p>バックデータ中の個人番号についても廃棄が必要です。保存期間を過ぎた個人番号については自動的に削除されるようなシステムを構築するなど工夫してください。</p> <p>廃棄・削除の事後的モニタリングについては、廃棄記録を作成しておけば可能であると考えられます。</p>
161	<p>（該当箇所）本文の30ページ2つ目の「*」（意見）講師に対して講演料を支払った場合において、支払調書に記載するために講師の個人番号を収集する必要があるが、当該講師との実務的な交渉等の窓口となる担当者（部署）、支払調書作成事務を行なう担当者（部署）に分かれることが想定されるが、両担当者を事務取扱担当者として明確にし、加えて安全管理措置としてこれらの事務を行う担当者のみがアクセス可能な制限等を行えば、当該担当者が在籍する両部署において個人番号を保管できると解してよいか。 （理由）個人番号に係る事務を行なうにあたっては、実務的な交渉等の窓口となる担当者（部署）や支払調書を作成する担当者など、当該事務を行なう担当者が部署を跨ってしまうことが想定されるため。</p>	御理解のとおりです。
162	<p>32頁の事例において、個人番号が系統的に記録されている場合についても保存期限経過後には速やかに削除する、とあるが、DBやシステム全体のバックアップファイルについて、ここから当該個人番号のみを削除するという対応は現実的ではない。 この件について明確な指針を出して頂きたい。</p>	<p>個人番号関係事務又は個人番号利用事務に不要な特定個人情報を持ち続けることは、番号法第20条に違反していると判断される可能性があります。 不要な個人番号又は特定個人情報を、適切なタイミングで、現実的に削除することが可能なバックアップ方式を御検討ください。</p>
163	<p>・本文p.31、B保管制限と廃棄の説明において、“マスキング又は削除”という表現がありますが具体的などのような行為なのかを提示をしていただけないでしょうか。例えば、マスキング：個人番号が印刷された扶養控除等申告書をマジックで塗りつぶすという行為、削除：電磁的記録において個人コードが入っているデータの個人コードを空欄にする行為、と想定してよいでしょうか。他に該当する行為があればご提示お願いします。</p>	御理解のとおりです。当該手段が、復元できない程度であることを確認してください。
164	第4-3-(4)本人確認について、適切に対応する必要があると記載されていますが、具体的な注意事項が記	個人番号の提供を求める相手先に対しては、社会保障や税の決められた

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	載されていません。例えば、どうしても番号を提供してもらえない場合の対応、郵送で個人番号が記載された契約書が送付されたものの、個人番号カード等が送付されない場合の対応など、個人番号関係事務実施者ではどうしようもない場合の対応や、その他の事例を記載願います。	書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるようにしてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-2-5））。また、本人確認においては、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の他、個人番号利用事務実施者が認める方法があることから、各行政手続の関係省庁に御確認ください。なお、本人確認手続の一覧表は、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）に記載されていますので、併せて御確認ください。
165	・本文 p.33 の＜参考＞本人から個人番号の提供を受ける場合の i i 通知カードの提示を受ける場合、「通知カード」とあるが、これは「番号確認書類」に該当するので、「番号確認」という意図が分かるような記載が分かりやすいと思われます。また i i i (i) 書類の提示を受ける場合等の「番号確認書類」で“住民票の写し等”とありますが、これは“個人番号が記載された住民票の写し等”になると思われるので分かりやすい表記に変更したほうがよいと思われます。	通知カードは、番号法第7条第1項に基づき、個人番号を通知するためのカードであることから、その提示が番号確認であることは明らかであると考えられます。 住民票の写し等については、「番号確認書類」としての住民票の写し等を示していることから、現状の記載で読み取れるものと考えます。
166	【該当箇所】 33, 34 ページ 【意見】 「規3丸5 特定の個人と同一のものであることが明らかな場合と利用事務実施者が認める」という点について、利用事務実施者毎に見解が異なるということがないように強く要請したい。 【理由】 雇用関係を理由として、身元確認を省略できることの適用について、一つでも適用できないケースがあると、実務上その果実を受けることができなくなるため。	御要望を関係省庁に情報提供させていただきます。
167	・該当箇所 本文 33P ・意見 本人からの申告がなく収集が不可能な際は、H28年1月からの利用が困難と思われます。経過措置等の方法について教えてください。 ・理由 個人番号カード交付をする自治体が、10月発送の通知カードが住所不明になり届かないことを既に想定されており、通知カードが世帯に届かなければ、従業員がその番号を知ることが困難であり、1月から社会保険等に関する事務手続きに支障が発生します。	書類の提出先の機関の指示に従ってください。
168	・該当箇所 本文 33P 13行目 34P 1行目 ・意見 個人番号カードが配布される前の時期に関して、個人番号の収集方法に関してセキュリティが担保されており、個人への給与明細等の提示を行っているシステム等、現状の方法以外での収集をする事が必要である。 ・理由 数万人の従業員が事業所以外の異なる場所で就業をしており、その個人、個人の扶養親族等の本人確認が対	御意見を関係省庁に情報提供させていただきます。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	面での確認収集は現実的ではない。また、1月からの社会保障に関する手続きにて個人番号を利用すると、その収集が本人持参、もしくは郵送等の手法では現実的に困難である。	
169	<p>9.【個人番号の収集方法】</p> <p>該当箇所： P36 第4-3-(4) 本人確認</p> <p>意見：顧客の個人番号を収集する際の事務負担削減および個人番号の正確性を確保するため、既存の取引申込システムや個人情報管理システム（顧客がWebにて口座開設や住所変更等の手続きを行うもの）を利用し、契約者等の個人番号を入力し、担当部署にて証憑（個人番号通知カード等のPDFデータ等）との確認を行うといった対応は認められるか。</p>	御理解のとおりです。
170	<p>10.【書面による本人確認】</p> <p>該当箇所： P36 第4-3-(4) 本人確認</p> <p>意見： 書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、本人確認書類又はその写しの提出を受けなければならないとされているが、発送方法に係る制限（書留、親展、普通郵便等）はあるか。</p>	事業者において御判断ください。
171	<p>7.【個人番号の収集方法】</p> <p>該当箇所： P36 第4-3-(4) 本人確認</p> <p>意見： 個人の支払先および従業員等の個人番号収集対象者が膨大であるため、対面および郵送による本人確認は事務量やコストの面からして非現実的である。本人確認資料の電子データ（個人番号通知カードの写真データや住民票のPDF化データ等）による受領は郵送による本人確認に準じると認識してよいか。</p>	電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置は番号法施行規則第4条に定められており、それに従って行ってください。
172	<p>8.【個人番号の収集方法】</p> <p>該当箇所： P36 第4-3-(4) 本人確認</p> <p>意見：従業員個人番号を収集する際の事務負担削減および個人番号の正確性を確保するため、既存の個人情報管理システム（従業員がWebにて住所変更等の手続きを行うもの）を利用し、従業員が自分および扶養家族等の個人番号を入力し、人事部にて証憑（個人番号通知カード等のコピーもしくはPDFデータ等）との確認を行うといった対応は認められるか。</p>	個人番号の収集方法については番号法上特段の方式は定められていないので、安全管理措置に則して適切に行ってください。本人確認の方法については、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に従って適切に行ってください。
173	1. 本文P26の下から2行目「第4条又は代理人が行う場合は第10条に従って手続を整備しておけば、本人確認に係る事務を効率的に行うことが可能」について、事例を示すなどして、明確に標記してほしい。（理由）誤解による誤った業務運用設計を行う恐れがあるため。	番号法施行規則第10条に規定されていますので、同条に則して適切に行ってください。
174	2. 本文P33の21行目「特定の個人と同一の者であることが明らかな場合」について、事例を示すなどして、明確に標記してほしい。（理由）誤解による誤った業務運用設計を行う恐れがあるため。	御質問の点については、個人番号利用事務実施者が判断するものですので、関係省庁に問い合わせてください。
175	<p>【該当箇所】</p> <p>本文P33</p> <p>【意見】</p> <p>第4-3-(4)本人確認の&lt;参考&gt;は、全ての場合について具体的に分かり易く記載すべきである。</p>	本人確認においては、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の他、個人番号利用事務実施者が認める方法があることから、各行政手続の関係省庁に御確認ください。なお、本人確認手続の一覧表は、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホ

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【理由】 本人確認は、個人番号の提供を受けるにあたり行わなければならない重要なプロセスであることから、事業者が適正かつ容易に状況に応じた対応が取れる必要があるが、このガイドラインでは、他の規則等を参照する形式になっており、本ガイドラインだけでは対応が取れない。</p>	<p>ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）に記載されていますので、併せて御確認ください。</p>
176	<p>（該当箇所） 本文の30ページ 30行目 （意見） 「個人番号が記載された書類等を受け取る担当者」は、番号法第16条の本人確認の措置が行えることを明確化していただきたい。 （理由） 事業者内で本人確認を行える部署・人に法令上の制約があるかを、ユーザーから数多く質問されるので例示・明示いただきたいため。</p>	<p>法令上、事業者内で本人確認を行える部署や担当者の制約はありませんので、どの担当者が本人確認を実施するかは事業者において御判断ください。なお、収集制限の事例（P30～31、二つ目の*）において、「個人番号が記載された書類等を受け取る担当者」も本人確認を実施できる旨を記載しています。</p>
177	<p>【意見内容】 「本人の身元確認書類」として、「特定の個人と同一の者であることが明らかな場合」とは、具体的にどのような場合か。金融機関として、事前に本人確認済みである顧客は本件対象に含まれると考えてよいか確認したい。 【理由等】 顧客に対し、個人番号受入れ時に別途資料を求めるとなると顧客側で負荷となる。金融機関にて、事前に本人確認済みである場合は、本記載の具体例に該当するとしていただきたい。</p>	<p>番号法施行規則第3条第5項において、「特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合」となっており、どのような場合が含まれるかは個人番号利用事務実施者が判断することとなります。</p>
178	<p>【意見内容】 個人番号をインターネット上で受入れする方法に関して、ICチップ読取りのほか、確認書類をPDFファイル等で金融機関に伝送する方法等で受入れすることは可能か確認したい。 【理由等】 ICチップの読取りには、顧客自身がICチップリーダーライターを所持していることが前提となるため、顧客側の負荷が大きく、利用可能な顧客は、一部のネットリテラシーの高い顧客に限定されるおそれがある。電磁的な受入れ方法としては、多様な方法を認めていただきたい。</p>	<p>個人番号の提供を受けたときに行う本人確認については、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の他、個人番号利用事務実施者が認める方法があり、その一覧表が、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）に記載されていますので、御確認ください。</p>
179	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】25 【番号】4-3（2）2 【ご質問・意見】 同じ系列の会社間であっても、法人格が異なる組織への転籍が発生した場合、転籍先組織は新たに本人から個人番号の提供を受けなければならないと規定されています。 この際の個人番号取得にあたっての本人確認についても、省略等の簡素化ルールはなく、通常どおり行う必要がありますでしょうか。</p>	<p>改めて個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を実施することになりますが、個人番号利用事務実施者が認める場合など一定の場合に、一部省略できる場合があります（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3））。</p>
180	<p>【ガイドライン】事業者 【頁】34</p>	<p>本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【番号】 4-3 (4)  【ご質問・意見】  書面の送付により個人番号の提供を受ける場合、提示による個人番号提供時と同様の本人確認書類またはその写の提出が規定されています。この本人確認書類について、保管の定めはありますか。</p>	<p>すためにコピーを保管することはできません。  なお、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>
181	<p>【ご質問・意見】当初の利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合は、改めて利用目的を明示の上、個人番号の提供を求めるよう規定されているが、上記に該当するケースで、かつ既に当該契約者から取得した特定個人情報保有している場合であっても、個人番号取得および本人確認について、省略等の何らかの簡素化ルールは適用はなく、新規で取得する場合と同様に再取得を行う必要があるのか確認したい。</p>	<p>改めて個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を実施することになりますが、個人番号利用事務実施者が認める場合など一定の場合に、一部省略できる場合があります（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3））。  なお、利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、「個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない。」としていた記述を、「当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的の変更及び本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる。」という記述に修正しました。</p>
182	<p>【ご質問・意見】書面の送付により個人番号の提供を受ける場合、提示による個人番号提供時と同様の本人確認書類またはその写の提出が規定されているが、当該本人確認書類については、保管の定めはないという理解でよいか確認したい。</p>	<p>御理解のとおり、本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできません。  なお、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>
183	<p>（該当箇所）  本文の 34 ページ 「※」部分</p> <p>（意見）  本人確認のために本人から提供を受けた書類を保管することとした場合、当該本人確認書類のコピーのうち個人番号の記載がないものについては、特定個人情報ではなく通常の個人情報書類として取り扱ってよいか。</p> <p>（理由）  郵送により個人番号の提供を受けるケースが想定されるが、その後の保管にあたっての取扱いについて確認するもの。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
184	<p>（該当箇所） 本文の 34 ページ 21 行目</p> <p>（意見）個人番号カードのコピーにより本人確認を行い、このコピーに記載された個人番号に対して復元できないようにマスキング処理を行った場合や、犯罪収益移転防止法の改正により個人番号カードによる取引時確認が可能となった場合に、マスキング処理を行った個人番号カードのコピーを保管することになるが、マスキング処理が施された個人番号カードのコピーは、特定個人情報ではなく通常の個人情報書類として取り扱ってよいか。</p> <p>（理由）本人確認書類として、郵送により個人番号カードのコピーを受領するケースが想定されるため、当該書類を本人確認書類として保管するにあたっての取扱いを確認するもの。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
185	<p>マイナンバーという名称は、かなり知られるようになってきましたが、「特定個人情報」という言葉は、まだ知らない方がほとんどではないかと思えます。</p> <p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」に、マイナンバー・ガイドライン」など、わかりやすい通称を付けていただけると、より認知度が高まると思えます。</p>	<p>今後の広報活動の参考とします。</p>
186	<p>◆意見 12</p> <p>【該当箇所】 その他</p> <p>【意見】 本会（日税連）と個人情報保護委員会との協力体制の構築（具体的に以下の内容）をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のガイドライン、安全管理措置に則って税理士向けに別途ガイドラインを作成する予定だが、作成に当たっては内容に齟齬をきたさないため、保護委員会事務局に相談のうえ進めたい。</li> <li>・上記ガイドラインが完成した際には本会ホームページに掲載予定だが、保護委員会ホームページにもリンクを張って頂きたい。</li> </ul> <p>【理由】 番号制度の担い手である税理士が、番号法及び本ガイドラインに準拠した安全管理措置を実施することに資することとなる。</p>	<p>御要望については、個別に問い合わせてください。</p>
187	<p>◆意見 13</p> <p>【該当箇所】 その他</p> <p>【意見】 ガイドラインの内容に不足や変更があった場合には、適切な対応をして頂きたい。具体的には、ガイドラインを逐次改訂するか、別途 Q&amp;A 等を作成し、詳細な解説を行うこと等が考えられる。</p> <p>【理由】 ガイドライン、安全管理措置の周知及び理解が進み、実行率が高まることが期待できる。</p>	<p>今後、必要に応じて本ガイドライン及びQ &amp; Aの改訂、追加を行います。</p>
188	<p>今までも個人情報に厳しいはずの自治体や税務署などでも、不特定多数にメールを送信する場合に送信者のメールアドレスが表示された状態で送信してしまったり（福島県郡山市）や、十数年前には個人情報が入った鞆を車に置いて盗難にあった事件（福島県郡山税務署）など、対策が不十分なケースでの報道が多々確認できます。個人情報に敏感な組織や団体でも以前からこのような状態です。個人や個人事業、中小企業まで含めた民間に対して対策が疎かになるのは目に見えております。ガイドラインにおいて利用者任せとなるような表現が見られるのもっと厳格に取り扱うべきではないでしょうか。</p>	<p>番号法においては、個人番号利用事務等実施者は、第 12 条において個人番号の安全管理措置を講ずることとされています。また、個人番号取扱事業者（個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者を除く。）は、番号法第 33 条において特定個人情報の安全管理措置を講ずることとされています。これら番号法に規定されている義務をどのように履行するかは、個人番号及び特定個人情報を取り扱う主体が、それぞれ判断することであると考えられます。</p>
189	<p>・個人の番号が何らかの理由で変更された場合、おそらく年金機構や自治体は一斉に変更されると思われませんが、この場合の手続きの流れをガイドラインに明記し、企業がどういった対応をとればいいのか提示してほしい。希望としてはその情報を勤務先の企業に通知が届く仕組みを用意してほしい。</p>	<p>個人番号が変更された場合、各機関がそれぞれの手続に従って行うことになるため、それを本ガイドラインで示すのは適当ではありません。</p> <p>なお、従業員等の個人番号が変更された場合、従業員等本人が事業者にその旨及び新しい個人番号を伝えていただくこととなります。</p> <p>事業者においては、従業員等に対して、個人番号が変更となった場合には、速やかにその旨及び新しい個人番号を伝えるように周知することが望まれます。</p>
190	<p>・ガイドラインは個人事業主から中小企業、大企業に至るまで参考にする内容だと思われまます。しかし、これを読んでも何をまずすべきかという具体的な行動につながる書類ではないと感じます。実施に至る道筋を指示していただく書類(ガイドライン)にしてもらいたい。</p>	<p>本ガイドラインの巻末資料として、「個人番号の取得から廃棄までのプロセスにおける本ガイドラインの適用（大要）」を示しており、実務の参考にしてください。</p>
191	<p>・今回のガイドラインは事業者編となっていますが、今後別の立場（個人編とか社労士・税理士編、行政編、成年後見人編など）でのガイドラインが公開されるのでしょうか。特に今後の高齢社会を考えると、認</p>	<p>当委員会において、個人の立場に対応したガイドラインを作成する予定はありません。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	知症や精神疾患の方で個人番号を本人だけでは管理できない方が急増すると思われま。こういった弱者対策の上でも、成年後見人や行政担当者へのガイドラインを用意してほしい。	
192	中小企業や個人事業主にこのガイドラインを適用するのは、コストの面でも対応に係る準備の面からも事業継続を困難にする面があります。「マイナンバー倒産」という事態も多々発生すると思われる。コスト的・期間的に簡易な対応で当面運用できる指針をガイドラインでより具体的に示してほしい。	ガイドラインの作成に当たっては、民間企業の参加するヒアリングや検討会を通じて実務担当者の意見を聴取し、実務的な負担を極力抑制するよう考慮しています。 なお、安全管理においては、中小規模事業者の実務に配慮した「中小規模事業者における対応方法」を示しています。
193	1. 本ガイドラインのスコープは、個人番号の取扱いのみを想定しており、法人番号については一切適用されないという理解でよいでしょうか。即ち、法人番号については、各種取扱い（本人確認や廃棄等々）の適用はないという理解でよいでしょうか。	本ガイドラインは、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関するものであり、法人番号については内閣官房、国税庁等の関係省庁に問い合わせてください。
194	2. 特定個人情報の定義は、「個人番号をその内容に含む個人情報をいう」とされていますが、その一方で左記の規定があり、個人番号だけであっても個人情報や特定個人情報に該当するとされています。個人番号だけを認識し得た場合であっても、行政機関でなければ氏名・住所・生年月日・性別の情報を取得することはできず、民間の個人や事業者としては個人の特定は困難と思料しますが、個人番号だけであっても個人情報や特定個人情報に該当するとされている趣旨をご教示ください。	個人番号は番号法上特定個人情報とされています（番号法第37条の「個人番号その他の特定個人情報」との規定からも明らかです。）。
195	3. 個人番号だけが外部流出した場合、上記の点から、通常は個人の特定までは容易ではないと思料しますが、例えば、個人番号だけが記載された書面が外部流出した場合も、左記の漏えい事案に該当するというのでしょうか。	御理解のとおりです。
196	■個人番号の取得方法について 従業員数が多く、事業所も全国各地にある大企業では、従業員から個人番号を取得する作業は大変な事務負担となります。紙媒体での個人番号取得は困難なため、社内イントラネット上で、従業員本人に個人番号を入力してもらう方法を検討しています。またその際に、通知カードや個人番号カードのPDFを証憑として添付させると、PDFをとったOA機器にデータが残ってしまうため、情報管理の面で好ましくないとの見解を聞きますが、正式な見解はいかがでしょうか？また仮に、データが残ることが問題視されるのであれば、従業員には個人番号を2度入力してもらうことで、個人番号の正確性を担保し、証憑書類は不要とするような方法を検討していますが、そのような方法は認められますか？	個人番号の収集の方法については番号法上特段の定めはないので、安全管理措置に則して適切に行ってください。本人確認の方法については、番号法施行規則第4条に則して行うことになります。
197	12. 【データ内容の正確性の確保】 該当箇所： P38 第4-6 個人情報保護法の主な規定意見： 収集した個人番号を正確かつ最新の内容に保つため、個人番号に変更が発生した場合には本人から個人番号変更を申出してもらい、新しい個人番号を収集する業務フローを想定している。事業者は本人から個人番号の変更申出がない限り、新しい個人番号を知り得ることは不可能であるため、旧番号にて法定調書等を作成することになる。この場合、法定調書等の提出後に当局より事業者に対して、新しい個人番号の収集が要請されるのか。もしくは、個人番号の履歴（旧番号と新番号との紐づけ）が管理されることにより、旧番号による手続き（経過措置を含む）が可能となるのか。	書類の提出先の機関の指示に従ってください。
198	13. 【データ内容の正確性の確保】 該当箇所： P38 第4-6 個人情報保護法の主な規定 意見： 行政機関等へ提出する法定調書への記載漏れ/ミスや事業者へ知らされていない個人番号の変更により、法定調書へ記載する個人番号に誤りがあった場合、再提出を促す連絡・通知はなされるか。	書類の提出先の機関の指示に従ってください。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
199	<p>7. その他（本ガイドラインを履行する前提について）本ガイドラインの「第1はじめに」に、「社会保障・税番号制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。」とある。その趣旨を実現するために事業者が果たすべき役割は大きいと思われるが、何よりも国民一人ひとりが自己の情報を適正に管理する意識が根付いていることが前提になっているものと理解している。その前提に立てば、社会保障・税番号制度の趣旨や仕組み等が国民に十分に理解されていなければならないが、制度開始までの時間的な余裕に比してその理解は決して十分とは言えない。速やかに国を挙げて徹底的な周知とPRに努めていただきたい。また、個人番号を導入するに当たって、個人情報保護には十分な注意が必要だが、一方で、個人番号を社会に定着させるためには、上記2.の利用制限や上記5.の提供制限に関する意見のように、日常社会の通常の実務を踏まえた柔軟性を持ったルールとすることで、事業者及び本人（即ち国民）が無理なく本法を遵守できる仕組みとすることが肝要であると考える。</p>	<p>今後、内閣官房とも連携しながら、番号制度の広報等を通じて、混乱が生じないように対応していく予定です。</p>
200	<p>個人番号カードを身分証明書かわりに使用させることには反対です。内閣官房の「社会保障・税番号制度」のホームページ（以下HPと略します）では、「(5)個人情報の保護に関する質問」では、「Q3—3 行政手続ではなく、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使って良いのですか？」という問いに「A3—3 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。」としています。しかし、これら業種（加えて携帯電話の加入などでも）では、現状では確認したという記録を残すため、運転免許証などコピーをとっていることが常態化しています。マイナンバーが記載されるという裏面のコピーは禁止し、表面の許可されるのでしょうか。コピーは裏表とも禁止されるのでしょうか。身分証明書として確認を行う従業員がどれほどの教育を受け、確認者・確認状況の履歴記録を義務づけることになるのでしょうか。疑問です。「個人番号関係事務実施者」の立場では、仮に従業員のマイナンバーが流失したり、不正利用されたりした場合、まさきに疑われるのは、雇用している事業所・事業主です。自分の事業所から漏れていないという証明は困難です。自分の事業所がずさんな管理をしていないという証明するのみです。全従業員に対しても自己のカード管理が適正か神経を使うこととなります。身分証明書の提示先でコピーや手書きなど電子的に記録がのこらない流失では、現状では追及不可能ではないのでしょうか。HPでは「マイナンバーは…漏えいしたりしないように大切に保管してください」（カードに関する質問Q5—6の回答）としています。一方身分証明書は、相手に提示するもので、確認作業のため手元から離れ一時預けたりしています。マイナンバーと身分証明書はまったく目的・使い方が違います。個人番号カードを身分証明書かわりに使用させることには反対です。</p>	<p>御意見を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
201	<p>住基ネットの違憲性を問うた裁判において最高裁は、住基ネットが扱うのは秘匿性の高くない4情報のみであり、住基コードは非公開でデータマッチングもしないことになっているので合憲だと判断したのに、データマッチングをするための公開の個人番号制度がなぜ可能なのか、しかも、住基ネットの中に個人番号が載り、住基ネットもマッチングできることになってしまうというのに、これらのことについて、全く国民に説明が尽くされておらず、また、個人情報保護について万全の対策が講じられているとは到底認められないことから、本法及びその施行に反対である。</p> <p>ガイドラインや罰則をいかに備えようとも、個人情報に関する違法な行為が起ることは否定できず（既に住基ネット関連においても多数の違法行為が発生している）、そして、その被害が取り返しのつかないもので</p>	<p>御要望を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>あるため、この個人番号制度を実施することによる便益が仮にあるとしても、その被害の受忍を強いるのは基本的人権の侵害にあたるため、到底容認できるものではない。 本ガイドライン策定を止め、本法自体を施行しないよう強く求める。</p>	
202	<p>【該当箇所】 本文P3 【意見】 第2用語の定義等に記載されている個人情報の定義は、個人情報保護法の規定を引用しているが、番号法における定義（第2条第3項）では、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に規定する個人情報も含まれている。このガイドラインでは、事業者編ということで、個人情報保護法に規定する個人情報のみ限定したと考えてよいか。 また、個人情報保護法に規定する個人情報のみ限定したとした場合は、「個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって」以下に続く文章は第2条第1項そのものであることから、「・・・であって」という表現は、それを更に限定する時に用いる表現であるので適当ではないのではないかと。 【理由】 適切な表現とする。</p>	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」は、個人情報保護法が適用される事業者を対象にしているため、個人情報保護法に規定する個人情報のみを記載しています。 また、御指摘を踏まえ、「個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、」という文言を削除しました。</p>
203	<p>【ガイドライン】 その他 【ご質問・意見】 当該法律に基づき、漏れなく税務関連帳票へ個人番号ないし法人番号の記載が必須であることは理解しているが、一方で契約者等の事情によりどうしても取得ができない場合、関係事務実施者として対応すべき事項があればご教示いただきたい。</p>	<p>個人番号の提供を求める相手先に対しては、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるようにしてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-2-5））。</p>
204	<p>【ガイドライン】 その他 【ご質問・意見】 法の施行日（2016年1月1日の予定）に取得ができるようになるとの認識であるが、調書によっては、2016年2月に提出するものもあり、個人番号の付番が必要となる。取得をたとえば通知カードが到着次第取得可能にする等、確実に取得できる猶予を与えていただきたい。 例えば、投資信託の分配金の支払を2016年1月に行った場合、当該支払にかかる支払調書を2016年2月に提出が求められることになる。その場合、取得開始が2016年1月以降した認められない場合には、2016年1月に分配金を支払う契約者全員の個人番号を非常にタイトなスケジュールで取得する必要がある。全件取得にあたっては一定の督促等も必要と考えられることから、確実に取得できる猶予を求める次第。</p>	<p>内閣府・総務省・財務省に情報提供させていただきます。</p>
205	<p>【該当箇所】P37～45 【意見】個人番号関係事務における、番号の収集において、現状のガイドラインでは、年金業務における番号収集が大変困難なものになると想定される。健康保険組合等と同様の取扱いができるよう、ガイドラインの作成をお願いしたい。 また、企業年金等の事務所は、1箇所であり、郵送等の手段を使った場合、取得時のあらゆる事故（郵便事故、なりすまし事故、資料不備等）が想定される。また、受給者側からは事故を恐れた申告拒否や、郵送料</p>	<p>機構保存本人確認情報の提供を求めることができるのは番号法第14条第2項に規定のとおり、個人番号利用事務を処理するため必要があるときに限られますので、個人番号関係事務を処理するために提供を求めることはできません。また、個人番号利用事務を処理するために提供を受けた機構保存本人確認情報を個人番号関係事務を処理するために利用することはできません。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>やコピー代の負担・番号申告に伴う事務負担についての不満も想定され、容易に番号を取得出来るものではないと考えられる。費用や事務負担については、受給者に限らず、企業年金基金等も同様である。(案内文書作成、郵送料、事務処理要員(人件費)、システム開発費、登録業務等)</p> <p>P42の□1、□2にある、地方公共団体情報システム機構に対する機構保存本人確認情報等のスキーム(提供可能団体;年金機構、企業年金連合会)または、健康保険組合等が利用できることとなっている情報ネットワークシステム等の利用などで、受給者等本人及び年金業務実施者に加重な負担を課すことなく、安全かつ正確な番号収集のガイドライン又はスキームを提供いただきたい。</p> <p>【理由】年金業務における、現状の番号法の成立状況等(主務省令)は理解したうえで、番号法関係事務実施者としての確定給付企業年金等及び利用者としての年金受給者の現状を再認識していただき、ガイドライン作成を希望する目的で記載させていただきました。</p>	<p>年金業務に関するガイドライン作成についての御要望は厚生労働省に情報提供させていただきます。</p>
206	<p>【該当箇所】本文 P7 第3 総論第 3-1 目的第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置第 3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について第 3-6 特定個人情報の漏えい事案の発生等した場合の対応等本文 P22 第 4-2 一 (2) 安全管理措置安全管理措置(番号法第 12 条、第 33 条、第 34 条、個人情報保護法第 20 条、第 21 条)別添 P47 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)</p> <p>以上全文</p> <p>【意見】特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、番号法第 37 条に基づき、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務としている。本ガイドラインは、こうした任務を遂行する委員会として、番号法第 4 条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。と記載されております。番号法では、個人番号や特定個人情報の件数が 1 件から対象であり、重い罰則が法令上確定していることもあり、どのような零細事業者であっても従業員への報酬支払い等があれば対象となります。10 月 27 日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答でも、例えば事業主一人でほとんどの業務をこなし、時にパート職員を採用するような場合は、別添の安全管理措置で記述されるような措置をそもそも実現できないことも考えられる。</p> <p>更に、そのような事業体の場合は事業主自身が個人番号や特定個人情報の管理に直接関与せざるを得ない形となり、結果最悪の場合は、経営者自身も即罰で懲役四年といった罰則を受ける可能性も法律上は無いとは言えない。よって、番号法に適切に対処し本法法令遵守しようとする事業者、特に中小零細規模の個人番号利用事務等実施者への手続き等が簡易な補助金や税制上の優遇措置等の支援策が、例えば税金滞納しているような経営状況の厳しい事業者であっても国の責務としてあってしかるべきと考えます。更に、番号法対処を全うに行おうとする事業者等への支援策の案としては、優れた対処をする組織等には表彰等も行っていくか。また、実際の事業者等の現場での悩みを番号法対処と同時に解消させるような支援策(例えば事業者等の経営上の悩みである紙原本等の電子化推進の支援強化や関連法令等の見直し等)を行ない、番号法の法令遵守をしようとする事業者等の負担を軽減させるべきである。【理由】番号法が個人番号関係事務実施者(主として民間事業者)にとって、本来の事業目的と照らし合わせ直接のメリットを利害関係者に明確に年次決算数値等で明示して説明できない中で、民間営利事業者の協力を仰ぐ図式となっていることは否めない事実であり、民間事業者及びその経営陣が進んで番号法に向けたリソースを割くこと、現実的に予算や人員、時間を割くことに関し、ただでさえ厳しい経営環境下にある中小零細の事業者に対する影響を考えれば当然の施策と考えます。極論、番号法対処にリソース投下し決算が赤字になった場合、どのように政府は考えるのでしょうか。法令遵守として番号法対処だけの為のリソースを準備し、実行することは、現状では営利事業</p>	<p>御意見を関係省庁に情報提供させていただきます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	者としては事業利益が見えない内容になっているので困ります。せめて、他の経営上の課題解消に連動するような支援内容が欲しい。	
207	<p>【該当箇所】  本文 P8～9  第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置  (1) 保護措置の概要  本文 P13 第 4 各論  第 4-1 特定個人情報の利用制限  第 4-1 ー (1) 個人番号の利用制限  1 個人番号の原則的な取扱い (注)  本文 P31 第 4-3 ー (3) 収集・保管制限  B 保管制限と廃棄  以上全文。</p> <p>【意見】  本ガイドラインを一般国民が拝読した際に、「変換」という言葉に対し新たな用語が出たと感じる筈で、本文 P13 で出る「～一定の法則で変換した番号等も含まれる (番号法第 2 条第 8 項)」も同様の趣旨と考えます。これら記述の趣旨を別な表現をすれば変換後の情報から原本情報に復元できることを意図していることは明白ですので、「原本情報 (個人番号等) を全変換して写像を生成すること」を意味していると理解しました。よって、「復元 (逆変換) 可能な変換」とは「原本情報を全変換した後の情報を指し、その情報は、それ単独で原本を復元できる可能性を否定できない為 (攻撃者のリソースが膨大であることも想定しなければならない為)」原本と看做さざるを得ず、不十分であるという趣旨と理解できます。この水準の記載の仕方であれば、例えば一般に知られる集合論で言うところの「母集合 (原本情報: この場合は個人番号や特定個人情報) の全要素を反映させた写像」を作る処理が「変換」であり、「写像は母集合の全要素を反映している為、逆変換できると母集合に戻すことができます。」といった補足説明があると良いのではないのでしょうか。【理由】「変換」という語彙が唐突に出現しますので、もう少し解説があつてしかるべきと考えます。その際、一般国民でも理解・納得できる概念レベルでの説明は必要だと思えます。これは、10 月 27 日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編) (案)」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあったように、暗号化に対する回答で、暗号化してあっても個人番号であり、特定個人情報と看做され、更にマスキングに暗号化は利用できないとの回答の背景を示すことになると思います。</p>	一般的に現状の記述で理解いただけるものと考えます。
208	<p>【該当箇所】  本文 P7 第 3 総論第 3-1 目的  本文 P7 第 3-2 本ガイドラインの適用対象等  (1) 本ガイドラインの適用対象  本文 P8 第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置  (1) 保護措置の概要  本文 P12 第 3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について  本文 P12～13 第 3-8 本ガイドラインの見直しについて  本文 p22 第 4-2 ー (2) 安全管理措置  安全管理措置 (番号法第 12 条、第 33 条、第 34 条、個人情報保護法第 20 条、第 21 条)</p>	当委員会においては、御意見にあるような情報を公表する予定はありません。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>別添 p47 以降（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編） 以上の全文 【意見】 実社会の情報漏洩等の実態からすると、本ガイドライン記載事項を遵守したとしても、番号法で個人情報保護法よりも厳格な情報管理を要求している個人番号や特定個人情報の安全管理を実現するには、本ガイドラインだけを守ればよい内容でないことは明白である。したがって、番号法への法令遵守を徹底するために本ガイドライン適用対象者が本ガイドラインや他のガイドライン、更に 10 月 27 日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあったように、参考となる他の公開資料（NISC 等の公開資料や公的報告書等）を調査し検討実施する本ガイドラインに現在記載の無い暗号以外の技術等を用いた新たな安全管理措置に柔軟に対応した公共組織側の情報システムインターフェースの API 等を適時無償で準備公開すべき。</p> <p>【理由】総論目的の記述から番号法第 4 条つまり、国の責務としてこのガイドラインが策定されていることが明記され、その適用対象に行政機関等も含まれており、番号法の施行に向け官民一体となった取り組みの姿勢が示されている。更に、保護措置の概要では、「特定個人情報について、一般法である個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。」と記載され、特別法である番号法で規定する個人番号や特定個人情報に対する安全管理措置の徹底に国家全体で取り組む姿勢が表明されており、実社会で発生している情報漏洩等の実状を踏まえた対策を具体化する必要がある。本ガイドラインで明らかに欠けている部分の一つとして、個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者への特定個人情報等の受け渡しに関し相互協力して安全確保する内容の明確な記載事項が無い。過去の個人情報漏洩事故等でも同様な業務処理段階で事件・事故が発生している例が多数存在する。よって、個人情報保護法よりも厳格な管理を要求される番号法が対象とする情報の受け渡しに関し、個人番号関係事務実施者と個人番号利用事務実施者が相互連携して、個人番号関係事務実施者が現場で検討実施する安全管理措置等に対応し、欠けが無いような安全性確保ができるようにしなければならないことは必須である。</p>	
209	<p>【該当箇所】 本文 PI 第 1 はじめに 別添 P47 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編） 以上の全文 【意見】 本ガイドラインは、中小規模事業者や零細組織も意図した配慮を行っており、番号法を広く普及させる為に腐心していることが十分感じられるが、その一方、その記述があるが故に現場ではこの程度で良いのだという誤った認識を与えることにもつながることが十分予測できる。よって、対象となる記述箇所に関しては「くどいほど注意を促す」記述をするべきである。例えば、別添の特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）の中に《手法の例示》と何度も記載されるが、その手法を採用していても実際に漏洩等が発生した際には個人番号や特定個人情報漏洩と看做されてしまう例が示されている。それでは、本当の意味での弱者への配慮ある記述にはなっていない。むしろ、中小零細組織であっても、経営陣は本ガイドラインや既公開の参考となるガイドラインや報告書等例えば、10 月 27 日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあったように、参考となる他の公開資料（NISC 等の公開資料や公的報告書等）を参考として、自らの事業組織としてリスクを最小化する安全管理措置を検討し実施すべきであることを明記すべきである。「望ましい」とは、裁判の際に実際に確実役立つという保証が無い記述であることを、確実に知らせる義務が本ガイドラインにはあると考</p>	<p>一般的に現状の記述で理解いただけるものと考えますが、今後の広報活動の参考とします。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>えます。</p> <p><b>【理由】</b>          中小規模事業者や零細事業者は、そもそも法務部門自体が無かったり、その事業組織が IT システムに精通していない人員だけで構成されていることも十分予測できます。そうした場合、安全管理措置に関し本ガイドラインは基本的に「～しなければならない」の形式で記述されており、通常の事業リソースも満足でない組織が番号法にきちんと対処することは非常に面倒な話しになっている。そうした場合に、法務や IT 等に疎い経営陣が本ガイドラインを読んだ際に「望ましい」という文言に過大な期待をすることは十分想定できません。これは、記述側からすれば想定外なのではと思いますが、予測できる範囲の明確な誤解を生じる温床になりますので、しっかりと注意書きを添えることが必要です。</p>	
210	<p><b>【該当箇所】</b>          本文 P22 第 4-2-(2) 安全管理措置          安全管理措置（番号法第 12 条、第 33 条、第 34 条、個人情報保護法第 20 条、第 21 条）          別添 P47 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）          以上の全文</p> <p><b>【意見】</b>          10 月 27 日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあったように、生業として番号法の定める個人番号や特定個人情報を取り扱う事業者は、例え自らの事業規模や従業員数が小さくても、そのような情報を生業として取り扱う事業者としてしっかりとした安全管理措置をしなければならない旨の回答がありましたが、全く同感です。よって、特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）の 2 講すべき安全管理措置の内容の（注）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。以下の各・の記載事項を、敢えて本文 P22 の安全管理措置（番号法第 12 条、第 33 条、第 34 条、個人情報保護法第 20 条、第 21 条）にも記載し注意を促すべき。</p> <p><b>【理由】</b>          中小規模事業者や零細事業者で且つ、番号法の定める個人番号や特定個人情報を取り扱う可能性のある事業者は数多く存在します。しかしそれらの事業主が必ず高い意識レベルで番号法への対処検討をするかは未知数です。よって、自らは明らかに零細組織であるが、高いレベルで番号法の要求する安全管理措置に対応しなければならない事業者であることを認識できる機会を本ガイドラインの中でも増やす必要があります。</p>	<p>一般的に現状の記述で理解いただけるものと考えます。</p>
211	<p><b>【該当箇所】</b>          本文 P8 第 3-3 本ガイドラインの位置付け等本文 P12 第 3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について第 3-6 特定個人情報の漏えい事案の発生等した場合の対応等第 3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い本文 P13～14 第 4 各論第 4-1 特定個人情報の利用制限第 4-1 -(1) 個人番号の利用制限本文 P19～21 第 4 2 特定個人情報の安全管理措置等第 4-2 -(1) 委託の取扱い          以上全文</p> <p><b>【意見】</b> P19 1 委託先の監督（番号法第 11 条、個人情報保護法第 22 条）A 委託先における安全管理措置の二番目のアンダーライン部分では、番号法に基づき委託者自らが「本来」果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。と、「本来」を加筆する。また、次ページ</p>	<p>委託する事務の内容に応じて、委託先への監督の在り方は変わり得ると考えられますが、委託元の委託先への特定個人情報の安全管理に対する監督責任については番号法上の義務ですので、これを免除することはできません。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>B 必要かつ適切な監督の最初のアンダーライン部分でも、委託先において、番号法に基づき委託者自らが「本来」果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。とし、本文 P14b 個人番号関係事務（番号法第 9 条第 3 項）の*の 3 つ目と、P20 B 必要かつ適切な監督の最後に、但し、小規模・零細組織のうち、生業として同法の規定する個人番号や特定個人情報を取り扱わない組織が、同法で規定する委託を行う場合は、生業として個人番号や特定個人情報を取り扱う業務等を行なう業者から提出される SLA に基づき、委託先選定し、業務委託したとしても、委託者の業務委託及び監督責任を問わない。と加筆すべき。</p> <p>【理由】 委託先管理に関し、実際には委託先の方がしっかりとした組織であることも往々にしてある。そうした組織の場合は、そもそも監査で立ち入ること自体を拒否するケースもある。 そうすると適切な委託先の選択がそもそもしにくい状況でもある。更に、事業者自身の規模（従業員数）とは関係なく、生業として同法が規定し個人情報保護法よりも厳格な管理を求められる個人番号や特定個人情報を管理する事業者であれば、厳密な対象情報の安全管理措置を行うのは当然であり、別添の安全管理措置記述のとおりである。よって、小規模・零細組織が委託先の選択や監督をすることに關する内容を意見のように修正すべき。</p>	
212	<p>【該当箇所】本文 p1 第 1 はじめに 以上全文</p> <p>【意見】本ガイドライン第 1 はじめにの中に、番号法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。との記載がある。番号法への適切な安全管理措置も含めた対処等が重要であることは理解できるが、組織の法令遵守の健全性や問題点の自己改善を促すには内部通報に番号法も対処していることを明記することも肝要と考える。本ガイドラインでは、内部通報者に対する保護等の規定が見当たらないが、実際に施行後に事業者等の内部から違法状態にあることの通報があった際の対処はどうなるのか。【理由】番号法が一番重い罰則が懲役四年で執行猶予が付かない罰則として規定され、更に両罰規定であることから考え、番号法に関する事業者への法令遵守徹底の姿勢が見えますが、実際に漏洩等の事件・事故が顕在化するまでは、その違反事実等を認識できない事業者や敢えて認識しようとしなかった事業者は深刻な犯罪の温床となる可能性のある番号法で厳格な管理を要求している情報を杜撰に管理し続けることが十分予想できません。そうした事態を早期解消するには、番号法に対する法令遵守を事業者等の経営陣が進んで行なおうとする支援策の具体化に加え、内部通報者の保護も必要になると考えます。</p>	<p>内部通報者に関する保護については当委員会の所管ではありませんので、本ガイドラインに記述することは適当ではありません。</p>
213	<p>【該当箇所】本文 p1 第 1 はじめに本文 P22 第 4-2-(2) 安全管理措置安全管理措置（番号法第 12 条、第 33 条、第 34 条、個人情報保護法第 20 条、第 21 条）本文 p25～29 第 4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限本文 P30 第 4-3 -(3) 収集・保管制限 A 収集制限 2 つの* 内容別添 P47 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編） 以上の全文</p> <p>【意見】本ガイドラインで要求する安全管理措置に関して悩ましいところは、昨今の個人情報漏洩等の事件内容を調査しても明白なように、過去の事件・事故の教訓が生かされず、同じ手法で対処し、同じ手法（噴末などところは差異があっても）で事件・事故が発生している。これまでの、巨大な個人情報漏洩等を引き起こした組織は、本ガイドラインで規定しているような安全管理措置を一切採用していなかったのか。そんなことはない。事件・事故は繰り返され、現在顕在化していないものは巧妙化が進んでいることが十分考えられる。これまでの対処は、結局旧来の手法に依存し、同じ過ちを繰り返すことを事実上認めてきたのであ</p>	<p>一般的に現状の記述で理解いただけるものと考えます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>る。本ガイドライン本文第1はじめにの中に、番号法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。との記載がある。冒頭悩ましいと記述したのは、これら既知の事件・事故、顕在化していないであろう多数の事件では、本文 p28～29 h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第13号）や p30A 収集制限の*印で記載されているように人的要素が安全管理措置でも大きく影を落としているからである。*印の内容は、人の良心に訴えている文章としか読めず、犯行を決意した人間には無意味であることは明白である。</p> <p>こうした旧来の事実から言えることは、「少なくとも単独犯を許さない」仕組みで、相互牽制・監視が効力を発揮するような仕組みになっていると効果的なのであるが、一方で利便性は低下し現場受けは良くない。しかし、こうした「面倒でも守るべきは守る」という当たり前の価値観を常識化しなければ、同じ過ちが繰り返されることになる。現状を打破するきっかけとなる具体策等は今後市場に広く知られるようになると考えられる手段等に起因することが考えられ、現時点で市場認知度が低かったり技術標準化等が達成できていない状況にあると考えられる。然るに、本ガイドラインでは今後市場に広く供給される可能性のある技術等も含め、有用な安全管理措置等を事業者等が採用しやすくするような明確な記述を行ない、番号法の影響の大きさと罰則の重さを考えれば、過去の悪しき前例主義に終止符を打つようなガイドライン記述が今回のマイナンバー法対処では必要だと考えます。例えば、別添の《手法の例示》で、既公開のNI S C等のガイドラインや各種報告書等を参考とし、更に番号法に対処すべき事業者の経営陣は、最新の技術同行等を調査し既存の個人情報漏洩事故等と同様な事故を再発させないような安全管理措置の選定・実施が重要である。と記述した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>【理由】番号法対処に関し、一番のキーマンは事業者等の経営陣です。その経営陣が「やるか」と意欲を出せるようなガイドラインが望まれます。本意見は、過去の手法を踏襲しても同様な事故・事件が再発することが目に見えていることへの、対策です。事業者等、特に民間営利事業を営む経営者にとって、無駄な資本投下ほど嫌なものはない。しかし、漏洩してからでは遅い。多少面倒でも積極的に安全管理をするような新たな発想のセキュリティデザインを持ち込む必要があります。</p>	
214	<p>【該当箇所】本文 p25～29 第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限以上の全文</p> <p>【意見】本ガイドラインでは、個人番号カードを保有する「本人の管理義務」に関しては、ほとんど触れられていないが、本文 p28～29 h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第13号）の*印のように、本人の管理不行き届きで個人番号カードが犯罪者等に入手された場合、いくらその「本人」が就業する事業所等が適切に個人番号等を管理していても個人番号は流出することになる。その際、一般論として事業所等が管理する個人番号と同じ番号が世間に流出するはずだが、この流出の根源が最初は事業者等の管理問題に起因するものなのか、それとも本人の管理の問題なのかは判然としない。このように、個人番号カードを忘れたような場合は、本人もいざいづく可能性があるが、犯罪者は気づかれないように本人に返却するであろう。事業者等が安全管理しており、その情報漏洩が漏洩していないことを証明できる場合には、本人の管理ミスまたは、付番した市区町村を含む、個人番号利用事務実施者が情報提供ネットワークからの漏洩であったと判断して良いか。あと、個人番号カードは通知カードと引き換えのようですが、無償でしょうか。</p> <p>【理由】番号法及び本ガイドラインで安全管理措置の対象となるのが、「情報」であることの難しさがあります。「情報」は必ずしも一つしか存在しないわけではありませんし、どこで書き写されたり、コピーされるか予測できません。にもかかわらず管理責任が重くのしかかってくる事実が番号法では明白です。番号法で個人番号を利用するのは、本来行政側の実務の現場と考えられます。よって、本来は、個人番号を付番し、通</p>	<p>仮説に対する事実認定の問題であり、回答しかねます。個人番号カードの手数料については、総務省において検討されていると聞いています。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>知カードや個人番号カードを付与する際に、そもそも漏洩しても問題の無いどうでも良い管理番号を国民に付与すべきではないでしょうか。懲役刑まで覚悟しなければならない情報管理を負担させられると考えると、本当に気が重くなります。</p>	
215	<p>【該当箇所】本文 P8～12 第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置本文 p12 第 3-6 特定個人情報の漏えい事案の発生等した場合の対応等 以上の全文</p> <p>【意見】本ガイドラインでは、第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置(3) 罰則の強化の中で、番号法における罰則が明記されており、第 3-6 特定個人情報の漏えい事案の発生等した場合の対応等個人情報の漏えい事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、事業者は主務大臣のガイドライン等に基づき報告が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等個別の事案の取扱いについては、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。との記述の間に、違和感がある。少なくとも、番号法の範疇であれば即罰であり執行猶予なしの懲役刑等も含め問題なく記述できるはずで、他の関係省庁等と連携を図るという意味が理解できない。説明して欲しい。誤記であれば、わかりやすく修正して記述して欲しい。【理由】意見のとおり。</p>	<p>第 3-6 は個人番号の漏えい事件が発生した場合の対応方法についての記述であり、番号法上の罰則の適用とは関係ありません。</p>
216	<p>【該当箇所】 本文 P30～34 第 4-3- (3) 収集・保管制限 第 4- 3 - (4) 本人確認 第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 以上の全文</p> <p>【意見】 本人確認第 4-3- (4) 33 頁では、本人確認書類、証拠を確認することが記載されている。そして、郵送の場合には、その本証拠ないし複製を求めるとしているが、保管は記載せず、第 4-3-(3)31 頁では、B の下線して指摘された部分で、「所管法令において定められている保存期間」との指摘があり、なにを、どの期間、保管すべきかを明確にしてほしい。</p> <p>【理由】 意見のとおり。</p>	<p>該当箇所は、特定個人情報の保管に関する記述です。 個人番号が記載された書類については、各所管法令が保存を義務付けている場合には、その保存期間内は保管することができることを説明しています。どの書類をどの程度の期間保存するかは、各所管法令が定めているので、本ガイドラインに全てを記載することは困難です。</p>
217	<p>【該当箇所】本文 p13～17 第 4 各論第 4-1 特定個人情報の利用制限第 4-1- (1) 個人番号の利用制限本文 P30～34 第 4-3- (3) 収集・保管制限第 4-3- (4) 本人確認第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置本文 P37 第 4-6 個人情報保護法の主な規定 B 利用目的の通知等（個人情報保護法第 18 条） 以上の全文</p> <p>【意見】本ガイドラインでは、個人番号や特定個人情報の収集の際に「本人確認」が明記されている。また、本文 p13 1 個人番号の原則的な取扱いの中で、事業者は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（2 参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。との記載があり、少なくとも対象となる個人番号の本人に直接利用目的の同意確認ができる個人番号関係事務実施者は、その本人に対し利用目的の説明を行い、個人番号や特定個人情報等の情報を収集したことの記録を保管すべきと考えるが、それらの証拠情報または書面の保管は不要か。【理由】事業者等の証拠保全の意味もあるが、個人番号利用事務実施者が個人番号関係事務実施者に確固たる情報提供を求める際の背景資料・情報の一つとなるはずである。</p>	<p>番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。 なお、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
218	<p>【該当箇所】本ガイドライン別添特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）以上の全文</p> <p>【意見】本ガイドラインでは全般にわたり IT 環境を有効活用することを想定した記載がある。本人からの個人番号や特定個人情報収集当初からデジタルで管理されている場合もあるかもしれないが、本人より紙で収集した個人番号や特定個人情報を収集した際の現場実務の煩雑さは、想像を絶するものになる可能性がある。そうした際に、本人から「紙（カード券面も含む）」で渡された個人番号や特定個人情報をスキヤニングし（カード自体の場合は IC チップのリーダー経由で）電子化し、その情報を改ざん防止及び BCP（滅失及び段損）・激甚災害対処、番号法の要求する機密性確保等の処理を行ない保管し、紙自体を本人に返却する等の対処をしても良いか。この対処は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律と民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（通称：e-文書法）に関し首相官邸 WEB で情報開示されているが、その法律概要等をこれからの実社会に当てはめて検討した姿である。(6) 地方公共団体の努力義務等（第 7 条）地方公共団体は、本法律が適用されない条例又は規則に基づいて民間事業者等に対して義務付けられている保存等について、この法律の趣旨にのっとり、電磁的記録による保存を可能とするための必要な措置を講ずるよう努める。また、国は、地方公共団体に対して情報の提供等必要な措置を講ずるよう努める。との公表内容に従い、この法律の技術要件に機密性が欠けている部分の番号法対処の改善修正を行い、現場実務において電子化を阻害する要因や手続き及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（通称：電子帳簿保存法）も含む周辺法令等のハードルを大幅に見直し、番号法遵守に対する意識を事業者等が積極的に向けられるようにすべきである。</p> <p>【理由】現場実務において、紙を管理し続けることの盗難や不正コピー、激甚災害等による消滅といったリスクは想像以上に大きく、本格的に対処するとすると本ガイドラインに記載の安全管理措置が示すとおり相当な投資を伴うこととなり、本格的な対処が可能な事業者は一部に限られるのは容易に想定できる。では、そのような対策を実現できない事業者等は事故・事件発生しても良いのかと言えば、そんなことにはならないのである。よって、番号法の求める厳格な情報管理を体力の乏しい事業者等でも可能な限り高度な安全管理措置が実施できるようにしなければならない。これまで同様「紙」ベースであれば、一部の紛失やコピー等には全く気づくことも無いといった事態に陥る可能性が高く、番号法の規定する違反時の罰則を踏まえると、すぐにでも電子化を推進し合理的に番号法で要求される情報の管理を行ないたいのが現場の本音である。これに合わせ、現場課題である「紙」管理を一刻も早く電子化させる方策を同時に提供することで、番号法対処の一層の普及に万全を尽くすべきである。</p>	<p>個人番号の保管方法については番号法上特段定められていませんので、個人番号利用事務等の範囲内で適切な手段に基づいて行うこととなります。</p>

## 2 別冊（金融業務編）

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>8. 「法令に基づき、顧客の個人番号を利子等の支払調書・・・に記載して、税務署長に提出」とありますが、従来個人に関しては利子等の支払調書は作成対象外であったかと思えます。今回の番号法施行とあわせて関連法が改正になったということでしょうか。</p>	<p>従来、源泉分離課税の対象となる利子等については、利子等の支払調書の対象外とされてきました。しかし、平成 25 年度税制改正において、源泉分離課税の対象となる利子等の範囲が改正され、特定公社債等の利子等については申告分離課税や総合課税の対象となったことに伴い、その利子等については利子等の支払調書の提出が必要となりました。</p> <p>なお、国税に関する支払調書の取扱いは、国税当局に問い合わせてください。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
2	<p>「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(案)」に対する意見・1点目【該当箇所】2ページ上から1つ目及び3つ目のアスタリスク</p> <p>【意見】金融機関が顧客から個人番号の提供を受けるに当たり、利用目的を「金融商品取引に関する支払調書の作成、税務署への提出、顧客への交付事務」のように特定・通知すればよく、想定される全ての支払調書の名称を個別に列挙することまでは必要ないとの理解でよいか。</p> <p>【理由】個人番号の利用目的の特定・通知を行うに当たっては、個人番号の本人にとって、当該個人番号がどのような利用目的で利用されるのかが一般的かつ合理的に予想できる程度にまで具体的に特定する必要があるとされている。一方、番号法は、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定められており、利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、改めて利用目的の特定及び本人への通知を行った上で、個人番号の提供を求めなければならないとされていることから、支払調書の新設・改廃等を考慮し、利用目的については上記のとおり特定・通知すれば足りることを確認したい。</p>	御理解のとおりです。
3	<p>1. 別冊 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン1. 1-(1) 2例外的な取扱いができる場合</p> <p>意見: 「a. 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合」の中で3. 生命保険会社が顧客に対する金銭の支払を行う場合が規定されていますが、具体的に、どのような場面を想定されたものかご教示ください。</p>	この点については内閣府令で定められる予定です。
4	<p>【意見内容】</p> <p>激甚災害が「発生」した場合であっても、激甚災害の「指定」前は、金融機関で管理している個人番号を利用できず、改めて個人番号の提供を求めなければならないのか。</p> <p>また、激甚災害の「指定」前に取り扱って、結局、激甚災害と指定されなかった場合、罰則の適用はあるのか確認したい。</p> <p>【理由等】</p> <p>激甚災害の「指定」が行われる前後によって、例外的な取扱いの可否が変わるかどうかの確認したいため。</p>	この点については内閣府令で定められる予定です。
5	<p>【頁数】(別冊) 1、3</p> <p>【項番】 1-(1)-□1、1-(1)-□2-a</p> <p>【意見内容】「金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合」には個人番号を例外的に利用できるとされている一方、平常時は個人番号を預金の支払時に使用することは禁止されているが、これらは相反する要件であり、システムを構築するうえでどのようなことを考慮すべきか(平常時は個人番号へのアクセスを制限し、激甚災害時には使用可能となるようなシステムの仕様としなければならないのか、または運用面でカバーすればよいのか等)。激甚災害時は、預金の払出等において個人番号を本人確認の手段として利用することとされているため、平常時から個人番号を金融機関内部の顧客情報照会で照会可能としておかなければならない。しかし、平常時に顧客情報照会で照会可能とすることは、利用目的を超えるものと考えられる。激甚災害時のみ照会可能なシステムの構築や平常時における個人番号の別管理の仕組みが必要となるのか示していただきたい。</p>	この点については内閣府令で定められる予定です。
6	<p>【頁数】 2 【項番】 1-(1)-B 【意見内容】「金融商品取引に関する支払調書作成事務」とは申告分離課税で支払調書の提出が必要な告知書を受入れている業務(「投資信託」と平成28年1月以降の「公共債」が対象になる)との理解でよいか確認したい。【理由等】利用範囲を明確にするため。</p>	利用目的の特定の事例は、あくまで利用目的の特定の程度の基準として一例を示しているものです。実際にどのように利用目的の特定を行うかは、各事業者が個人番号をどの事務に利用するかを認識した上で、特定の方法を御判断ください。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
7	<p>【頁数】 2、16  【項番】 1-(1)-□1-B-a、3-(3)-B  【意見内容】  金融機関は、1つの取引が終了しても、「想定される全ての」取引のために、個人番号を継続して保管することは可能か。  【理由等】  廃棄方法として、「事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない」とあるが、一方で、顧客から個人番号の提供を受ける際には、『「想定される全ての法定調書作成事務等を利用目的として特定」することが考えられる」とされているため。</p>	<p>一つの取引が終了した場合であっても、合理的な期間内に、当初特定した利用目的の範囲内で、個人番号関係事務の発生が予想されるのであれば、個人番号を保管することができます。</p>
8	<p>【頁数】 4  【項番】 1-(2)  【意見内容】 支払調書を複数のシステムを利用し作成している場合、同一目的で提供を受けた個人番号をそれぞれのシステムで保持することは問題ないか。【理由等】 公共債の場合、特定口座等で提供を受けた個人番号について、支払調書を作成するために2つのシステムで保持する必要性があるため。</p>	<p>個人番号関係事務の必要な範囲であれば、個人番号をそれぞれのシステムで保持することは可能です。</p>
9	<p>・該当箇所  『(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』  1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限 1 個人番号の原則的な取扱い  B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>・意見内容  「金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない(個人情報保護法第15条第1項)」とされているが、現在、各金融機関がホームページ等で公表している利用目的に個人番号に関する事項を追記する必要があるか。</p>	<p>個人番号は、個人情報より利用目的が限定されており、何らかの見直しは必要であると考えられます。</p>
10	<p>・該当箇所 『(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』 3 特定個人情報の提供制限等 3-(1) 個人番号の提供の要求 2 提供を求める時期・意見内容「* 協同組織金融機関の出資配当金の支払事務及びこれに伴う支払調書の作成事務の場合は、所得税法第224条第1項及び同法施行令第336条第1項の規定により支払の確定の都度、個人番号の告知を求めることが原則である」とあるが、既存の会員に対して個人番号の告知を求める場合に経過措置の適用があるか、確認したい。具体的には、「番号法等の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令」16条5項(告知の経過措置)が規定する3年間の猶予の適用があるか、確認したい。</p>	<p>御質問については、国税当局にお問い合わせください。</p>
11	<p>【ご質問・意見】 激甚災害時に金銭の支払を行う場合に、損害保険の場合は保険金の支払いに加えて付帯サービス(ロードサービス等)も提供できるか。この場合、金銭支払と分離不可分の関係にあるもの、金銭支払が伴わないもので可否が変わるか確認したい。被災者への給付を金銭支払いだけに限定せず損害保険契約の契約内容に沿って履行することが原則問題ないことを確認する意図です。</p>	<p>この点については内閣府令で定められる予定です。</p>
12	<p>【ガイドライン】 金融業務  【頁】 3  【番号】 1-(1)2a</p>	<p>この点については内閣府令で定められる予定です。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【ご質問・意見】  激甚法指定災害時に個人番号を検索に利用できるがあるが、具体的な実務としては、個人番号カードの提示を受けて本人確認を行い、マイナンバーをキーとして特定個人情報ファイルを検索して本人を特定し、保険契約が特定され保険金支払いが可能になるとの流れでよいか。すなわち激甚災害対応の実質的な効用は、個人番号カードによって本人確認が実施できるということか確認したい。</p>	
13	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】3  【番号】1-(1)2a  【ご質問・意見】激甚災害対応を目的として個人番号を取得することはできないが、激甚災害時に取得済みの個人番号を金銭の支払いのために検索に利用することができる。但し利用目的の変更として本人に通知する必要はなく、本人確認の手段としてマイナンバーを利用するものとの理解でよいか確認したい。</p>	御理解のとおりです。
14	<p>【ご質問・意見】  (新たな契約の締結を意味するものではなく) 継続契約における契約更新等の場合は、改めて個人番号の提供を受ける必要はないとされていますが、同一人であれば個人番号は不変と一般に考えられるため、同一人との新たな契約(契約内容の一部変更を含む)についても、改めて個人番号の提供を受ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	新たな契約に基づいて発生する個人番号関係事務であっても、当初特定した利用目的の範囲であれば、新たに個人番号の提供を受けることなく、保管中の個人番号を利用することができます。
15	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】2  【番号】1-(1)-B-a  【ご質問・意見】  「金融機関が顧客から個人番号を入手するに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、明示等を行うことが考えられる。」とあるが、これは個人番号取得を依頼する用紙等に利用目的を明記することを指すと考えられるが、例えば「告知した個人番号は、当社が税務署に提出するお客様のすべての支払調書について利用する」といった包括的な表記を行うことも可能との認識でよいか。それとも番号取得時に想定される支払調書すべての列挙が必要か確認したい。</p>	利用目的の特定においては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に特定する必要がありますので、この基準に沿って適切に御判断ください。なお、利用目的の特定の程度については、ガイドラインに一例として記載してあります(1-(1)1Ba参照)。
16	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】2  【番号】1-(1)-B-a  【ご質問・意見】  上記「利用目的の明記」において、「契約者を同一とする更新契約や他の契約に対しても同目的について利用する」ことを明記することで、更新契約等に対しても継続して既に取得している個人番号を保管・利用することができるとの認識でよいか確認したい。</p>	当初特定した利用目的の範囲内であれば、元となる契約と別個の契約に基づくものであっても、その契約に基づいて発生する個人番号関係事務のために個人番号を利用することができます。
17	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】3  【番号】1-(1)2a  【ご質問・意見】  激甚災害時の取り扱いについてだが、被災者の本人確認も省略可能であり、被災者の個人番号申告をもって</p>	この点については内閣府令で定められる予定です。

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>本人と見做し、保険金を支払うことを可とするものか。</p> <p>また、各金融機関が制定する特定個人情報の取扱規程において、事務における責任者と事務取扱担当者は明確化されると考えられるが、激甚災害時には取扱規程に規定していない被災地担当社員も個人番号を取り扱うことは、緊急避難的措置として許容されると考えてよいか（激甚災害を事前に予測して担当者を明確化することは困難である）。</p> <p>また、激甚災害時に臨時に扱う担当者は、特定個人情報の取り扱いに習熟しておらず、多少の過誤（例えば聞き取った個人番号をうっかりメモにとったり、また廃棄が遅れるなど）の発生はやむを得ない面もあり、激甚災害時にはできるだけ法遵守に努めることとすることで可とすることを、ガイドラインに記載してほしい。</p>	
18	<p>（該当箇所）別冊の4ページ</p> <p>（意見）別冊の4ページに「法令に基づき行う顧客の支払調書作成事務等に限って、顧客の個人番号を含む特定個人情報ファイルを作成することができるもの」との記載があるが、「支払調書作成事務等」が示す事務の範囲が不明確であると思われる。「支払調書作成事務等」が示す事務を例示していただきたい。</p> <p>（理由）当社では、顧客カード等により顧客情報を管理している。その顧客カードに個人番号の項目を追加して情報を管理して、その顧客カードの情報を基に支払調書の作成を行うとした場合、この顧客カードに個人番号を記載して情報を管理する行為が支払調書作成事務等に該当するか、および、この個人番号を記載した顧客カードが特定個人情報ファイルの作成の制限に抵触するかが不明であるため。</p>	<p>支払調書を作成するための個人番号の収集・利用・保管に関する一連の行為が支払調書作成事務に当たります。ただし、その顧客カードに記載される個人番号は、支払調書作成事務とは別の事務のために利用することはできません。</p>
19	<p>【頁数】 4</p> <p>【項番】 1-(2)</p> <p>【意見内容】</p> <p>「顧客の個人番号を含む特定個人情報ファイルを作成することができるものであり、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。」とされているが、下線部の文言は不要ではないか。</p> <p>【理由等】</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項では、「特定個人情報」は、「個人番号をその内容に含む個人情報」と定義されており、左記下線部の文言を規定することにより、顧客の個人番号を含まない特定個人情報があるとの誤解を生じかねないため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「顧客の個人番号を含む」という文言を削除しました。</p>
20	<p>（該当箇所）本文 の 19 ページ 1 行目</p> <p>（意見）</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第11条により、個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされているが、本条を遵守する限りにおいて、金融商品取引業者が金融商品仲介業者へ、又は銀行が銀行代理業者へ個人番号利用事務等の全部又は一部を委託することができるかと解してよいか。</p> <p>（理由）</p> <p>解釈の明確化のため</p>	<p>監督義務が十分に果たされるのであれば、御質問のような委託も可能と解されます。</p>
21	<p>【頁数】 5</p> <p>【項番】 2-(1)-1-A</p> <p>【意見内容】</p> <p>金融機関内部における書類受渡に関して、現状、外部業者によるメール便を利用しているが、本件個人番号</p>	<p>郵便等の配送手段を用いた場合は、配送業者は通常配送を依頼された荷物の中身の詳細については関知しないことから、事業者と配送業者との間で特に個人番号の取扱いについての合意があった場合を除いて、番号法上の委託には該当しないものと解されます。なお、事業者には、安全</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>に関連する書類の受渡に関して、現状と同様に外部業者によるメール便を利用する場合、外部業者は個人番号法における委託先として管理する必要があるか確認したい。</p> <p>【理由等】 番号法における委託先とみなされる場合、金融機関として抜本的な事務体制の見直しが必要となり、対応負荷甚大となるため。</p>	<p>管理措置（番号法第12条等）が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報漏えいしないよう適切な業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講じてください。</p>
22	<p>【ガイドライン】金融業務 【頁】5 【番号】2-(1)1A 【ご質問・意見】 番号法ガイドラインに基づく安全管理措置は、以下委託の内、受託者が個人番号に関知しない①②③は不要、個人番号に関知する（or可能性のある）④⑤は必要と考えていよいよ確認したい。 ①個人番号申告書類（個人番号未記載のフォーム）を印刷会社が印刷する。 ②個人番号申告書類（個人番号未記載）を他の書類（満期返戻金支払請求書、保険金支払請求書等）と共に、日本郵政が対象者に郵送する。 ③個人番号申告書類（個人番号未記載）を他の書類（前同）と共に、保険代理店から対象者に手交する。 ④個人番号取得にあたり対象者の本人確認を行う。 ⑤対象者の個人番号提出を督促管理する。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
23	<p>【頁数】8 【項番】2-(2) 【意見内容】個人番号の管理に関し、具体的な管理手法を例示いただきたい（例えば、次の手法は厳格な管理と認められるのか）。・当該業務担当部門の関係者のみが特定個人情報にアクセスできるような仕組みを作る。 【理由等】金融機関においては、利子などの支払調書、特定口座年間取引報告書などの紐づけのため個人番号の提供を受けることになり、また、事業者として従業員から個人番号の提供を受けるが、いずれの場合も、個人番号の管理は、従来の個人情報の取扱い以上に厳格な管理が求められることとなるため。</p>	<p>事業者により規模、特性が異なること、実際に個人情報ファイルの取扱規程を作成するためには、各事業者の具体的な事務の流れを整理する必要があることから、当委員会として具体的な管理手法を示すことは適当ではないと考えられます。保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討に基づき、情報漏えい等の事案発生時の抑止、未然防止、検知、事案発生時の拡大防止等の観点から、（別添）特定個人情報に関する安全管理措置に基づき、適切に御判断ください。</p>
24	<p>【頁数】8 【項番】2-(2) 【意見内容】 「特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」と規定されているが、基本的には、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(2)2の「実施体制の整備に関する人的安全管理措置」を遵守することで足りるとの理解でよいか。 【理由等】 「実施体制の整備に関する人的安全管理措置」に規定されている措置以外に想定しているものがあれば明示してもらいたい。</p>	<p>保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討に基づき、情報漏えい等の事案発生時の抑止、未然防止、検知、事案発生時の拡大防止等の観点から、（別添）特定個人情報に関する安全管理措置に基づき、適切に御判断ください。</p>
25	<p>【該当頁等】本文54頁Fのa 【意見・質問・確認事項等】金融機関の業務として、渉外担当者が顧客の自宅等に行き、手続き書類を受領</p>	<p>特定個人情報等の情報漏えい等を防止するための適切な安全管理措置が講じられていれば可能であると考えられます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>することが考えられる。この際に、顧客自宅等で個人番号を取得して、営業所等に持ち帰ることは問題ないか。</p> <p>【理由】この場合、渉外担当者が個人番号を取得する場所は、特定個人情報等を取り扱う区域（取扱区域）の外に該当することになると考えられるが、問題ないかを念のため確認したい。</p>	
26	<p>【別冊：金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン案】に関する意見のご提出（9ページ）</p> <p>○顧客から「個人番号の提供を拒絶されるケース」については、金融機関において当然発生が予想されるものと思われるが、提供を拒絶しても罰則がない中で、金融機関がどのように（どこまで）対応すべきかはガイドラインにて定める必要があると思われまいか。</p> <p>（理由）</p> <p>○番号法第14条第1項においては個人番号事務実施者である金融機関は番号の提供については「できる」規定で対応するしかなく、個人番号の付番されなかったものは番号法第14条第2項に基づき個人番号利用事務実施者が住基ネットより個人番号の提供を受けることになると思われる。</p> <p>「できる」規定の中で、金融機関が顧客に対して対応をどのように行うか（顧客から番号告知がない場合、淡々と取引を行うか、多少熱心に顧客に告知を勧めるか）は判断が難しいが、何らかの考え方はガイドラインで示すべきではないでしょうか。</p>	<p>個人番号の提供を求める相手先に対しては、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるようにしてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-2-5））。</p>
27	<p>【該当箇所】</p> <p>9ページ 2 提供を求める時期</p> <p>10ページ 最初のアスタリスク</p> <p>【意見】</p> <p>顧客の口座開設時において、個人番号を記載する書類（特定口座年間取引報告書等）の提出の発生が予想される場合、口座開設時点で個人番号の提供を求めることが可能であると解してよいか。</p> <p>【理由】</p> <p>解釈の明確化のため。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
28	<p>（該当箇所）別冊の10ページ</p> <p>（意見）別冊の10ページに「先物取引の差金等決済に関する事務及びこれに伴う支払調書の作成事務の場合」は、「先物取引等の委託に係る契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能」とあるが、「先物取引等の委託に係る契約の締結時点」が、口座開設時点を示すのかポジションを立てた時点を示すのかを明らかにしていただきたい。</p> <p>（理由）個人番号の提供を求める時期を明らかにしたいため</p>	<p>先物取引口座開設時点で先物取引の差金等決済に関する事務及びこれに伴う支払調書の作成事務の発生が予想されるので、先物取引口座開設時点で提供を受けることが可能と解されます。</p>
29	<p>【頁数】9</p> <p>【項番】3-(1)B</p> <p>【意見内容】財形預金においては、非課税（財形年金・住宅）にかかる各種「申告書」に個人番号の記載が必要となるが、法令（所得税法・租税特別法・財形法）にもとづき非課税申告書は勤務先等を経由して提出されることとなっている。従って、財形預金において勤労者から個人番号と番号確認書類について提供の要求をする場合、勤務先等および金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先に対し個人番号の提供の要求をするということによいか確認したい。</p> <p>【理由等】「個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供</p>	<p>御理解のとおり、勤務先等を経由して金融機関に提出する場合は、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先に対し個人番号の提供の要求をすることとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>するとき」は特定個人情報の提供が認められており（番号法 19 条 2 号）、左記の場合はこれに該当するものと思われるため、明確化のため確認したい。この整理で正しい場合は、ガイドライン（「3-(1) 個人番号の提供の要求－ 1 B」）に例示していただきたい。</p>	
30	<p>【該当頁等】 別冊 9 頁口 2</p> <p>【意見・質問・確認事項等】 番号法が施行される平成 28 年 1 月 1 日以前に顧客が金融機関に対して番号を告知して来た場合、金融機関は番号を取得することはできない、という理解でよいか。</p> <p>この理解が正しい場合、国民に対して平成 28 年 1 月 1 日までは金融機関等の個人番号利用事務等実施者は個人番号を取得することができないので提供を控える旨を周知していただくことが望ましい。例えば通知カードを送付する際に明記頂くことなどを検討いただきたい。</p> <p>【理由】 金融機関としては、平成 28 年 1 月以前から番号の告知に関する顧客宛アナウンスを開始することが想定されるが、平成 28 年 1 月以前に顧客から番号の告知がなされる可能性があるため、番号の取得可否について明らかにしておきたいもの。</p>	<p>番号法は、附則第 1 条各号において、番号法の各規定に関する施行期日を規定しています。</p> <p>個人番号の通知は平成 27 年 10 月以降を予定（附則第 1 条本文）していますが、個人番号の利用については平成 28 年 1 月以降を予定（附則第 1 条第 4 号）しています。</p> <p>したがって、現行の番号法では、平成 27 年 10 月に本人に対し個人番号が通知されたとしても、平成 28 年 1 月まで事業者においてその提供を受け利用することはできません。</p> <p>なお、この点については、現在、内閣府において、準備行為などとして個人番号通知時点から提供を受けられるよう手当てを検討しています。</p>
31	<p>【該当箇所】 （別冊）第 3 - (1) 個人番号の提供の要求</p> <p>【意見】 ・「個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合は、個人番号の提供を求めることはできない」とあり、支払調書作成に当たっては、支払額が 100 万円超や 20 万円超などの要件がある場合もあるため、本来は、上記のような要件も踏まえて、提供を求めるべきと考えられる。</p> <p>・しかしながら、請求案内の際に、個人番号の提供を求める場合、事務・システムの関係から、すべての要件を事前に確認できるとは限らず、例えば、請求内容の受付時に確認できる保険金等の受取方法によっても支払調書作成の要否が異なることから、事務・システムの範囲内で提供可否を判断するとともに、不要であった場合には、できるだけ速やかに廃棄する取扱いとすることも認めていただきたい。</p> <p>【理由等】 企業保険においては、請求書を団体に備え付けていることがあること、企業年金であれば、請求者に記載される受取方法により要否が異なることから、柔軟な取扱いを認めていただきたい。</p>	<p>御指摘の場合、顧客との法律関係等に基づいて個人番号関係事務の発生が予想される場合として、契約時点において個人番号の提供を受けることが可能と解されますが、御理解のとおり、その後、個人番号関係事務が発生しなかった場合には、速やかに個人番号を廃棄してください。</p>
32	<p>【ご質問・意見】 【個人番号収集について】 満期保険金等の支払調書作成のため、請求手続き書類（満期、解約）にて個人番号取得を想定しているが、複数件数ある場合は同一年で 100 万円超となる可能性があるため、100 万円未満の場合も含め全件個人番号を取得する前提でいいか確認したい。</p>	<p>本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができます。したがって、御質問のような場合にも、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、その時点で個人番号の提供を求めることは可能と解されます。</p>
33	<p>【ガイドライン】金融業務 【頁】 9 【番号】 3 - (1) - 2</p>	<p>御指摘の事務も個人番号関係事務に該当しますので、個人番号を収集することができます。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>【ご質問・意見】「金融機関が、金融業務に関連して個人番号の提供を求めることができるのは、顧客に対し、支払調書作成事務等のために個人番号の提供を求める場合に限られる」とあるが、例えば財形の非課税申告書等の場合、「租税特別措置法第4条の2の6」により、金融機関（損害保険会社）への提出をもって税務署へ提出されたときとみなされているため、当該書類の税務署への提供は行っていないが、税務署へ提出を行わない非課税申告書のための個人番号を収集することは、目的外の利用に当たらないという理解でよいか。それとも、そのような非課税申告書等については、個人番号の取得は不要か確認させていただきたい。</p>	
34	<p>【ガイドライン】金融業務 【頁】12 【番号】3-(2)-2 【ご質問・意見】 「同じ系列の会社の間での特定個人情報の移動であっても提供にあたる」との記載があるが、生損保にまたがる保険商品の場合、一方の保険会社が他方を代理して個人番号を取得することは可能と考えてよいか確認したい。</p>	<p>生損保にまたがる保険商品の場合、あらかじめ個人番号の提供を求めるという個人番号関係事務を一方の保険会社に委託し、委託を受けた保険会社が顧客に利用目的の特定、通知等を行うことにより、一方の保険会社が他方を代理して個人番号の提供を受けることができます。</p>
35	<p>【意見内容】 他の法制度の要請で個人番号の取得が求められる場合でも、取得は不可という理解でよいか確認したい。＜例＞FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の制定様式（または代替様式）において、個人番号の記載が求められる場合でも、個人情報保護を優先して、記載をしないよう誘導することになるのか。 【理由等】 当該箇所にて述べられている類型内に上記のような他の法制度の要請に従っての場面がないことから、確認のため。</p>	<p>番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供することはできません。</p>
36	<p>【頁数】11～12 【項番】3-(2) 【意見内容】 インターネットバンキングなど非対面チャネルで口座開設ができ、支払調書作成が必要となる商品は、非対面チャネルにて個人番号入力用の画面を準備し、顧客が入力し、金融機関が取得することは問題となるのか確認したい。 非対面チャネルの場合、入力された個人番号が正しいかどうかを検証することは困難であるが、非対面チャネルでの個人番号の取得方法があれば、ご提示いただきたい。 【理由等】 非対面チャネルによる個人番号の取得が法令の範囲の対応となるか否か明記されていないため。</p>	<p>個人番号の提供方法は、特段定められた方法はありません。 なお、個人番号の提供を受けたときに行う本人確認については、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則の他、個人番号利用事務実施者が認める方法があり、その一覧表が、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）に記載されていますので、併せて御確認ください。</p>
37	<p>【ガイドライン】金融業務 【頁】12 【番号】3-(2)A 【ご質問・意見】 同じ系列会社でも個人番号の共有はできない旨記載されているが、仮に個人番号を取得するフォームを系列会社の連名にし、その利用目的を適切に記載した上で収集した場合には、当該個人番号については、共同で取得することで差支えないという理解でよいか。 保険代理店の場合、例えば系列の損害保険会社商品・生命保険会社商品を同一代理店で販売しているケースもあり、そのような場合、顧客サービスの観点から、共同で取得することが認められないと、顧客の利便性を損なうと考える。</p>	<p>複数の保険会社が同一の保険代理店を通じて同一の機会に個人番号の提供を受けることは考えられますが、保険代理店はあくまでも各保険会社の代理店として契約ごとに別個に個人番号の提供を受けることになりません。したがって、個人番号の利用・保管は代理している保険会社ごとに別個に行うこととなり共同利用はできません。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
38	<p>【ガイドライン】金融業務 【頁】12 【番号】3-(2)Bb 【ご質問・意見】「顧客は自己の個人番号を提出」とあるが、死亡保険金支払調書の契約者のマイナンバーの取得については、契約者が死亡しているケースが想定されるが、その場合、「親族等から故人のマイナンバーを取得する」、もしくは「契約者死亡につきマイナンバーの記載不要」など、どのような手続きを想定されているのか確認したい。損害保険分野は、法定調書作成の対象となる契約は、全体のうちごく一部である。従って、調書作成事由の発生時にマイナンバーを取得することが考えられるが、その場合、死亡保険金支払調書の契約者のマイナンバーの取得については、契約者が死亡しているケースが想定されるため、確認する次第。</p>	<p>保険契約者が死亡している場合であっても、死亡保険金の支払調書には、保険契約者の個人番号を記載することになっています。死者の個人番号については特定個人情報に該当せず、番号法上の提供制限の適用はないので、契約者の個人番号を知っている者に適宜提供を求めることになります。</p>
39	<p>【該当箇所】16 ページ保管制限と廃棄 【理由】個人番号の保管・削除及び廃棄に当たり、次のような理解でよいか。 (1) 証券取引口座の新規開設、個人番号の受入れ 1. 新規開設申込書、個人番号届出書(仮称)の受入れ 2. 証券取引口座の開設及び顧客データベースへの個人番号の登録 (2) 特定口座の開設 1. 特定口座開設届出書の受入れ 2. 特定口座の開設(個人番号は顧客データベース上に1つのファイルとして保管するため登録済) (3) 特定口座の閉鎖 1. 特定口座廃止届出書の受入れ 2. 特定口座の閉鎖及び特定口座開設届出書の抜き取り(5年経過後の年度末に廃棄) (4) 証券取引口座の閉鎖 1. 閉鎖申込書の受入れ 2. 証券取引口座の閉鎖及び顧客データベース上の個人番号の削除 3. 個人番号届出書(仮称)の抜き取り(10年経過後の年度末に廃棄) 【理由】個人番号の「目的外保管の禁止」に対応するため、個人番号が記載された書類・帳票等については、法定保存期限到来後は速やかな廃棄が必要となる。書類・帳票等のレイアウト・抜き取りを前提とした保管方法を含め、現行の業務ローの見直しが必要となることから、対応要件の整理を行うために、上記の考え方でよいかを確認したい。なお、システム上に登録している個人番号については、口座閉鎖後は支払調書等を作成すべき取引も発生せず、不要となることから、証券保管振替機構に対して削除通知を行うタイミングと同期をとって、証券取引口座の閉鎖時点で削除することとする。</p>	<p>個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。このような番号法の趣旨に沿うように個人番号削除に関する手法を工夫してください。</p>
40	<p>2. 別冊 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン3. 3-(3)A 収集制限  意見：個人に個人番号カードが配布されると、契約時に本人確認書類の提示を求めた場合に、個人番号カードを提示するケースが想定されます。 当社は業務プロセス上対面窓口を持たないので、本人確認書類を提出してもらう必要がありますが、その場合以下の整理で法令上問題ないかご教示ください。 1) 本人が個人番号部分をマスキングして提出してきた場合、当該個人番号カードは特定個人情報に当たらないので収集には該当しない。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	2) 当社が個人番号部分のマスキングを求めたにも関わらずマスキングせず提出をしてきた場合でも、当社において個人番号部分をマスキングした上で確認手続を行えば、当該個人番号カードは特定個人情報に当たらないので収集には該当しない。	
41	<p>【頁数】15  【項番】3-(3)-A 注釈4  【意見内容】営業担当者から個人番号管理担当者への書類受渡に関する記載の中で、「できるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし」とあるが、「できるだけ速やかに」とは各金融機関の事務体制を踏まえた合理的な期間に受渡しをすればよいか確認したい。  【理由等】本件は法令違反とされる重要事項であると思料。そのため、明確な指針を示していただきたい。また、事務能力を超えた対応を求められる場合、金融機関として抜本的な事務見直しが必要。</p>	御理解のとおり、「できるだけ速やかに」とは各金融機関の事務体制を踏まえた合理的な期間に受渡しをすればよいという趣旨です。
42	<p>【該当箇所】(別冊)第3-(3)収集・保管制限  【意見】・金融機関が、個人番号関係事務とは関係ない事務において、本人確認書類(個人番号カード・住民票の写し等)を取寄せる場合、個人番号の記載がある書類を郵送で受付けることも想定される。・この場合、手続き依頼時に、個人番号の記載のない個人番号カード・住民票の写し等の提出を案内していれば、法令上収集できない不要な情報として個人番号を金融機関にてマスキングすることができ、当該書類は通常の個人情報として管理することで良いか、確認させていただきたい。  【理由等】個人番号関係事務以外でも個人番号の記載がある書類を受け付ける可能性があり、事務負荷の軽減から、左記取扱いを認めていただきたい。</p>	御理解のとおりです。なお、個人番号の記載のない書類を送付するよう事前に告知しなかった場合には、個人番号をマスキングする旨の連絡をすることが望ましいと考えられます。
43	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】16  【番号】3-(3)B  【ご質問・意見】  損害保険の実務として、対人賠償責任保険や自賠責保険等において、休業損害の証明資料として確定申告書や源泉徴収票の写の提出を受けることがある。これらは損害を立証する書類であり、受領・保管は不可避となるが、当該書類に個人番号の記載があった場合の取り扱いとして、マスキング対応以外にも許容される対応があるか確認したい。</p>	個人番号部分を不可逆的に見えないようにする方法であればよいと考えます。
44	<p>【ガイドライン】金融業務  【頁】15  【番号】3-(3)  【ご質問・意見】「書類を受け取る担当者は、支払調書作成事務を行う担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元にその書類の控え等を残してはならない」と記載されているが、書類を受取る担当者(もしくは委託代理店等)を経由する特定個人情報に記載された書類について、当該特定個人情報をマスキングするといった「書類を受け取る担当者が当該特定個人情報を見ることができなくなるような措置」までは求められていないという理解でよいか確認したい。</p>	個人番号が記載された書類等を受け取る担当者も、個人番号関係事務実施者たる金融機関の一部として個人番号関係事務に従事する者となります。したがって、その担当者が特定個人情報を見ることができないように個人番号をマスキングする措置は必要ありません。
45	(該当箇所) 別冊の15ページA3つ目の「*」(意見)番号法上、金融機関が所得確認をする際に、所得証明書類に個人番号が記載されていた場合には、金融機関はこれを「収集」してはならないことから、本ガイドラインでも、個人番号が記載された所得証明書類を受け取る場合には、受取前にマスキング処理することを要求している。本ガイドラインの当該記載は、金融機関窓口で対面により所得証明書類の確認がな	顧客から個人番号が記載された書類の送付を受け、これを保管した場合には、番号法第20条(収集等の制限)の保管制限に該当します。したがって、番号法で規定されている事務を行うため以外の目的で、個人番号が記載された書類や画像データを保管することはできませんので、あら

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>される場面を想定したものと思われるが、金融機関の実務においては、所得証明書類の確認事務は必ずしも顧客との対面によりなされるとは限らず、原本コピーの郵送（①）、自動契約機によるスキャン（②）、スマートフォンアプリによる画像送信（③）等、様々な場面が想定される。</p> <p>これらの場面においては、番号法上の「収集」の解釈如何によっては、実務上、マスキング処理が不可能又は著しく困難な事態が生じ得る。例えば、①の例で言えば、金融機関の担当者が受領した郵便物を開封して中身を確認したところ個人番号が記載されていることを発見したような場合には、既に「収集」されたことになってしまうのが問題となり得る。また、②③の例で言えば、自動契約機やスマートフォンアプリ経由で送信された画像データが送信と同時に金融機関のサーバに一時保存されるようなシステムを構築している場合、当該サーバへの保存が金融機関による「収集」に該当してしまうとすれば、金融機関はそれより前の段階で自動マスキング処理をするための技術的措置を講ずるといった対応を行う必要があるが、このような対応は事実上不可能であると考えられる。</p> <p>この点については、本ガイドラインで示された「収集」の定義（「集める意思を持って自己の占有に置くこと」）に照らし、上記のいずれの場面においても、「集める意思を持って」の要件を欠く閲覧行為が行われたものにすぎず、「収集」に当たらないと解してよいか。</p> <p>（理由） 本ガイドラインで示された「収集」の定義（「集める意思を持って自己の占有に置くこと」）によれば、上記のいずれの場面についても、個人番号については「集める意思を持って」の要件を欠くため、「収集」に当たらず、提示を受けたに止まるものと解することは十分可能であると考えられるものの、本ガイドライン上、そのような解釈は明示されていないため。</p>	<p>はじめ書類等の送付依頼時に個人番号部分のマスキングを依頼するか、送付された時点で金融機関において当該書類や画像データの個人番号部分を修復できない程度にマスキング又は削除する必要があります。</p>
46	<p>（該当箇所） 別冊 の 15 ページ 25 行目</p> <p>（意見）金融機関が、借入申込時の所得証明書類として、給与所得の源泉徴収票等の個人番号が記載された書類の提示を受けた場合、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば受け取ることが可能であるとされているが、「当該書類の個人番号部分を復元できない程度」が具体的にどの程度のものを意味するのかについて、本ガイドラインでは明示されていない。この点については、書面により書類の提示を受けた場合には、受け取った書類の個人番号該当箇所を油性マジックにより塗りつぶす、電磁的方法により書類の提出を受けた場合には、速やかに個人番号が記録された元データを消去する、といった対応を行えば足りると解してもよいか。</p> <p>（理由）個人番号が記載された書類の提示を受けた場合のマスキング方法については様々な方法が考えられるところ、本ガイドラインではこの点が明示されていないため。</p>	<p>「個人番号部分を復元できない程度」とは、記載の説明で御理解いただけると考えられますので、適切な方法を御判断ください。</p>
47	<p>（該当箇所） 別冊 の 19 ページ 21 行目</p> <p>（意見）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という）第14条により、個人番号の提供を受ける方法、及び法16条に基づき当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及びに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受ける方法として、セキュアな環境（SSL環境等）が確保された個人番号利用事務等実施者のインターネットサイトの入力フォームより、個人番号を入力し、個人番号カード又は通知カード及び主務省令で定める書類の画像を送信する方法によることが可能であることを確認したい。セキュアな環境（SSL環境等）を通じて情報やデータを送信する方法は、インターネットが普及した現代において、各種電子取引等において利用されている方法であり、郵便や対面により情報やデータを授受する方法に比べて利用者の利便性が高いため個人番号の取得に大きく貢献するものと思われる。一方で、本方法が認められない場</p>	<p>個人番号を収集する方法については番号法上特段の規定はありませんが、安全管理措置に則して行っていただくこととなります。また、電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合には、番号法施行規則第4条に従って本人確認をしていただくこととなります。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>合には、利用者の利便性が低下するだけでなく、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認等の業務を主として本方法で行っている弊社にとっては、過大な負担を強いられることとなるため、是非とも認めていただきたい。</p> <p>(理由) 解釈の明確化のため。</p>	
48	<p>(該当箇所) 別冊の18ページ1行目</p> <p>(意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、個人番号の提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及びに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けるとされているが、同時期に租税特別措置法に掲げる非課税口座の開設の申し込みを受けた場合、非課税適用確認書の交付を受けるための申請書に添付された、租税特別措置法施行令第25条第13項及び15項の規定により金融商品取引業者に提出される住民票の写し等をもって、当該主務省令で定める書類の提示を受けたと扱ってよいか。</p> <p>(理由) 実務上の方法として実施する可能性があり、ガイドライン上からは読み解けなかったため。</p>	<p>御指摘の本人確認と番号法上の本人確認とは別個の手続ですので、仮に同時に行うのであれば、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に則して適切に行ってください。</p>
49	<p>(該当箇所) 別冊の18ページ1行目</p> <p>(意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」という)第14条の規定に従い金融機関等が個人番号の提供を受ける際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき既に当該金融機関等が本人確認済みの者に対しては、法第16条に基づき個人番号の提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及びに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を省略できることとしていただきたい。</p> <p>(理由) 利用者の利便性向上が図られ、個人番号の取得に大きく貢献するものと思われるため。</p>	<p>両者の本人確認の趣旨は異なりますので、番号法上の本人確認は、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に則して適切に行っていただく必要があります。</p>
50	<p>【頁数】18,19</p> <p>【項番】3-(4)</p> <p>【意見内容】 犯収法等の規定により、本人確認事務として、窓口で受入れた資料の種類(運転免許証など)、確認資料番号(運転免許証の番号)をシステムに登録しているが、個人番号カードを確認資料として受け入れを行った場合、種類として個人番号カードであることを登録することは問題ないが、確認資料番号として個人番号を登録することはできないと認識しているが、この理解で問題ないか確認したい。種類として個人番号カードであることを登録することも問題ありということであれば、個人番号カードを個人番号関連事務以外の銀行全般の本人確認事務において活用することはできないという理解でよいか確認したい。</p>	<p>御理解のとおり、個人番号カードを「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)上の本人確認書類として利用することはできますが、その場合、個人番号部分を登録することは特定個人情報の収集制限違反となりますので御留意ください。</p>
51	<p>(該当箇所) 別冊の18ページ14行目</p> <p>(意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」という)第14条により、個人番号の提供を受ける方法、及び法第16条に基づき、個人番号の提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及びに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受ける方法として、日本郵便等が提供する「本人限定受取郵便等」を利用して行う方法(配達員が、郵便物の配達時に利用者より個人番号の提供を受け、かつ主務省令で定める書類の提示を受ける方法)が可能であるか否か確認したい。</p> <p>(理由) 実務上の方法として実施する可能性があり、ガイドライン上からは読み解けなかったため。</p>	<p>番号法施行規則第11条の規定に則して行っていただくこととなります。</p>
52	<p>【該当箇所】2ページ 上から2つ目のアスタリスク</p> <p>【意見】 現在、非課税申告書(所得税法第11条第3項)及び源泉徴収不適用申告書(租税特別措置法第3条の3第6項)については、新たな銘柄の預りが発生する都度、顧客の名称、住所、銘柄名等をシステムでプレ印字した申告書を作成し、顧客の押印後に受入れ、税務署に提出している。番号法の施行により、当該申告書に法人番号の記載が追加されたが、顧客より受入れた法人番号をシステムでプレ印字することは可能との理</p>	<p>本ガイドラインは、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関するものであり、法人番号については内閣官房、国税庁等の関係省庁に問い合わせてください。</p>

No	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>解でよいか。なお、法人番号がブレ印字された申告書を受け入れる際には、当該法人番号に係る法人番号通知書等の提示は不要との理解でよいか。また、この場合、利用目的に「申告書提出事務」のような特定・通知は不要との理解でよいか。</p> <p>【理由】前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の保険契約にもとづく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用することができるかと解されている。支払調書作成事務のために提供を受けた法人番号について、申告書等の提出事務のために利用することができるかを確認したい。</p>	
53	<p>【頁数】 2、9 【項番】 1-（1）、3-（1） 【意見内容】 カードの紛失や不正使用等により一度付与された個人番号が変更となる可能性はあるが、変更となった場合、顧客が銀行に対して申告義務を負っており、銀行は顧客に対して定期的に変更の有無を確認する義務を負わないと認識している。 個人番号に変更が生じた場合、顧客が金融機関に届出しない場合は、金融機関は個人番号の変更を認識できず、変更前の個人番号にて支払調書等を作成することになるので、新たな個人番号を通知する際に、金融機関に変更となったことを通知するよう、周知・説明していただきたい。 【理由等】 個人番号が変更となった場合の周知・説明を行っていただきたい。</p>	<p>個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 19 条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められており、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者についても正確性の確保に努めることが望ましいと考えられます。したがって、個人番号が変更されたときは顧客から金融機関に申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がないか確認することが考えられます。</p>
54	<p>【頁数】 4 【項番】 1-（2） 【意見内容】 取得した個人番号を行内システムに登録した場合、営業担当者が個人番号関連事務において、端末に ID およびパスワードを入力の上、個人番号を照会・閲覧することになる。その際に照会・閲覧できる営業担当者に制限を設ける必要はないという理解でよいか確認したい。 個人番号を照会・閲覧できる営業担当者の制限が必要な場合、どのような制限を設ける必要があるか具体的にご提示いただきたい。 【理由等】 個人番号を端末にて照会・閲覧する際の営業担当者の制限について、明記されていないため。</p>	<p>営業担当者に個人番号を照会・閲覧する権限を与えるかは金融機関の判断によります。照会・閲覧する権限を与える場合は、営業担当者が個人番号関係事務以外で個人番号の利用等を行わないよう必要かつ適切な監督を行う必要があります。</p>

※なお、上記意見のほか、本ガイドラインの内容とは関係がないと考えられる御意見が 4 件ありました。御意見ありがとうございました。